

令和 6 年度 認証評価

# 愛国学園短期大学

## 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

## 目次

|                                        |        |
|----------------------------------------|--------|
| [様式 1～8] 自己点検・評価報告書 .....              | - 0 -  |
| 自己点検・評価報告書 .....                       | - 2 -  |
| 1. 自己点検・評価の基礎資料 .....                  | - 3 -  |
| 2. 自己点検・評価の組織と活動 .....                 | - 15 - |
| 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....                | - 18 - |
| [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....                | - 18 - |
| [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....                | - 22 - |
| [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....                | - 29 - |
| 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....                  | - 37 - |
| [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....                 | - 37 - |
| [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....                 | - 52 - |
| 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....                  | - 66 - |
| [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....                 | - 66 - |
| [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....                 | - 74 - |
| [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] ..... | - 79 - |
| [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....                 | - 81 - |
| 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....              | - 89 - |
| [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....          | - 89 - |
| [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....           | - 90 - |
| [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....                | - 95 - |
| 【資料】                                   |        |
| [様式 9] 提出資料一覧                          |        |
| [様式 10] 備付資料一覧                         |        |
| [様式 11-1～20] 基礎データ                     |        |

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛国学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 25 日

理事長

織田 奈美

学長

平尾 和子

ALO

小田島 祐美子

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

愛国学園短期大学の設立母体である学校法人愛国学園は、昭和 13 年 12 月に設立された財団法人織田教育財団を前身としている。当初この財団が開設した学校は、本科 4 年、専修科 2 年の愛国女子商業学校であったが、第二次大戦後に行われた学制改革により、昭和 22 年、愛国女子商業学校は愛国中学校と改称し、同 23 年には全日制の愛国高等学校を開設した。

また、財団法人織田教育財団は、昭和 26 年 3 月に学校法人愛国学園に改組され、その傘下に愛国学園女子短期大学をはじめ下記学校法人略年譜記載の学校が開設された。愛国学園短期大学は、同 37 年愛国学園女子短期大学が開設され、当初家政科のみであったが、同 40 年商経科が増設された。その後、昭和 45 年に校名が愛国学園短期大学と変更されたが、平成 10 年、愛国学園大学の開設に伴い、同 11 年に商経科は廃止され、再び家政科単科の短期大学となって現在に至っている。

## &lt;学校法人の沿革&gt;

|              |                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 13 年 12 月 | 財団法人織田教育財団設立                                                                             |
| 昭和 13 年 12 月 | 愛国女子商業学校が文部大臣により認可                                                                       |
| 昭和 22 年 4 月  | 新制度により愛国中学校を併設                                                                           |
| 昭和 23 年 3 月  | 愛国高等学校を開設                                                                                |
| 昭和 26 年 3 月  | 新制度により財団法人を学校法人愛国学園と組織変更                                                                 |
| 昭和 37 年 2 月  | 愛国学園女子短期大学家政科開設                                                                          |
| 昭和 40 年 1 月  | 愛国学園女子短期大学商経科増設                                                                          |
| 昭和 40 年 2 月  | 愛国学園女子短期大学附属龍ヶ崎高等学校を開設                                                                   |
| 昭和 44 年 2 月  | 愛国学園保育専門学校を開設                                                                            |
| 昭和 45 年 9 月  | 愛国学園女子短期大学を愛国学園短期大学に校名変更                                                                 |
| 昭和 55 年 3 月  | 愛国学園短期大学附属四街道高等学校を開設                                                                     |
| 平成 10 年 4 月  | 愛国学園大学を開設（愛国学園短期大学附属龍ヶ崎高等学校を愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校に、愛国学園短期大学附属四街道高等学校を愛国学園大学附属四街道高等学校にそれぞれ校名変更） |
| 平成 11 年 3 月  | 愛国学園短期大学商経科を廃止                                                                           |

## 愛国学園短期大学

### < 短期大学の沿革 >

|             |                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 昭和 37 年 2 月 | 東京都江戸川区に愛国学園女子短期大学家政科開設<br>文部科学大臣より、中学校教諭二級免許状（家庭）取得課程の認定を受ける    |
| 昭和 38 年 4 月 | 家政科が厚生大臣より栄養士養成施設として指定される                                        |
| 昭和 40 年 1 月 | 商経科を増設                                                           |
| 昭和 45 年 9 月 | 愛国学園女子短期大学を愛国学園短期大学に校名変更                                         |
| 昭和 55 年 3 月 | 愛国学園短期大学附属四街道高等学校を開設                                             |
| 昭和 60 年 4 月 | 家政科を家政専攻・食物栄養専攻に専攻分離<br>以降家政科食物栄養専攻が栄養士養成施設に指定されている              |
| 平成 10 年 4 月 | 千葉県四街道市に愛国学園大学開設に伴い、愛国学園短期大学商経科は学生募集を停止                          |
| 平成 11 年 3 月 | 商経科を廃止                                                           |
| 平成 12 年 4 月 | 家政科家政専攻が、教育職員免許法の改正に伴い、文部科学大臣より、中学校教諭二種免許状（家庭）を取得させる課程として再認定を受ける |
| 平成 26 年 4 月 | 家政科食物栄養専攻が、文部科学大臣より、栄養教諭二種免許状を取得させる課程として認定を受ける。                  |
| 平成 30 年 4 月 | 家政科家政専攻を生活デザイン専攻に専攻名変更                                           |
| 平成 31 年 3 月 | 中学校教諭二種免許状（家庭）、栄養教諭二種免許状に関する教育課程を廃止                              |

### (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

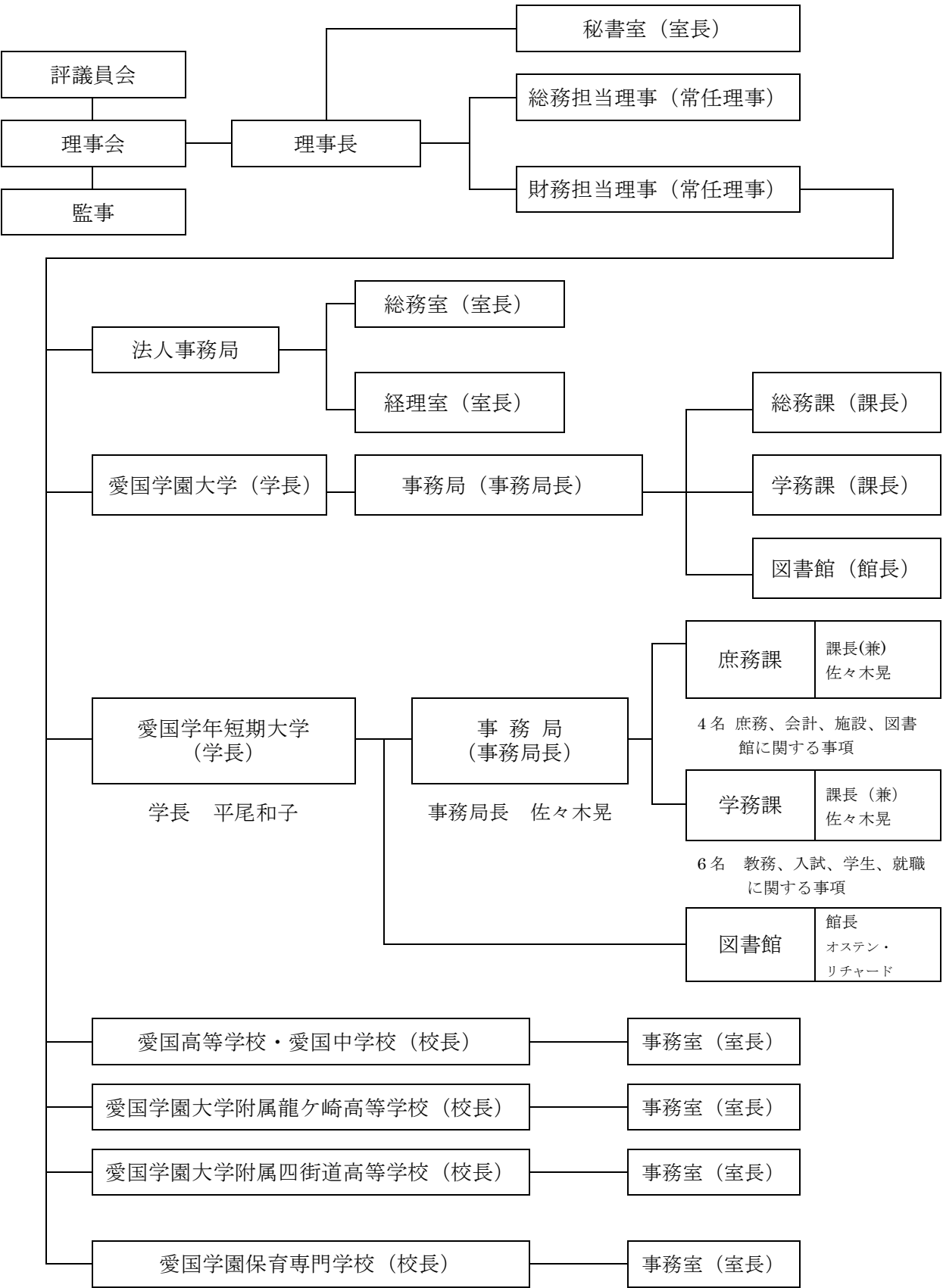
| 教育機関名           | 所 在 地            | 入学定員 | 収容定員 | 在籍者数 |
|-----------------|------------------|------|------|------|
| 愛国学園短期大学        | 東京都江戸川区西小岩 5-7-1 | 100  | 200  | 72   |
| 愛国学園大学          | 千葉県四街道市四街道 1532  | 100  | 400  | 60   |
| 愛国学園保育専門学校幼児教育科 | 東京都江戸川区西小岩 5-7-1 | 50   | 100  | 68   |
| 愛国高等学校衛生看護専攻科   | 東京都江戸川区西小岩 5-7-1 | 40   | 80   | 68   |
| 愛国高等学校          | 東京都江戸川区西小岩 5-7-1 | 360  | 1080 | 310  |
| 愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校 | 茨城県龍ヶ崎市若柴町 2747  | 120  | 360  | 67   |

愛国学園短期大学

|                     |                    |     |     |     |
|---------------------|--------------------|-----|-----|-----|
| 愛国学園大学附属<br>四街道高等学校 | 千葉県四街道市四街道 1532-16 | 180 | 540 | 109 |
| 愛国中学校               | 東京都江戸川区西小岩 5-7-1   | 80  | 240 | 32  |

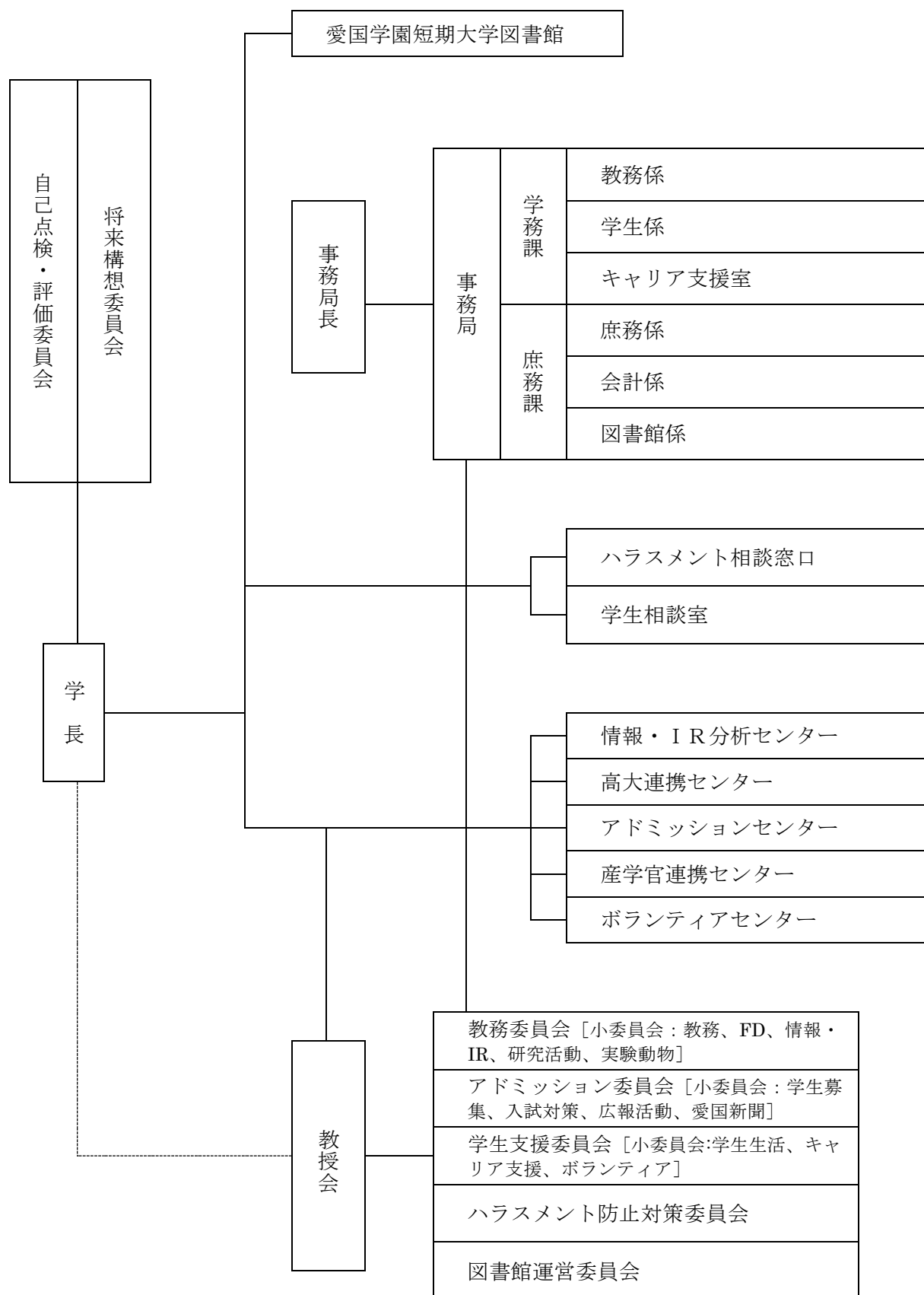
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在



# 愛国学園短期大学

## 愛国短期大学 委員会組織、事務組織図





(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の位置する江戸川区の人口は約 69 万人で、東京 23 区の中では世田谷区、練馬区、大田区に次いで第 4 位である。ただし、近年はほぼ横ばいに推移しているものの、「江戸川区人口ビジョン」（平成 28 年 3 月）によると、平成 42 年（令和 12 年）にピーク（70.1 万）に達し、その後減少に転じるとされている。

なお、東京都の人口も、現在は増加傾向にあるが、令和 12 年にピーク（1424 万人）を迎え、その後減少に転じるとされている（東京都令和 5 年 3 月公表）。

東京都・江戸川区の人口推移（人） 住民基本台帳による (1 月 1 日現在)

|      | 令和 2 年     | 令和 3 年     | 令和 4 年     | 令和 5 年     | 令和 6 年     |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 江戸川区 | 700,079    | 696,123    | 689,739    | 688,153    | 689,961    |
| 東京都  | 13,834,925 | 13,843,525 | 13,794,933 | 13,841,665 | 14,105,098 |

江戸川区における 5 年ごとの年齢階級で見た女子の人口（19 歳まで）は、下表の通り令和 2 年以降、全階層で減少している。前回の認証評価時である平成 28 年度では、短期大学修学年齢層である 15～19 歳人口が微増していた状況と比べると、社会移動による増減も考えられるが、自然増・自然減で見る限り、江戸川区においても、今後、短期大学入学のポテンシャルとなる年齢層が減少していくことが見て取れる。

一方で、江戸川区においても高齢化はさらに進展しており、平成 26 年度に初めて 65 歳以上の高齢者の割合が 20%を超え（20.2%）、令和 6 年 1 月 1 日現在では 21.3%となっている。

江戸川区の女子人口（住民基本台帳による） (各年 1 月 1 日現在)

|         | 令和 2 年 |     | 令和 3 年 |    | 令和 4 年 |    | 令和 5 年 |    | 令和 6 年 |    |
|---------|--------|-----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|
|         | 人口     | 趨勢  | 人口     | 趨勢 | 人口     | 趨勢 | 人口     | 趨勢 | 人口     | 趨勢 |
| 0～4 歳   | 14,374 | 100 | 13,578 | 94 | 12,696 | 88 | 12,046 | 84 | 11,631 | 81 |
| 5～9 歳   | 14,622 | 100 | 14,468 | 99 | 14,329 | 98 | 13,913 | 95 | 13,637 | 93 |
| 10～14 歳 | 14,820 | 100 | 14,713 | 99 | 14,645 | 99 | 14,531 | 98 | 14,314 | 97 |
| 15～19 歳 | 16,576 | 100 | 15,981 | 96 | 15,466 | 93 | 15,295 | 92 | 15,512 | 94 |

[注] 趨勢は令和 2 年を 100 とした場合

## 愛国学園短期大学

### ■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

過去 5 年間の本学入学者の出身地（出身高等学校の所在地）は、東京都が毎年ほぼ 70% 以上となっており、千葉県と合わせれば 80%以上となっている。

| 地域   | 令和元<br>(2019)<br>年度 |           | 令和 2<br>(2020)<br>年度 |           | 令和 3<br>(2021)<br>年度 |           | 令和 4<br>(2022)<br>年度 |           | 令和 5<br>(2023)<br>年度 |           |
|------|---------------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
|      | 人数<br>(人)           | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)            | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)            | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)            | 割合<br>(%) | 人数<br>(人)            | 割合<br>(%) |
| 都内   | 35                  | 76.1      | 25                   | 53.2      | 27                   | 65.9      | 28                   | 70.0      | 23                   | 67.6      |
| 千葉県  | 6                   | 13.0      | 9                    | 19.1      | 9                    | 22.0      | 5                    | 12.5      | 3                    | 8.8       |
| 茨城県  | 2                   | 4.3       | 6                    | 12.8      | 2                    | 4.9       | 1                    | 2.5       | 3                    | 8.8       |
| 埼玉県  | 2                   | 4.3       | 3                    | 6.4       | 0                    | 0.0       | 3                    | 7.5       | 2                    | 5.9       |
| 神奈川県 | 0                   | 0.0       | 0                    | 0.0       | 2                    | 4.9       | 1                    | 2.5       | 0                    | 0.0       |
| その他  | 1                   | 2.2       | 4                    | 8.5       | 1                    | 2.4       | 2                    | 5.0       | 3                    | 8.8       |
| 合計   | 46                  | 100.0     | 47                   | 100.0     | 41                   | 100.0     | 40                   | 100.0     | 34                   | 100.0     |

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 5（2023）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

### ■ 地域社会のニーズ

上記のように、江戸川区在住の女子年齢階層別の 15～19 歳人口を見ると、令和 2 年から令和 6 年に至るまで継続的に減少しているものの、区内唯一の短期大学として地域社会のニーズはあるものと考え、次のような地域に根ざした活動を行っている。

本学では、地域に向けた公開講座を平成 22 年度より実施しており、令和 5 年度においては、前後学期合わせて 26 講座を開講し、受講者数は 202 名を数えた。

高齢化が進む現状の中で、高齢者を支援することなどを目的として履修証明プログラムを平成 27 年度より開設し、今年度は「人生 100 年時代の健康と豊かな生活を支援するために」と題して、主にリカレント教育の場と位置付けている「介護・福祉コース」と生涯学習の場と位置付けている「生活彩りコース」の 2 コースを開設した。

### ■ 地域社会の産業の状況

江戸川区の 2014（平成 26）年の産業別従業者数の総数は約 19 万人となっており、そのうち第 3 次産業の従業者数が従業者全体の 82%を占めている。産業中分類ごとにみると、卸売業・小売業の従業者数が約 4 万人と最も多く、次いで医療・福祉、製造業、運輸業・郵便業となっている。従業者数からみる産業構造は、製造業などの第二次産業が縮小し、サービス業などの増加により第三次産業の割合が増加の傾向にある。

江戸川区の製造業の事業所数は1990（平成2）年以降減少傾向にあり、1990（平成2）年に約5,000事業所であったものが2011（平成25）年には2,000事業所余りとなっている。製造業の従業者数や製造品出荷額等もこの間減少の傾向にあり、従業者数は36,000人から15,000人に、製造品出荷額等は6500億円から2500億円になっている。

江戸川区の2014（平成26）年の卸売・小売業の事業所数は約3,600店、年間販売額は9241億円と、1991（平成3）年と比べてそれぞれ約48%、約32%減少している。従業者数も約20%減少して3万人足らずとなっている。事業所数の減少は小売で、年間販売額の減少は卸売業でより顕著になっている。

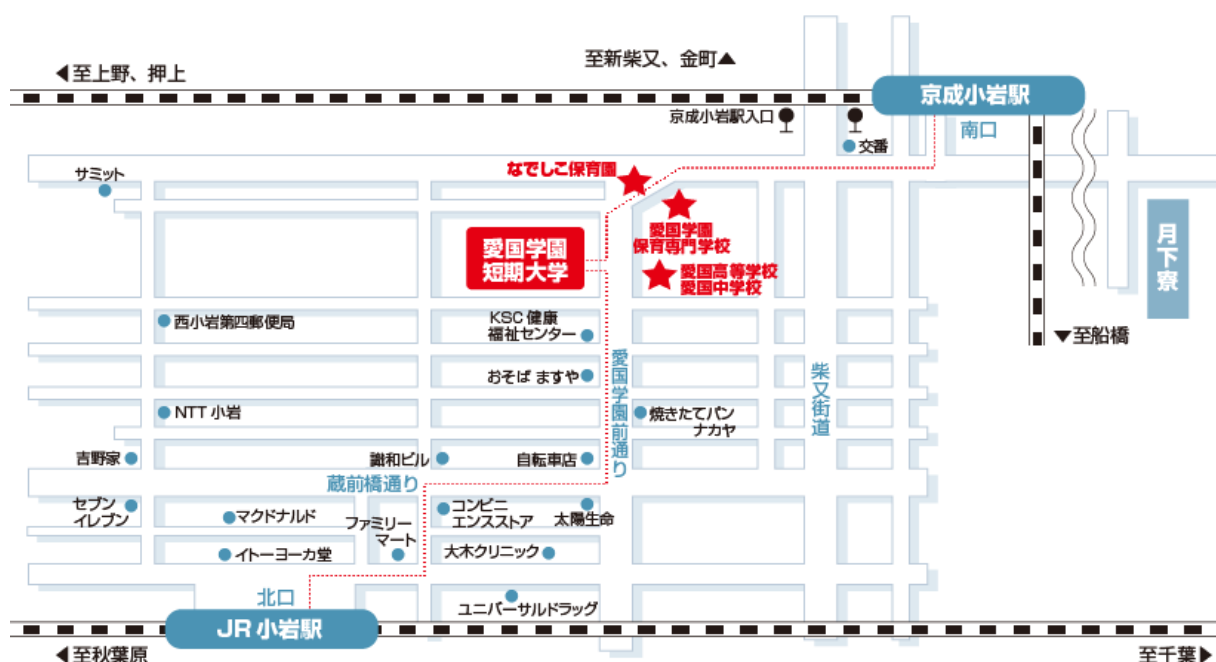
第1次産業に従事している者は極めて少ない（0.2%）ものの、江戸川区の特産品としては、小松菜があり、小松菜を使用した小松菜焼酎も定評がある。江戸川区にはインドから移住している人も多く、近年「メティ」という野菜を商品として販売している。

（平成28年経済センサスより）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



## 愛国学園短期大学



本学がその北部に位置している東京都江戸川区は、人口約 69 万人（令和 5 年）、面積 49 平方 km で、東京 23 区内の中で最東部に位置している。北は葛飾区、西は墨田区及び江東区と接し、さらに東は江戸川を隔てて千葉県市川市と、南東部は千葉県浦安市と接しており、南側は、東京湾を臨む。

江戸川区の公共輸送機関としては、東西に京成線、JR 総武線、都営地下鉄新宿線、東京メトロ東西線、JR 京葉線があり、南北にはバスの便が発達している。小岩は中でも、最北部に位置している。西側は葛飾区に接し、東側は千葉県市川市に接している。

本学は、JR 総武線小岩駅（江戸川区）より徒歩 13 分、京成線小岩駅（江戸川区）より徒歩 5 分のところにあり、また、北総開発線新柴又駅（葛飾区）より徒歩 18 分、JR 常磐線金町駅（葛飾区）よりバス 12 分（「京成小岩駅入口」バス停より徒歩 2 分）のところに位置し、アクセスに非常に恵まれている。JR 小岩駅は、JR 秋葉原駅からわずか 16 分、千葉駅まで約 30 分の距離にあり、東京都心と千葉市の中心とのほぼ中間点にある。埼玉県方面からは、東部伊勢崎線方面や JR 京浜東北線方面から京成線への乗り換えが便利であり、茨城県方面からも、つくばエクスプレス利用や常磐線利用によりアクセスが容易で、本学は、交通至便の地にあるといつてよい。

### （5）課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

#### （a）改善を要する事項（向上・充実のための課題）

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

#### （1）〔テーマ A 教育課程〕

○ 学科・専攻課程ごとのカリキュラム・マップの策定や GPA の導入、学習成果到達度アンケートに基づく学生の自己評価などにより学習成果の査定を行っているが、査定結果の活用が十分とはいえないので組織的な取り組みが望まれる。

(2) [テーマ B 学生支援]

○ 就職内定率は毎年高い水準を保っているものの、食物栄養専攻の就職希望者数の割合に比較して、家政専攻の割合が低いことから、高校生のニーズ、卒業生の進路先の聞き取り調査などのニーズに合わせたキャリア支援の検討が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

(3) [テーマ D 財的資源]

○ 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、収容定員の充足に努められたい。

(b) 対策

(1)

カリキュラムツリー、カリキュラム・マップと三つの方針、学習成果（到達目標）を統合したうえで科目との関係を示した履修系統図を作成し、学生の履修および教職員の学生指導に活用できるようキャンパスガイドに記載して配付した。一方で、科目のナンバリングは教務委員会で作成したものの公表及び活用には至っていない。これは教育課程表及び履修系統図が学習の段階や順序等、教育課程の体系性を明示できており、実質的な機能を有していると考えられるためである。

学習成果に対応した学業成績のルーブリックを用いた評価を令和 2 年度より全科目で実施した。GPA のフィードバックについては、一部の学生に留まっている。

学習成果の獲得状況の評価する手段の一つとして、就職先の聞き取り調査に加え、就職先へのアンケート調査を実施することとした。また、卒業生へのアンケート調査は、ウェブアンケートフォームを用いることとした。

(2)

教育課程において資格取得につながる科目「ビジネスマナー」等を設置した。教育課程外では「医療事務支援講座」「フード系資格支援講座」等の資格取得支援講座を設置した。支援講座の受講に専攻の制限はないが、就職する際に免許や資格が大きな力となることから、主として生活デザイン専攻（旧家政専攻）の資格取得の幅を広げ、就職志向を高めることができるように設けたものである。

また、教員やキャリア支援室が個別指導を行うなど積極的に支援を行い、資格取得や検定合格に繋げている。1 年次前学期の必修科目「キャリア形成Ⅰ」では、就職活動を円滑に進めるための基礎知識の修得、1 年次後学期の選択科目「キャリア形成Ⅱ」では、実践に向けた履歴書の作成指導、模擬面接、SPI 試験対策や企業人事担当者を招聘し企業研究会を開催するなどして学生の就職活動に資するようにした。なお、学生の就職試験対策は個別支援も行なっている。

卒業時の就職状況、卒業生へのアンケート調査結果や就職先へのアンケート調査結果を分析している。例えば、分析の結果、離職した卒業生が多い傾向が見受けられたため、これに対応するため、「仕事興味・価値観検査」を実施し、就職先のミスマッチを防ぐ

取り組みを行なっている。さらに、就職先企業の実態、実情を学生がよく知ることが、ミスマッチを防ぐことに必要と考え、「キャリア形成Ⅰ」で学内セミナー型インターンシップやキャリア支援室が企画するインターンシップを行っている。また、「キャリア形成Ⅰ」及び「同Ⅱ」を通じて外部講師を招聘したセミナーを7回開催したほか、卒業生との就職座談会や、就職未内定者を対象とした就職支援紹介会社による個別相談会も開催した。

上記の就職支援に当たっては、個々の学生の特性や生活デザイン専攻及び食物栄養専攻それぞれの就職動向に即し、学生が進路として就職を希望し、内定につながるようきめ細かな対応を行っている。

(3)

短期大学を取り巻く環境は年々厳しく、短期大学数は減少している。高校生の四年制大学や専門学校志向が強まっているといわれる中においても、高等教育機関である短期大学志望者は一定数ある。

本学では、社会的な要請や学生のニーズに沿うよう毎年度カリキュラムを見直すなどそのニーズに応えるための努力を続けている。特に家政専攻（現、生活デザイン専攻）については、同専攻のカリキュラムの改正に一定の制約を課していた教職課程を平成30年度入学生をもって廃止するとともに、平成31年度からは教育課程を全面的に見直して近年の社会的なニーズにより沿ったものとした。なお、令和6（2024）年度4月からは、高等学校の新学習指導要領、SDGs、国際化等を踏まえた科目の新設及び整理を行ったり、学生の専攻科目選択の自由度を増すことを目的とした科目の整理統合を行ったり、「卒業演習」の科目を充実させ、学生の学習成果の質の担保を図ることとしている。

学生募集については、教職員が一丸となって高等学校訪問、オープンキャンパス等のイベントに取り組んでいる。オープンキャンパスなどのイベントには、学生企画による学生目線に立った企画を試行的に取り入れ本学の魅力を伝える効果の向上を図った。また、卒業生にも声かけをしてオープンキャンパス等のイベントに招聘し、在学中の経験や卒業後の進路など本学の魅力や進路をPRすることで受験生確保につなげている。訪問した高等学校に対しては、後追いの情報発信を行うなど進路指導教員担当者との信頼関係構築を図っている。専門誌や専門サイトへの本学情報の掲載、ウェブサイトの充実、入学者選抜方法の見直し、ウェブ媒体やSNSを活用した募集広報、SEO対策WEB広告など、受験層に注目されるよう幅広い学生募集を行っている。

本学の在り方として掲げた「広く社会に貢献するとともに、地域に必要とされる短期大学」を目指す取組みとして、履修証明プログラムの開設、公開講座の充実、公開講演会の開催、イベント・レシピ開発等における江戸川区との連携など、幅広い活動を継続してきた。さらに、企業等との産学官連携活動にも取り組んでいる。

(c) 成果

(1)

三つの方針を策定し、教育の効果を測定するところまでは行なっているが、それらの

分析・評価が一部に留まっており、学生の学習成果の獲得にむけて十分に活用されていない。評価の指標や基準を策定する必要がある。

(2)

年度によりばらつきはあるが、生活デザイン専攻（旧家政専攻）の卒業生数に占める就職希望者数は向上してきている。

(3)

生活デザイン専攻の在籍者については、増加には至らないが、概ね横ばいに推移していて対策の効果によるものと思料される。反面、食物栄養専攻の在籍者については、徐々に在籍者を減らし、令和 6 年 5 月 1 日現在の在籍者は平成 28 年度の約半数という結果となっている。食物栄養専攻の減少が令和元年度以降、本学全体で収容定員充足率が 50%を切る状況の要因となった。学園外部からの入学者の増加に取り組んでいく必要がある。

定員充足率の改善に努めて収支のバランスをとり、さらに施設設備及び学習資源のさらなる充実に努める必要がある。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|              |
|--------------|
| (a) 改善を要する事項 |
| なし           |
| (b) 対策       |
|              |
| (c) 成果       |
|              |

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|                                            |
|--------------------------------------------|
| (a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」） |
| なし                                         |
| (b) 改善後の状況等                                |
|                                            |

|  |
|--|
|  |
|--|

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

|          |
|----------|
| (a) 指摘事項 |
| なし       |
| (b) 履行状況 |
|          |

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では公的資金の適正な管理については、文部科学省の策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19（2007）年 2 月 15 日文部科学大臣決定 平成 26（2014）年 2 月 18 日改正）に基づき、学長が競争的資金等の不正防止に係る基本方針を示すとともに、執行・管理に関わる組織体制を構築して役割分担とその責任を明確にすることにより、公的研究費の適正な執行を担保するとの基本的な方針の下に、執行管理に関わる規程等を定め、これに沿って厳格に執行・管理し、また毎年内部監査を実施して適正な執行を担保している。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

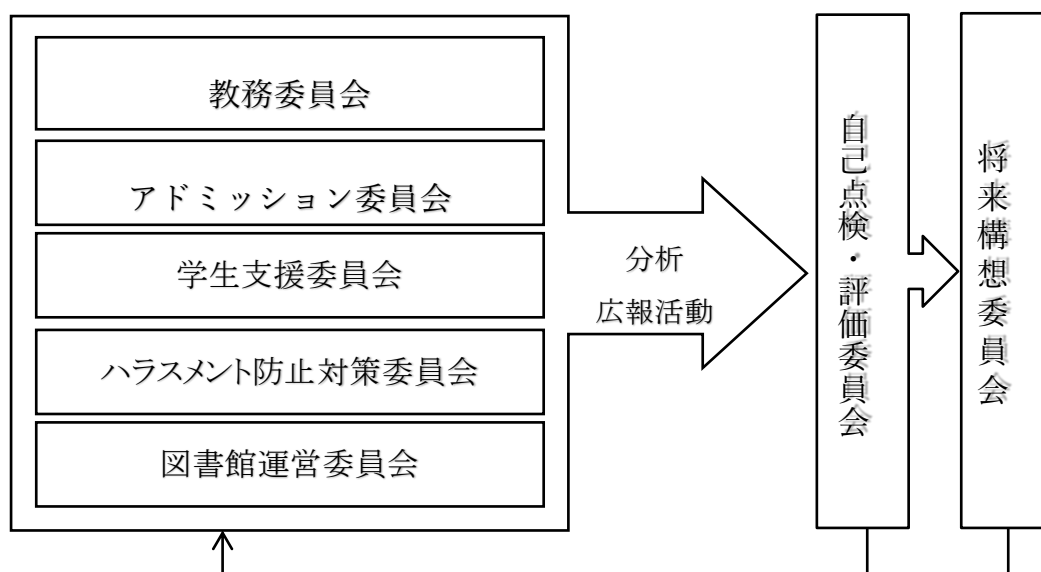
- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学は、学則第51条及び第52条において自己点検及び自己評価に係る活動並びに認証評価機関による認証評価の受評を規定しており、学則を受けて制定された「愛国学園短期大学自己点検・自己評価並びに認証評価に関する規程」（以下本項において「規程」という。）において、これらの活動の実施主体として自己点検・評価委員会（以下、本項において「評価委員会」という。）を置くこと、その組織、活動内容などを具体的に定めている。

なお、評価委員会は、学長、愛国学園短期大学各委員会規程に定める各委員会委員長、各小委員会委員長、ALO及び事務局長により構成している。そのため、教授会内で自己点検・評価を行う場合もある。



■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

上記のような組織構成としているのは、課題検討組織として設けられている各委員会が、自己点検・評価の日常的なPDCAサイクルの実施主体として機能を果たしていることから、各委員会委員長を評価委員会の構成員としているものである。規程においては、毎年度3月に定期的に評価委員会を開催して毎年度の活動報告及び点検評価、次年度の活動計画の報告などを行うこととしている。また、令和5年度においては6月、9月及び令和6年2月開催（令和5年度自己点検評価委員会議事録）していることに表れているように、必要に応じて点検評価委員会を開催している。これは、その構成員が教授会メンバーであり、教授会で審議を終えることができる場合が多く、各委員会等の組織の活動において課題の解消に取り組んでいる現状もあって、組織的なPDCAの牽引役である評価委員会の活動が低調になってしまっていると考えられる。しかし、各委員会の改善活動は担当する分野ごとのものであり、組織全体としての活動とはなっていないことから、今後は自己点検評価報告書に基づき組織全体として改善に向けた活動が担保されるよう、定期的な自己点検・評価委員会の開催を行なっていく必要がある。

なお、令和5年度は、FD研究会において認証評価をテーマに取り上げ、作業上の課題を確認している。

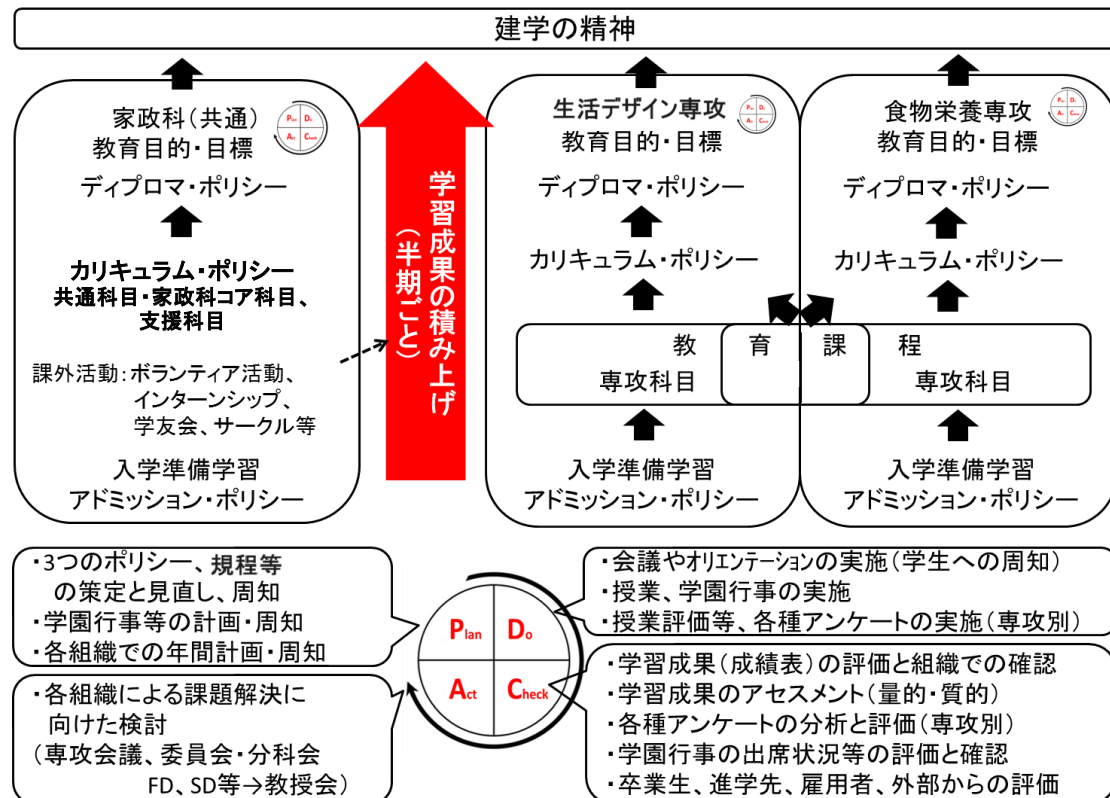


図 学習成果の概念図とPDCAサイクル

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

本学では、自己点検・評価は、教授会の下に「愛国学園短期大学自己点検・評価及び認証評価に関する規程」に基づいて組織された「自己点検・評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が推進することとされている。

令和6年度自己点検・評価報告書（以下本稿において「報告書」という。）については、令和5年9月の評価委員会において、前回の認証評価において充実・向上のための課題とされた事項への対応状況の確認や執筆分担、執筆に当たっての留意点などが説明されて学内周知を行い、平成6年度の報告書原案の執筆締切りを3月末とすることとされた。そして、その後徐々に寄せられた原案を、ALOを中心として、学長、教務委員会委員長、事務局長が取りまとめ作業を進めつつ、令和6年6月に開催した令和6年度の評価委員会において各段階における報告書案を同委員会構成員全員に示して意見を聴取し、これらの意見を踏まえてさらに記述内容を精査し、6月中旬に最終的な報告書が完成した。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

- 1 令和 5（2023）年度 Campus Guide
- 2 愛国学園短期大学学則[令和 5 年度]
- 3 愛国学園短期大学ウェブサイト「建学の精神/校訓/教育目的」
- 4 シラバス' 23

##### 備付資料

- 1 なでしこ八十 愛国学園創立八十周年記念誌
- 2 愛国新聞
- 3 新入生歓迎会次第
- 4 企業協定書一覧
- 5 公開講座ご案内
- 6 公開講演会ご案内
- 7 愛国学園短期大学履修証明プログラムのご案内
- 8 地域連携活動一覧
- 9 企業連携活動一覧
- 10 文化団体連携活動一覧
- 11 ザ・ハギュットタイムズ
- 76 愛国学園短期大学紀要第 41 号開学 60 周年記念号
- 98 愛国学園短期大学 中期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

### [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「社会人としては豊かな知識と技術とをもって経済的に独立し、家庭人としては美しい情操と強い奉仕心とをもって一家の幸福の源泉となる、健全な精神と身体とをそなえた女性の育成を目的とする。」（提出-2）であり、校訓「親切正直」とともに、創設以来現在までゆるぎなく堅持されている。そして、この建学の精神と校訓の下に、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を具備する人材を育成すること

により、社会の発展と家庭の繁栄に寄与することを目的(提出-2)に教育活動を進めている。この建学の精神と校訓は、時代を超えた自立する女性の理想像であり、予測困難で変化の激しい現代社会にあっては、さらに重要度を増していると確信している。そして、本学の教育活動により、学生が、建学の精神と校訓に沿って在学中に多くの知識と技術を習得し、コミュニケーション力に富む思いやりのある女性に育つよう、教職員は努力しているところである。

この建学の精神及び校訓は、愛国学園短期大学ウェブサイトの「建学の精神・校訓」(提出-3)を明確に学内外に示すとともに、創立八十周年記念誌(備付-1)及び本学紀要(備付-76)等をはじめ、様々な場面における「理事長あいさつ」「学長あいさつ」でも触れ、学内外に表明している。入学式や卒業式、創立記念祭などの学校行事の場において、理事長、学長の挨拶等の機会に建学の精神と校訓は口頭で触れられ、学生・教職員はもとより、出席する来賓や保証人等にも伝えられている。さらに、入学式後に行われる保証人懇談会では、学長から、出席する保証人に必ず説明して伝え、欠席した保証人には懇談会での内容を情報としてまとめて郵送している。また、入学時、卒業時における理事長、学長の挨拶は、法人の機関誌である愛国新聞(備付-2)にも掲載され、改めて学生・教職員並びに学園関係者に周知されている。

学内では、毎年度新入学生及び非常勤教員を含む教職員全員に配付する Campus Guide(提出-1)のトップページに建学の精神と校訓を掲載して周知するとともに、学生昇降口や1階ラウンジ、学生ホールに、建学の精神と校訓を記した額を掲げて、日常的に学生・教職員の目に触れるようにしているほか、初年次教育を目的とする本学独自の科目である「教養基礎演習」では、初回の授業において、本学の歴史・沿革とともに建学の精神について解説しており(提出-4)、14回(1回100分)にわたる授業も、建学の精神を具現化することを念頭に構成している。なお、全教員、特に新任教員は、教養基礎演習の初回授業に参加することとされている。また、学友会主催の新入生歓迎会においては、2年次学生より1年次学生に建学の精神及び校訓、校歌を紹介しており、このように年間を通して建学の精神と校訓が学生、教職員に定期的に共有・確認されている(備付-3)。

以上のとおり、建学の精神及び校訓は、年間を通してあらゆる機会に内外に表明しあるいは説明しており、学内においてその都度確認している。

#### [区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I-A-2 の現状>

高等教育機関の地域・社会への貢献が求められる中で、本学は平成26年度より「地域に

根ざし、地域に必要とされる短期大学」を目指すとの方針を決定し、様々な地域貢献活動に取り組んできたところである。その後令和 2 年度には、地域を重視しつつさらに広い社会への貢献を目指すこととして「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」(備付・98)を本学の方針として決定し、さらに広く様々な活動に取り組んでいる。現在本学では、科目等履修生制度、公開講座、履修証明プログラム及び公開講演会を通して、地域への貢献、社会人の学び直し(リカレント教育)、スキルアップに貢献すべく取り組んでいる。これらの取り組みの中で公開講座及び公開講演会は、本学の教育研究活動成果の地域への還元を主な目的として、いずれも平成 20 年度(2008 年度)より取り組んでいる。うち公開講座は、感染症拡大の影響により中断した令和 2・3 両年度を除いて毎年度開設しており、今では地域に定着したものとなっている。今年度は、英会話、アロマセラピー、味噌づくりなどの「教養及び物づくり講座」を中心に 26 講座を開設(備付・5)し、延べ 202 名の受講者を得ている。これらの中には、リカレント教育とも云える医療事務管理士やアスリートフードマイスターの資格取得講座も設けているが、利用者が少ない。なお、公開講座は、職員が組織する S D 研究会が企画し、教員に提案して開設している。また、公開講演会もこれまで毎年度開催して公開講座同様に地域に定着したものとなっている。今年度は「アフリカに渡った日本の豆腐」と題して本学客員教授が講演し(備付・6)、本学学生を含め 123 名の受講者があった。履修証明プログラムは、学校教育法に基づき、正課授業の一部を開放する形で平成 27 年度より開設しており、今年度は「人生 100 年時代の健康と豊かな生活を支援するために」と題して、主にリカレント教育の場と位置付けている「介護・福祉コース」と生涯学習の場と位置付けている「生活彩りコース」の 2 コースを開設(備付・7)した。しかし、残念ながら今年度は受講者がいなかった。来年度からは 9 月から履修開始できるよう整備し、履修者を獲得できるよう取り組むこととしている。科目等履修生制度は、本学では栄養士規定科目以外の科目について履修可能ではあるが、現状では、栄養士の資格を取得せずに卒業した卒業生が資格取得のために利用するにとどまっている。今後の課題であろう。

地元江戸川区との連携活動(備付・8)の一つとして、同区環境部からの協力要請に基づいて、食品ロスの削減を目的に、捨ててしまっている食材や商品を利用した「食べきりレシピ」の考案を平成 21 年度から進めている。同区では「江戸川区食品ロス削減計画」を推進しているが、本学は、食物栄養専攻の学生が参加して「食べきりレシピ」を考案しており、考案数は既に 142 に上っている。考案したレシピは区のホームページ及び C o o k p a d 「消費者庁のキッチン」に掲載されるとともに、レシピカードが本学や江戸川区内で開催されるイベントの会場で配布され、地域住民に利用されている。今年度は、昨年度に引き続き、環境部と連携して、「食べきりレシピ」を活用した料理教室も開催し、学生が講師を務めた。また、毎年 6 月に開催される江戸川区ほか 2 団体共催の「環境フェア」では、「食品ロス」をテーマにブースを設置し、「食べきりレシピ」の掲示や「えどがわメティ普及会」と連携した活動などを行った。また、江戸川区特産の小松菜の魅力を伝えることを目的として同区他が共催する「小松菜まつり」には、平成 30 年度から参加して、すまし汁やふりかけご飯などの作製、提供しており、今年度も取り組んだ。この企画で知り合った地元農家や企業ともボランティア等の連携を進めている。江戸川区社会福祉協議会では、同区が目指す街づくりの一環として、多民族、多文化、多世代共生社会構築の拠点となる「なごみの家」を区内

9 か所で運営しており、本学は、令和 2 年度から多世代・異文化交流の一員として学生がその活動に参加している。特にこの中で、インド・中東地域で好まれる野菜「メティ」の栽培・普及活動に取り組む「えどがわメティ普及会」との交流を通じてメティを使ったレシピ開発を手掛けており、その一つがNHKで放映されるなどメティ普及活動の一翼を担っている。同普及会と本学は、「環境フェア」及び学園祭「なでしこ祭」でも協働してメティの普及に取り組んでいる。また、全国栄養士養成施設協会と江戸川区後援の下、「地域の食の輪 広げよう～みんなで学ぶ食育習慣～」と題した食育イベントを開催して地域住民の食育の推進に取り組んだ。企業との連携活動（備付-9）として食物栄養専攻では、カルビー（株）と共同して、おやつ摂食時間による血糖値への影響を研究する調査に学生・教職員が参画して取り組んでいる。イングレディオン・ジャパン（株）とは、官能評価を通じて商品の開発過程を学ぶ機会となっている。なお、これらの研究は各企業と協定書を交わして実施されている（備付-4）。また、地元のショッピングセンターで開催された健康フェスティバルでは、タニタ（株）のボディスキャンを利用したデータ分析結果をもとに、学生・教員が地域住民の食事習慣や生活スタイルについての聞き取りを実施し、実践的・具体的なアドバイスを行った。さらには、学生が様々なレシピコンテストへ参加し、全国精麦工業協同組合連合会主催の大麦レシピコンクールでは、学生が考案した「炊飯器で簡単！快腸！大麦と根菜の煮物」が最優秀賞を受賞した。また、全国栄養士養成施設協会とニュージーランドに本社を置く企業の日本法人主催のキウイフルーツを使ったレシピコンテストにおいては、「ベジフルちらし」が入賞した。一方、生活デザイン専攻では、国内最大級のファッションリコマーサービス「ブランディア」を運営する企業が取り組む「廃棄0プロジェクト」に学生が参加し、廃棄衣料を裂き織りや刺子などの手法を用いて防災アイテムにアップサイクルする活動を行った。

文化団体との連携（備付-10）としては、前述した「えどがわメティ普及会」はじめ、小岩地区でみんなが笑顔になる町づくりを目指す「ルドルフ応援団」、地域密着型子育て支援事業等を進める「一般財団法人ハギユット協会」等と活動を共にしている。ハギユット協会とは、「江戸川区を感じて学ぶ子育ての祭典 ハギユットフェス」において廃棄衣料から作った裂き布で「SDG s タッセルチャーム」づくりを体験するブースを設置したほか、隔月に一度刊行される「ザ・ハギユットタイムズ」（備付-11）に身近な衣食住からみた生活の知恵を掲載し、子育て支援にも取り組んだ。これらの団体とは、前述のなでしこ祭でも地域連携ブースを設置してその活動を紹介している。

本学は、「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」（備付 - 98）の実現に向けた取り組みの一つとして「ボランティア活動」に全学を挙げて取り組むとともに、学生のボランティア活動に対する意識を高めるための取り組みも進めている。その拠点となるのが「ボランティアセンター」（以下「センター」という。）である。ボランティア活動は、地域・社会への貢献活動であると同時に、建学の精神と校訓を具現化する主体性を持って奉仕活動に参加し、協働して社会に貢献する人材の育成に資する活動でもある。センターはその拠点として、①学内外からのボランティア派遣依頼の受理、②ボランティア情報の提供並びに従事希望者との調整、などの役割を担って活動している。そして、学生が主体的にボランティア活動に取り組めるよう、1 年次の必修科目である「教養基礎演習」の授業においてボランティア活動について基本的な解説を行なって

いる。さらに、地域・環境・災害・国際ボランティア活動に従事して社会貢献する人材の育成を目指して「ボランティア論」（提出-4）を開設して理念・目的、意義等の基礎的な知識から活動の実際までを学びボランティア活動が「人のため」「自分自身のため」ではなく「お互いのため」に行うものであることを、実践を通して考えられるようにしている。実際のボランティア活動としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は高齢者施設における活動や子育て支援活動、その他多岐に亘るボランティア活動に取り組んでいたが、今年度はまだ新型コロナウイルス感染症の影響が残り、活動に制限がかかっていることは否めない。しかしこのような状況下においても、前記のとおり、江戸川区環境部と連携した「食べきりレシピ」の考案、同区ほかが主催する「環境フェア」や「小松菜まつり」への参加、共生社会構築の拠点である「なごみの家」における活動、「えどがわメティ普及会」等の団体と連携した活動など幅広く取り組み、地域・社会に貢献した。参加した学生にとってこれらの活動は、SDGsの取り組みや身近な環境問題などについて「ボランティア」の観点から考え行動する良い機会となっている。なお、本学では、ボランティア活動に積極的に参加した学生には、卒業時に学長名で表彰状を授与し、その活動を称えている。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

近年は、入学当初のガイダンス、入学式、「愛国新聞」（学園機関誌）、「教養基礎演習」の授業等で繰り返し建学の精神について学生が学ぶ機会があり、校内掲示もあることから1年時には周知が進んでいる様子が見受けられる。また、入学時の保証人懇談会に出席された保証人にも伝え、欠席された保証人には郵送して伝えており、家庭での浸透も期待している。しかし、本学の教育が最終段階を迎える2年生にこそ、建学の精神の浸透を確認する機会が必要であるのに、2年時には入学当初の周知・理解が継続しているか確認する機会が少なくなっている傾向にある。栄養士資格規定科目の校外実習前の学長訓話、キャリア形成Ⅱの授業最終回の学長挨拶などで再度建学の精神の浸透を図る努力はしているが、どの程度浸透しているか具体的には把握できていない。卒業時のポートフォリオ、卒業時アンケート、卒業後アンケート等を利用して、浸透の状況を具体的数値として把握する必要がある。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

建学の精神と校訓を基礎とした活動の中で「地域に根ざし、地域に必要とされる短期大学」という目標を大切に、学生、教職員もその一員となってボランティア活動等を進めている。

#### [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

- 1 令和5（2023）年度 Campus Guide
- 3 愛国学園短期大学ウェブサイト「建学の精神/校訓/教育目的」

- 4 シラバス' 23
- 5 学校案内 [令和 5 年度]
- 7 2024 入試ガイド
- 9 愛国学園短期大学ウェブサイト「教育方針（三つの方針）」
- 10 履修系統図
- 22 教授会議事録 [令和 5（2023）年度]

**提出資料-規程集**

- 38 愛国学園短期大学家政科規則

**備付資料**

- 12 令和 5（2023）年度 就職先へのアンケート調査結果
- 17 令和 5 年度 4 月学事日程
- 18 令和 5 年度学修成果発表会プログラム
- 19 愛国学園短期大学 令和 5 年度学修成果報告集
- 81 F D 研修会資料 [令和 5（2023）年度]
- 105 委員会等議事録 [令和 5（2023）年度]

**[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
応えているか定期的に点検している。

**<区分 基準 I -B-1 の現状>**

本学では、学科・専攻課程の教育目的・目標を、建学の精神に基づき次のとおり確立している。教育目的は愛国学園短期大学家政科規則（提出・規程集 38）において以下のよう  
に定めている。

（家政科の教育目的）

第 3 条 家政科は、学則第 1 条第 2 項に定める建学の精神に基づいて、職業又は实际生活  
に必要な能力を具備する女性を育成することを教育の目的とする。

（専攻課程の教育目的）

第 4 条 第 3 条に定める家政科の教育目的を踏まえ、各専攻課程においては次に定める事  
項を教育の目的とする。

2 生活デザイン専攻においては、生活経営に関わる衣食住、家族、福祉、介護に関わる  
知識と技術を身につけ、主体性を持って生きることのできる有能な社会人であり、かつ、  
健全な家庭人を育成する。

3 食物栄養専攻においては、人々の健康の維持増進に寄与する食の専門知識と実践力を備  
えた有能な社会人であり、かつ、健全な家庭人を育成する。

本学の教育目的は本学ウェブサイト（提出・3）に掲載して広く学外に表明しており、う



ち、家政科の教育目的については、学校案内（提出-5）にも記載して進学を希望する者やその保護者等に伝えている。また、毎年度学生及び教職員に配付する Campus Guide（提出-1）の巻末に付した履修系統図の中には、効果的・効率的な履修に資することを目的として、三つの方針、教育目的、卒業時の学習成果（到達目標）を一体的に記載して周知するとともに、学生に対しては、入学時のガイダンスや1年次の必修科目「教養基礎演習」の授業において説明して、周知徹底を図っている（提出-4）。また、教育目的の改正は、ほぼ全教職員が構成員又は立会者として出席する教授会の審議事項でもあり、改正する場合であっても、教授会における提案説明や議論等から、改正内容はもちろん改正の目的や趣旨も、教授会構成員のみならずほぼ全教職員に周知されることになっている。なお、このほか、毎年度2月に開催するFD研修会において、全専任教職員及び非常勤教員に対して次年度の履修系統図を配付し、教育目的、学修成果（到達目標）も含めて情報を共有している（備付-81）。

学科・専攻課程の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかという観点については、就職率や学生の就職先へのアンケート調査結果等（備付-12）で評価し、点検している。令和5年度の各専攻の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は、令和6年5月1日現在で、生活デザイン専攻 100%、食物栄養専攻 100%であることから、学科の教育目的に基づく人材育成は地域・社会の要請に込んでいると判断している。なお、この就職状況は、定期的で開催するキャリア支援小委員会と事務局組織であるキャリア支援室との合同会議において確認・点検（備付-105）しており、毎年度教授会にて報告して（提出-22、R5.5）、全教職員と情報を共有している。また、就職先へのアンケート調査をキャリア支援小委員会において毎年実施し、本学卒業生への評価や本学の教育に対する意見等の回答を点検し、教授会で報告しているが、令和5年度の結果（備付-13）では、本学卒業生は、「集団の中で役割を理解し周囲の人と協力して業務にあたることができる」という設問に対して9割を超える高い評価を得ている。

#### [区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神に定める「社会人」「家庭人」としての理想の姿を目指して、学生にも伝わりやすいように「学修成果（到達目標）」と表記し、学科及び各専攻の学習成果（到達目標）を次のように定めている（提出-1）。なお、本学は家政科単科であるため、短期大学としての学習成果は、家政科の学習成果と同一として定めている。

【家政科】

- ・変動しつつある社会に対応できる力と豊かな教養を身につける。
- ・社会について理解するとともに、社会における行動に必要な知識及び能力を身につける。

【生活デザイン専攻】

1. 生活に関する専門的知識・技能を仕事や家庭生活での実践に活かせるようになる。
2. 豊かで持続可能な生活を自らデザインし、提案できるようになる。
3. 豊かなコミュニケーション力を活かし、生活経営や社会活動に主体的に参画できるようになる。

【食物栄養専攻】

1. 食材を理解し、調理技術に長けた栄養士になる。
2. ニーズに合った献立を提案できる栄養士になる。
3. 他者に対する配慮と豊かなコミュニケーションを身につけた栄養士になる。

さらに、科目区分ごとの学習・教育目標を定め、科目を履修することにより得られる成果も具体的に示している（提出-1）。

学内（学生、教職員）に向けては、基準 I-B-1 で記載した教育目的と同様に、**Campus Guide**（提出-1）の巻末に付した履修系統図の中で、効果的・効率的な履修に資することを目的として、三つの方針、教育目的、卒業時の学習成果（到達目標）を一体的に記載して周知するとともに、特に学生に対しては、入学時のガイダンス（備付-17）において周知徹底を図っている。また、基準 I-B-1 に記すとおり、FD研修会（備付-81）において、非常勤講師を含めた全教職員に周知し情報を共有している。学外に向けては、愛国学園短期大学ウェブサイトにも学習成果が記載された履修系統図を掲載して公表している（提出-10）。また、毎年度 2 月には、「学修成果発表会」を開催し、学内外に学習成果を公表している（備付-18）。「学修成果発表会」は、当該年度 1 年間の学生個人の学習成果を発表する機会である。生活デザイン専攻においては、1 年次では実習科目において制作した作品を中心に展示を行い、2 年次では「商品開発・企画演習」の科目において、学生が各自のテーマに沿って制作した作品と口頭発表会の成果を展示している。食物栄養専攻においては、1、2 年次ともに実験・実習の科目の成果物の展示・発表を行っている。そして両専攻の卒業年次の学生のこれら学習成果については、「愛国学園短期大学 令和 5 年度学修成果報告集」（備付-19）として冊子にまとめ、図書館に配備して学内外の者の閲覧に供している。

学習成果は、共通科目及び家政科コア科目については家政科を中心に、専攻科目については専攻を中心に点検・見直しをして（備付-105）、改正する場合は教務委員会の承認を経て教授会に提案し、その意見を踏まえて決定している（提出-22、R5.4・R6.1）。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入

れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

### ＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の三つの方針を一体的に定めている（提出-1）。ディプロマ・ポリシーは、卒業時に備えるべき能力を学科・専攻ごとに示し、ディプロマ・ポリシーにおいて示した能力を備えた人材を育成するために、カリキュラム・ポリシーを定めている。アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、意欲的に学習に取り組み、成長することのできる入学者を選抜するという観点から、基礎的学力と人間的側面について確認された人を受け入れることを明示している。以下が学科及び専攻ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーである。

#### 【家政科】

##### ●ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。

- ・仕事や家庭生活に必要な専門的な知識・技術をもち、豊かな生活に向けてそれを実践できる能力【知識・技能】
- ・高い教養、情操及び倫理観（責任感）をもって物事を的確に理解、判断、表現することにより問題解決を図ることができる能力【思考力・判断力・表現力等】
- ・社会的活動や家庭生活に参画するために、多様な他者に配慮しつつ協働する能力、自分の意見を主体的に主張できる能力【主体性、多様性、協働性】

##### ●カリキュラム・ポリシー

建学の精神に則り、高い教養・情操と専門的な知識や実践的な技術をバランスよく身につけ、社会的活動及び家庭において貢献できる人材の育成を目的としてカリキュラムを編成します。

家政科共通の科目として、共通科目、家政科コア科目、支援科目を設置します。

- ・共通科目は、変動しつつある社会に対応できる力と豊かな教養、社会人として必要とされる力を身につけるための科目です。
- ・家政科コア科目は、家庭を中心とした生活を総体的、科学的に学ぶ科目です。
- ・支援科目は、短期大学の課程を履修するのに必要な基礎知識を補完し、かつ、社会人基礎力の礎となる科目です。

##### ●アドミッション・ポリシー

各入試において、以下の学力、人間的側面について確認された人を受け入れます。

- ・入学後の学習に必要な「国語」「家庭」「情報」「英語」などの基礎的な内容を理解している人【知識・技能】
- ・自身あるいは他者の生活について考え、判断し、それを他者に対して適切に伝える基礎的能力を有する人【思考力・判断力・表現力等】
- ・主体的に学内外の活動に参加し、人との関わりを大切にしながら、相互理解および協力を努める意欲を有する人【主体性、多様性、協働性】

#### 【生活デザイン専攻】

##### ●ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。

- ・生活に関する専門的知識・技能を仕事や家庭での実践に活かす能力【知識・技能】
- ・豊かで持続可能な生活をデザインし、提案できる能力【思考力・判断力・表現力等】
- ・生活経営や社会活動に主体的に参画できる能力と豊かなコミュニケーション能力【主体性、多様性、協働性】

##### ●カリキュラム・ポリシー

建学の精神に則り、以下の能力を身につけ、社会的活動及び家庭において貢献できる人材の育成を目的としてカリキュラムを編成します。

- ・生活に関する専門的知識・技能を身につけ仕事や家庭生活での実践に活かすことができる。
- ・豊かで持続可能な生活を自らデザインし提案できる。
- ・豊かなコミュニケーション力を活かし、生活経営や社会活動に主体的に参画できる。

##### ●アドミッション・ポリシー

生活デザイン専攻では、次のような人を求めます。

- ・専門知識を学ぶために必要な「国語」「英語」「数学」「理科」「家庭」の基礎的な内容を理解している人【知識・技能】
- ・生活の中で生じた疑問や課題を自ら考え、判断してその結果を他者に伝える基礎的能力を有する人【思考力・判断力・表現力等】
- ・衣、食、住、保育、介護、医療事務などや生活に関わる学修に深い関心があり、社会や家庭に役立てる意欲のある人【主体性、多様性、協働性】
- ・社会貢献に興味をもち、主体的かつ積極的に取り組み、多様な人々と協働して学ぶ意欲を有する人【主体性、多様性、協働性】

#### 【食物栄養専攻】

##### ●ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。

- ・食と栄養について高度な知識及び技術を有し、社会・家庭で活かせる能力【知識・技能】
- ・食と栄養及び健康に関する課題を発見し、解決・発信できる能力【思考力・判断力・表現力等】

- ・多様性の受容と適切なコミュニケーションをもって積極的に社会貢献できる能力【主体性、多様性、協働性】

●カリキュラム・ポリシー

栄養士の資格規定科目は、栄養士法等の法令に準拠して、食物栄養専攻の教育目的を達成するために系統的なカリキュラムを編成します。

- ・食・栄養の専門家として食文化の知識、食品開発及び食企画等の能力を有する人材になるため、食に関する視野を広げることができるフードスペシャリスト・フードコーディネーターの資格取得も可能です。
- ・一部に履修制限の科目を設け、講義、実験・実習を系統的に組み合わせ、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れています。
- ・外部の標準化されたテストによる評価を取り入れています。

●アドミッション・ポリシー

食物栄養専攻では、次のような人を求めます。

- ・専門科目を学ぶために必要な「生物」、「家庭」の基礎的な内容を理解している人【知識・技能】
- ・コミュニケーションの基礎となる「国語力」を身につけている人【知識・技能】
- ・栄養士に求められる計算能力を身につけている人【知識・技能】
- ・食と栄養及び健康に関する課題を探究し、解決、発信して社会に貢献するための基礎的能力を有する人【思考力・判断力・表現力等】
- ・栄養士としての将来像をもち、周囲の人と協力して積極的に学修に取り組む意欲のある人【主体性、多様性、協働性】

三つの方針は、平成28年度に策定した後、令和2年度に全面的に見直して、ほぼ現在の内容になっている。この見直しに当たっては、各専攻会議等、教務委員会会議において検討して得た結果を基に、教授会において数次にわたって議論を重ねて結論を得たものである。その後、令和5年度に文言の微修正を行った（提出-22、R5.4）。

各科目がディプロマ・ポリシーに記載した能力のどの項目につながっているかを、学生にわかりやすいようカリキュラム・マップ（提出-1）に反映している。また、シラバスには、ディプロマ・ポリシーに基づくルーブリックを用いた成績評価基準を明示しており（提出-4）、日々の授業と学習成果との関係性を明確にして、日常的な教育活動に役立てている。2年次後学期にはディプロマ・ポリシーに沿った学習成果が得られているかを確認するために、卒業演習に相当する必修科目を各専攻の教育課程に設置している。生活デザイン専攻では「商品開発・企画演習」の科目において、学生が各自のテーマに沿って作品を製作して、その成果を口頭発表会で発表しており、食物栄養専攻では「調理学実習Ⅱ」の科目において、実習テストとプレゼンテーションを行っている。学生がディプロマ・ポリシーに記す能力を備えているか食物栄養専攻所属教員とそれ以外の出席可能な教員で評価している。なお、制作した作品は学修成果発表会において展示を行っている。また、入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って評価し、可否を判定している（提出-7）。

学内（学生、教職員）に向けては、三つの方針、教育目的、学修成果（到達目標）を一体的に記載し、各科目との関連を示して履修系統図としてまとめたものを、令和5（2023）年

度 Campus Guide（提出-1）に掲載して表明している。特に学生に対しては、年度当初のガイダンスにおいて説明し、周知の徹底に努めている（備付-17）。非常勤講師を含めた全教職員には、毎年2月に開催する第2回FD研修会（備付-81）において、次年度の学習成果を示した履修系統図を配布し共有している。学外に向けては、愛国学園短期大学ウェブサイト（提出-9）に記載して表明している。また、2024入試ガイド（提出-7）に記載し、入学希望者にも表明している。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

地域・社会のニーズを的確に捉えるために、三つの方針の点検・見直しは極めて重要であり、今後とも不断に点検・見直しを図り、その結果を学内外に的確に公表・周知していく必要がある。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、これまでに身につけた知識だけでなく、企画力や表現力を活かしてまとめた、成果を発表する機会である「学修成果発表会」を開催し、「愛国学園短期大学 令和5年度学修成果報告集」（備付-19）として冊子にまとめ、図書館に配備して学内外の者の閲覧に供している。

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

##### 提出資料

- 2 愛国学園短期大学学則[令和5年度]
- 4 シラバス'23

##### 提出資料-規程集

- 12 愛国学園短期大学自己点検・自己評価及び認証評価に関する規程

##### 備付資料

- 12 卒業生進路状況（令和3～5年度）
- 13 令和5（2023）年度 就職先へのアンケート調査結果
- 20 令和3年度 愛国学園短期大学自己点検評価報告書
- 21 令和4年度 愛国学園短期大学自己点検評価報告書
- 24 愛国学園短期大学 平成30年度アセスメントポリシー（平成30年9月18日教授会資料）
- 26 平成28年度 愛国学園短期大学自己点検評価報告書
- 27 愛国学園短期大学学則改正説明資料
- 28 全学生全科目の成績（前学期・後学期終了時点）
- 29 奨学金表彰（三浦奨学金制度）のための選定資料
- 30 日本学生支援機構奨学金学生のための資料
- 31 日本学生支援機構提出データ資料

- 32 2023（令和 5）年度前期学修成果
- 33 2023（令和 5）年度 後期学修成果
- 34 2023（令和 5）年度前期学修成果到達度・学修時間・行動アンケート
- 35 2023（令和 5）年度後期学修成果到達度・学修時間・行動アンケート
- 36 資格取得、検定合格状況
- 37 学園行事やボランティア活動の参加状況
- 38 栄養士実力認定試験結果
- 39 愛国学園短期大学ウェブサイト「修学上の情報」
- 40 卒業時アンケート（結果）
- 41 授業評価アンケート
- 42 令和 5 年度 授業評価アンケート教員自己評価
- 106 令和 5 年度各委員会活動計画・活動報告
- 107 令和 4 年度各委員会活動計画・活動報告
- 108 令和 3 年度各委員会活動計画・活動報告
- 139 高校訪問 報告書 2023 年度

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

#### <区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価及び認証評価については、学則第 51 条及び同 52 条に基本的な事項を定めている（提出-2）。そして、学則を受けて「愛国学園短期大学自己点検・自己評価及び認証評価に関する規程」（以下、本項において「評価規程」という。）（提出-規程集 12）を制定しており、この規程に基づき、自己点検及び自己評価の実施並びに認証評価を受けるための組織として自己点検・評価委員会（以下、本項において「評価委員会」という。）を置いている。この評価委員会は、学長をリーダーとし、各委員会委員長、各小委員会委員長、A L O 及び事務局長を構成員としており、短期大学の教育及び研究水準の向上に資するために、自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評価の結果に基づく改善措置の提言を行うなどの活動を行うこととしている。

本学では、各分野における自己点検・評価とその結果に基づく改善は、教授会の下に課題検討組織として設けられている各委員会に加えて、生活デザイン専攻及び食物栄養専攻の教員が構成員である各専攻会議が日常的に活動して課題を検討し改善を進めている。そし

てこの際、重要な課題についてはその対応策を教授会に諮るなどして進めている。これらの活動は、自己点検・評価委員会の枠組みとは異なるが、本学においては、これら委員会等が、日常的にPDCAサイクルを回して改善に取り組むとともに、年度末には今年度の活動結果をとりまとめ、さらにそれを踏まえた翌年度の活動計画を作成してPDCAサイクルを回しており、これらの活動が事実上の自己点検・評価活動として機能している。今年度も各委員会及び各専攻会議が活動して点検・評価するとともに改善に取り組んだ。

なお、教授会及び各委員会には教員のみならず職員も構成員の一部として活動し、必要に応じて意見を述べており、本学は全教職員が事実上自己点検・評価活動に参画している。

自己点検・評価報告書については、平成 29 年度に、同 28 年度を対象とした認証評価を受評したこともあって平成 28 年度自己点検・評価報告書を愛国学園短期大学ウェブサイト（備付-26）に掲載して公表したが、それ以降、上記のとおり事実上自己点検・評価活動には取り組んできたものの、報告書として簡単にまとめたものであるためWEB上の公表はしていない。令和 3 年度より令和 4 年度まで 2 か年度分の自己点検評価報告書を備付資料として示す（備付-20、21）。

学園内の高等学校である愛国高等学校、愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校及び同四街道高等学校との間では、出前授業や模擬授業、学校説明会などを実施した際に、関係者の意見を聴取し、それらの意見を参考にして自己点検・評価活動に取り入れている。例えば、近年の高校生の希望や志望動機に対応するため両専攻に「パティシエ実習Ⅰ・Ⅱ」を導入した（備付-27）。また、高校訪問の際の担当教諭からの意見を集約しており、アドミッション活動に反映させている（備付-139）。

自己点検・評価の結果は、教授会での全般の報告を経て、該当する教務、アドミッション、学生支援などの各委員会や各専攻で議論され、翌年度の委員会や専攻の活動計画に具現化され、改革・改善に役立てている（備付-106、107、108）。

#### **【区分 基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### **<区分 基準Ⅰ-C-2の現状>**

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、平成 30 年 9 月に定めた本学のアセスメントポリシー（備付-24）に則り、必要に応じて、下表のとおり、機関レベル、教育課程（専攻）レベル、科目レベル、学生個人レベルの 4 つの段階で学習成果を可視化し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つの方針に基づき査定手法を有している。



表 アセスメント・ポリシー

|             | 入学時       | 在学時                                                                                                                                                                                                                | 卒業時                                                         | 卒業生        |
|-------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------|
| 機関レベル       | 入学試験      | ①成績評価・単位取得状況（GPA）期ごとの把握<br>②資格取得・検定合格状況逐次把握<br>③学園行事・ボランティア活動の参加状況等逐次把握・学生指導<br>④進路状況（就職率、進学率）逐次把握<br>⑤本学三浦奨学金学生の選定・日本学生支援機構奨学金奨学生の評価<br>期ごとの把握・学生指導<br>⑥学修成果／⑦学修成果到達度・学修時間・行動アンケート 期ごとのアンケート把握集計・愛国学園短期大学ウェブサイト公表 | ①②③による総合判定（卒業判定会議）<br>④集計・愛国学園短期大学ウェブサイト公表<br><br>⑩卒業時アンケート | ⑪卒業後のアンケート |
| 教育課程（専攻）レベル | 入学試験      | ①②③④の専攻単位                                                                                                                                                                                                          | ①②③④卒業判定                                                    |            |
| 科目レベル       | 到達度状況確認試験 | ①②の科目単位<br>⑧授業評価アンケート<br>⑨授業評価アンケート教員自己評価<br>学生評価・教員評価の把握                                                                                                                                                          |                                                             |            |
| 個人レベル       | 到達度状況確認試験 | ①②③④の個人単位<br>学生の成績・資格・その他諸活動の把握と指導                                                                                                                                                                                 |                                                             |            |

そして、アセスメント・ポリシーに基づき、入学後のガイダンスで、英語と数学の到達度状況確認試験を実施し、その結果を踏まえて支援科目（英語基礎演習、生活数理演習）と専攻科目（栄養士数学演習）で能力別の授業を実施している。在学時は各期（前学期・後学期）定期試験が終了して成績が確定した時点で全学生の **Grade Point Average（GPA）** を集計し、全学生全科目の成績（前学期・後学期終了時点）（備付-28）を基に「①成績評価・単位取得状況（GPA）」として分析した結果を教授会に報告し情報を共有している。

また、「⑤本学園三浦亮一奨学基金奨学生の選定・日本学生支援機構奨学金奨学生の評価」

のうち、三浦亮一奨学基金奨学生の選定については、全学生のG P Aを基に奨学金交付対象者選定資料（備付-29）を作成し実施している。また、日本学生支援機構奨学金奨学生の評価については、奨学生のうちG P Aの分析結果が下位の学生に対して、日本学生支援機構奨学金奨学生のための資料（備付-30）をもとに学生指導を行っている。なお、日本学生支援機構に対しては、日本学生支援機構提出データ資料（備付-31）を作成し、同機構奨学金奨学生の成績を提出している。

全学的な「⑥学修成果」としては、「①成績評価・単位取得状況（G P A）」をベースに単位取得状況、科目群のG P A分布を作成し、学修成果（備付-32、33）として愛国学園短期大学ウェブサイトにて公表している。「⑦学修成果到達度・学修時間・行動アンケート」（備付-34、35）については、前学期・後学期授業・定期試験終了後に、学生に自己評価アンケートを実施し、その結果を愛国学園短期大学ウェブサイトにて公表している。このうち、学修成果到達度アンケート（備付-34、35）については、「社会人としてのマナーを身につけているか」、「自分の目標に向かって努力しているか」、「人々の考え方や価値、文化が多様であることを理解した上で、自己と他者を理解できるか」など 11 問 4 選択肢のアンケートを実施し、建学の精神に沿った学修成果の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性、多様性、協働性」が達成できているかを確認している。また、学修時間・行動アンケート（備付-34、35）は、「授業期間中、予習・復習に 1 日平均でどれだけ時間を使いますか？」など 12 問 5 選択肢により、勉強、サークル活動、アルバイト、習い事などの時間の過ごし方に関するアンケートを実施確認するものである。

卒業時判定会議においては、卒業予定者について、「①成績評価・単位取得状況（G P A）」（備付-28）に加え、「②資格取得、検定合格状況」（備付-36）、③学園行事やボランティア活動の参加状況（備付-37）を加味して、総合的に評価して各賞の表彰対象者を決定している。

その他、「②資格取得、検定合格状況」、「③学園行事やボランティア活動の参加状況」については、科目担当教員や担任教員等がその都度把握し、事務局に報告したものをリスト化している。食物栄養専攻においては栄養士実力認定試験結果（備付-38）も「②資格取得、検定合格状況」の一部として把握している。また、「④進路状況（就職率、進学率）」については、キャリア支援室が学生に就職活動の状況をヒアリングし、キャリア支援室にて把握している（備付-12）。なお、進学率や卒業率等の情報公表は愛国学園短期大学ウェブサイトで行っている（備付-39）している。

「⑩卒業時アンケート（結果）」及び「⑪卒業後のアンケート（結果）」のうち「卒業時アンケート」については卒業日前日に実施している（備付-40）。また、「⑪卒業後のアンケート（結果）」としては、外部評価として就職先にも実施している（備付-13）。

一方、学生による本学教育活動に対する評価として「⑧授業評価アンケート」を実施しており、その結果を受けて教員が自らの教育指導を「⑨授業評価アンケート教員自己評価」としてまとめている。授業評価アンケート（備付-41）は、各授業の最終授業回に履修学生に対して 15 問 4 選択肢または自由記述の設問により実施している。その集計結果を受けて各教員が自己評価を実施し、授業評価アンケート教員自己評価（備付-42）としてまとめ、自由に閲覧できるよう図書館に備え付けている。

なお、令和 5 年度より一部の科目について、ディプロマ・ポリシーに対応した評価の観

点、評価の方法、評価の基準を成績別に設けてルーブリックを用いた評価を導入することとし、シラバス（提出・4）に記述することにした。これにより、成績と学習成果の評価結果とを明確に連動することができ、公正で客観的な成績評価の実施を担保している。

本学アセスメント・ポリシーにおける査定の手法については、各データを取得・集計・管理する各担当部署で集計結果を踏まえた改善の検討、昨今の情勢を踏まえた修正の検討、集計手法の検討を行っている。例えば、従来学期末に行われていた授業評価アンケートでは、次年度に向けた改善となり、現在受講している学生の学習成果獲得のための改善につながらないことから、令和5年度後学期より、5回目の授業終了後に新たに「中間授業アンケート」を実施することとし、結果に対するフィードバック等を図書館にて公表した（備付・42）。これにより、教員の授業改善が、現在受講している学生の学習成果の向上に繋がることが期待される。

本学では、学習成果の獲得状況を把握するため、「①成績評価・単位取得状況（GPA）」（備付・28）は前後学期終了時、「②資格取得、検定合格状況」（備付・36）は資格取得の度に更新し、専攻会議、課題検討組織である各委員会あるいは教授会における検討材料として供しているほか、個人別資料については、担任教員や事務局職員による個別学習支援やキャリア支援の資料としても活用し、資格取得者が増加するよう指導に活かしている。さらに担任教員による面談の際にも活用して、学生の知識・技術の向上やキャリア支援に役立てており、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

本学では、学校教育法、栄養士法、短期大学設置基準等関係法令の変更などを適宜確認し、必要に応じて関係各所に問い合わせを行い、教育課程表や教員組織等の見直しを行っている。関係法令の変更についての文部科学省からの通達や官報等の文書は、関係する教職員、関係する委員会、教授会で情報を共有化して周知・確認し、法令の遵守に努めている。学則変更については、教授会、理事会の承認のもとに文部科学省に届け出を行っている。また、文部科学省等の各種説明会、各種団体の協議会には、関係する担当部署の教職員が参加して情報収集し、学内で情報共有を行っている。

#### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学ではルーブリックを用いた評価を導入しているが、その活用方法が浸透していない。活用方法を統一的に整理して全教職員に再度周知するとともに、学習目標の到達度評価の書き方を検討する余地がある。本学アセスメント・ポリシーにおける査定の手法については、各々が見直しを行っているが、機関レベルで点検する体制は整っていない。自己点検・評価委員会を中心に手法等を点検する体制づくりを整備する必要がある。

#### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

生活デザイン専攻、食物栄養専攻ともに、2年次後学期に卒業ゼミに相当する必修科目を設定し、学生の成果物とプレゼンテーションの結果から、学生がディプロマ・ポリシーに記す能力を備えているか、食物栄養専攻所属教員とそれ以外の出席可能な教員で評価し、内部質保証が十分と云えるか確認している。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた後、まず本学の教育活動を総合的に点検・評価するために、自己点検評価委員会の活動を定期的に進めることとし、教授会構成員とほぼ同じメンバーで構成される同委員会を、教授会終了後に年数回程度開催している。

本学の建学の精神と校訓については、教育効果の具現化を目指すべく、在学生に対して実施する学修成果到達度アンケートの一部と学修行動アンケートの一部において質問項目に盛り込み、集計し確認している。しかしながら、卒業生アンケートについては、実施はしているものの回答率が低い。質問内容を再検討する必要があると考えている。令和3年度には社会人基礎力の質問項目を追加したが、今後さらなる質問内容の見直しを行うことを計画している。

建学の精神を礎として、時代のニーズを加味してどのような人材を育てたいのか、三つの方針とどう連動させるのか、について検討を進める。平成30年度に教育目標は具体化して公表しているが、来年度に向けて、今年度、三つの方針、卒業時の学修成果（到達目標）を見直して変更するとともに、カリキュラムについても連動して一部授業科目の見直しやカテゴリの変更を実施した。

学修成果の測定については、前回の認証評価受評以降、単位の取得状況、成績（GPA）の分布表の作成を行い、年2回愛国学園短期大学ウェブサイトで公表している。また、カリキュラム・マップや資格取得に必要な科目より算出したGPAを半期ごとに算出し、奨学金に関係する下位の学生には担任を通じて結果をフィードバックしている。非常勤教員に対する情報交換の場については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、非常勤教員に対して本学ドメインのメールアドレスを設けて、メールにより情報提供を行なうようにした。シラバスは、前回認証以降、到達目標の知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性、多様性、協働性に関する記述を明確にするようにした。また、全ての科目についてルーブリックを用いた評価を導入し、到達目標の記述を変更することとした。

なお、＜テーマ 基準Ⅰ・C 内部質保証の特記事項＞に記すとおり、生活デザイン専攻、食物栄養専攻ともに、2年次後学期に卒業ゼミに相当する必修科目を設定し、学生の成果物とプレゼンテーションの結果から、学生がディプロマ・ポリシーに記す能力を備えているか食物栄養専攻所属教員とそれ以外の出席可能な教員で評価し、内部質保証が十分と云えるか確認している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の建学の精神と校訓に関する学生への浸透・理解の状況をより把握するためのアンケートその他、把握手段の内容を検討し実施する。そのためには、教育目標、到達目標、ディプロマ・ポリシーについて今までよりも具体性のある表現を目指す必要がある。また、学習成果の測定結果の全学生へのフィードバックについては、今後の課題として検討していく。ルーブリックを用いた評価をより定着させるために、特に非常勤教員も参加するFD研

修会などによる啓蒙活動を検討する必要がある。アセスメント・ポリシーにおける査定の手法については、各々が見直しを行っているが、機関レベルで点検する体制は整っていない。自己点検・評価委員会を中心に手法等を点検する体制づくりを整備する予定である。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出資料

- 1 令和 5（2023）年度 Campus Guide
- 2 愛国学園短期大学学則[令和 5 年度]
- 4 シラバス' 23
- 7 2024 入試ガイド
- 9 愛国学園短期大学ウェブサイト「教育方針（三つの方針）」
- 22 教授会議事録 [令和 5（2023）年度]

## 提出資料-規程集

- 38 愛国学園短期大学 家政科規則
- 39 愛国学園短期大学 家政科履修規程
- 40 愛国学園短期大学栄養士課程履修規程
- 41 愛国学園短期大学 長期履修規程
- 44 愛国学園短期大学 学業成績判定に関する規程

## 備付資料

- 12 卒業生進路状況（令和 3～5 年度）
- 13 令和 5（2023）年度 就職先へのアンケート調査結果
- 28 全学生全科目の成績（前学期・後学期終了時点）
- 32 2023（令和 5）年度前期学修成果
- 33 2023（令和 5）年度後期学修成果
- 34 2023（令和 5）年度前期学修成果到達度・学修時間・行動アンケート
- 35 2023（令和 5）年度前期学修成果到達度・学修時間・行動アンケート
- 36 資格取得、検定合格状況
- 39 愛国学園短期大学ウェブサイト「修学上の情報」
- 43 令和 5（2023）年度 卒業生へのアンケート調査結果
- 44 ポートフォリオ
- 45 令和 5 年度常設委員会表
- 105 委員会等議事録 [令和 5（2023）年度]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、家政科・各専攻の学習成果に対応している。このうち学習成果は、学生にも伝わりやすいよう「学修成果（到達目標）」と表して示している（提出-1、巻末）。そして、所定の教育課程を修めて下記の到達目標に達し、ディプロマ・ポリシーに示す資質と能力を身につけた者について卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している。

#### 【家政科】

##### ●ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。

- ・仕事や家庭生活に必要な専門的な知識・技術をもち、豊かな生活に向けてそれを実践できる能力【知識・技能】
- ・高い教養、情操及び倫理観（責任感）をもって物事を的確に理解、判断、表現することにより問題解決を図ることができる能力【思考力・判断力・表現力等】
- ・社会的活動や家庭生活に参画するために、多様な他者に配慮しつつ協働する能力、自分の意見を主体的に主張できる能力【主体性、多様性、協働性】

##### ●卒業時の学修成果（到達目標）

- ・変動しつつある社会に対応できる力と豊かな教養を身につける。
- ・社会について理解するとともに、社会における行動に必要な知識及び能力を身につける。

#### 【生活デザイン専攻】

##### ●ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。

- ・生活に関する専門的知識・技能を仕事や家庭での実践に活かす能力【知識・技能】
- ・豊かで持続可能な生活をデザインし、提案できる能力【思考力・判断力・表現力等】
- ・生活経営や社会活動に主体的に参画できる能力と豊かなコミュニケーション能力【主体性、多様性、協働性】

##### ●卒業時の学修成果（到達目標）

- ・生活に関する専門的知識・技能を仕事や家庭生活での実践に活かせるようになる。
- ・豊かで持続可能な生活を自らデザインし、提案できるようになる。
- ・豊かなコミュニケーション力を活かし、生活経営や社会活動に主体的に参画できるようになる。

### 【食物栄養専攻】

#### ●ディプロマ・ポリシー

所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。

- ・食と栄養について高度な知識及び技術を有し、社会・家庭で活かせる能力【知識・技能】
- ・食と栄養及び健康に関する課題を発見し、解決・発信できる能力【思考力・判断力・表現力等】
- ・多様性の受容と適切なコミュニケーションをもって積極的に社会貢献できる能力【主体性、多様性、協働性】

#### ●卒業時の学修成果（到達目標）

- ・食材を理解し、調理技術に長けた栄養士になる。
- ・ニーズに合った献立を提案できる栄養士になる。
- ・他者に対する配慮と豊かなコミュニケーションを身につけた栄養士になる。

ディプロマ・ポリシーには、「所定の単位を修得することによって、以下の能力を身につけた学生について卒業を認定し、学位を授与します。」と定めており、所定の単位は学則において下記のとおり明確に示している（提出-2）。卒業要件は、学則第 17 条に「学則第 12 条に定める期間在学し、かつ同条に定める授業科目について、所定の単位以上を修得した者に対して、教授会の意見を徴したうえで、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。」と明記されている。学則第 12 条に定める在学期間は 2 年以上、必要単位は 62 単位以上である。専攻ごとの必要単位は以下の通りである。

### 【生活デザイン専攻】

共通科目 12 単位以上、家政科コア科目 16 単位以上、専攻科目 34 単位以上、合計 62 単位以上。

### 【食物栄養専攻】

共通科目 12 単位以上、家政科コア科目 10 単位以上、専攻科目 40 単位以上、合計 62 単位以上。ただし、栄養士の資格を取得しようとする者は、専攻科目中の栄養士資格規程科目 53 単位を修得しなければならない。

成績評価の基準については、学則第 16 条（提出-2）に評価の段階と合否について明記しており、「愛国学園短期大学学業成績判定に関する規程」（提出-規程集 44）で、成績判定について定めている。また、栄養士免許証の資格取得の要件は、「愛国学園短期大学栄養士課程履修規程」（提出-規程集 40）に明示している。

キャリア支援小委員会において、就職先の企業に「本学卒業生に対する評価」や「本学の教育に対する意見等に関するアンケート」を毎年実施している（備付-105）が、令和 5 年度の結果（備付-13）では、本学卒業生が「集団の中で役割を理解し、周囲の人と協力して業務にあたることができるか」という設問に対して 9 割を超える高い評価を得ている。また、



令和4年度卒業生の各専攻の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）は、令和5年5月1日現在で、生活デザイン専攻、食物栄養専攻ともに100%である（備付-12）ことから、ディプロマ・ポリシーは、社会的な通用性があると判断している。グローバル社会における人材育成という視点で見て国際的な通用性があるかは明確ではないが、前述したように社会的な通用性を備えており、本学のディプロマ・ポリシーは、現時点では概ね適正なものと考えている。

卒業認定・学位授与の方針は、教育課程の見直しのほか、卒業生へのアンケート調査結果（備付-43）や就職先へのアンケート調査結果（備付-13）などを参考に定期的に点検している。家政科・各専攻会議で見直し（備付-105）、変更のある場合は、教務委員会の承認を経て教授会に提案し、その意見を踏まえて決定している（提出-22、R5.4・R6.1）。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

**<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>**

学科・各専攻では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力の育成に向けて、以下のように教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を設定している（提出-1、巻末）。

**【家政科】**

**●カリキュラム・ポリシー**

建学の精神に則り、高い教養・情操と専門的な知識や実践的な技術をバランスよく身につけ、

社会的活動及び家庭において貢献できる人材の育成を目的としてカリキュラムを編成します。家政科共通の科目として、共通科目、家政科コア科目、支援科目を設置しています。

- ・共通科目は、変動しつつある社会に対応できる力と豊かな教養、社会人として必要とされる力を身につけるための科目です。
- ・家政科コア科目は、家庭を中心とした生活を総体的、科学的に学ぶ科目です。
- ・支援科目は、短期大学の課程を履修するのに必要な基礎知識を補完し、かつ、社会人基礎力の礎となる科目です。

#### 【生活デザイン専攻】

##### ●カリキュラム・ポリシー

建学の精神に則り、以下の能力を身につけ、社会的活動及び家庭において貢献できる人材の育成を目的としてカリキュラムを編成します。

- ・生活に関する専門的知識・技能を身につけ仕事や家庭生活での実践に活かすことができる。
- ・豊かで持続可能な生活を自らデザインし提案できる。
- ・豊かなコミュニケーション力を活かし、生活経営や社会活動に主体的に参画できる。

#### 【食物栄養専攻】

##### ●カリキュラム・ポリシー

栄養士の資格規定科目は、栄養士法等の法令に準拠して、食物栄養専攻の教育目的を達成するために系統的なカリキュラムを編成します。

- ・食・栄養の専門家として食文化の知識、食品開発及び食企画等の能力を有する人材になるため、食に関する視野を広げることができるフードスペシャリスト・フードコーディネーターの資格取得も可能です。
- ・一部に履修制限の科目を設け、講義、実験・実習を系統的に組み合わせ、プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れています。
- ・外部の標準化されたテストによる評価を取り入れています。

本学のカリキュラムは、短期大学設置基準第 5 条（教育課程の編成方針）に則り、建学の精神に基づいた教育目的である「職業や实际生活に必要な能力を具備する女性を育成する」ために、共通科目、家政科コア科目、専攻科目、支援科目の 4 つの科目群に分けて体系的に編成している。そして、カリキュラム・ポリシーを含む 3 つのポリシーと学修成果（到達目標）を一体的にまとめた履修系統図や、ディプロマ・ポリシーに対応する授業科目を示したカリキュラム・マップを作成し、学生が体系的に学習を計画できるようにしている（提出-1、巻末）。

共通科目では、本学独自の科目である「教養基礎演習」により、建学の精神や教育目的に基づきコミュニケーション能力を高めるための教育を行い、「キャリア形成Ⅰ」、「キャリア形成Ⅱ」、「情報技術」、「ビジネスマナー」で社会人基礎力・就業力を養うための教育を行っている（提出-4）ほか、全学生が卒業と同時に社会福祉主事任用資格が取得できるように科目を配置している（提出-1）。

専攻科目では、実験・実習・演習科目を多く配備し、かつ、実験・実習科目においては短期大学設置基準に定める1単位当たりの授業時間を超える1コマ150分（授業回数14回）を確保している（提出-1）。また、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れて（提出-4）おり、実践力の育成を重視した教育課程としている。また、各種の免許・資格取得に対応した科目も配備している（提出-1）。そして、1年次は基礎的な科目を中心に編成し、1年次後学期から2年次前学期にわたっては講義を踏まえた実験・実習及び専門基礎科目を中心に配備し、2年次では専門分野のうち応用的な科目を配備している。

生活デザイン専攻の専攻科目については、様々な進路に共通する知識・技能が学べる「ライフ・デザイン」の科目群と、家庭生活の実践から就業にも結び付く専門的な知識・技術、コミュニケーション能力を修得できる「パティシエ・レストランサービス」「ファッション・アパレル」「福祉・介護・医療事務」の3つ科目群を設けている。医療事務管理士、レストランサービス技能士、色彩検定、ファッション販売能力検定、福祉住環境コーディネーター検定、ユニバーサルデザインコーディネーター等さまざまな資格の取得も、個人の能力、適性に応じて行うことができるように科目を配置している（提出-1）。2年次後学期の「商品開発・企画演習」では、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果（到達目標）に掲げる能力を身につけるため総合的な演習を行っている（提出-4）。

また、食物栄養専攻は、栄養士養成施設として栄養士の養成を第一目標とする専攻であり、栄養を主とする安全で健康的な食事のみでなく、多角的に食品を捉えた食空間の演出や食品流通にも精通した、食に対する幅広い知識が豊富な栄養士の育成を目指している。そして実践力を育成するために実習科目を多く配備し、各科目には発表の機会を多く設けている。そして、これら実習科目の中で「調理学実習Ⅱ」（提出-4）は、食物栄養専攻におけるディプロマ・ポリシーに沿った学習の成果を評価する機会と位置付けており、学生が各自作った料理を、食物栄養専攻の教員に加えて同専攻以外で食分野の科目を担当する教員によって評価し、PDCAサイクルを回して作り直した結果をプレゼンテーションするという、学修成果（到達目標）に掲げる能力を身につけるための総合的な演習を行っている。より専門性を深めるべく、フードスペシャリスト（公益社団法人フードスペシャリスト協会）やフードコーディネーター（特定非営利活動法人 日本フードコーディネーター協会）、アスリートフードマイスター（一般社団法人日本アスリートフード協会）の養成も行なっている。

卒業の要件として学生が修得すべき単位については、資格取得に必要な単位数等を考慮しつつも、偏った履修に繋がらないよう、家政科履修規程第6条第2項（提出-規程集 39）で、年間履修単位の上限を62単位と定めている。

学生の成績は「愛国学園短期大学学業成績判定に関する規程」（提出-規程集 44）の定めるところに従って、次のとおり評価している。学業成績は、主に定期試験（筆記・口頭・実技）、成果物（作品やレポート等）、受講態度、臨時試験（小テスト）の組み合わせにより学期末あるいは年度末に絶対評価で行ない、総合的に評価する。S（評価点100～90点）、A（同89～80点）、B（同79～70点）、C（同69～60点）の4評価を合格、D（同59点以下）を不合格としている。出席不良によるZ（学業成績評価対象資格失格者）評価もある。

シラバス（提出-4）に明示する項目は、必修・選択の別、履修年次、授業概要、到達目標、ルーブリックを用いた評価による評価基準、授業のスケジュール（授業内容、事前・事後学習の内容と時間）・授業時間数、教科書・参考書等・その他の費用、課題に対するフィード

バック、履修上の注意、アクティブ・ラーニングの形態などである。また、実務経験のある教員が担当する授業については、実務内容を表記している。

なお、本学では通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

教育課程は、共通科目及び家政科コア科目については家政科を中心に、専攻科目については専攻を中心に年度末に定期的に点検・見直しをして（備付-105）、改正する場合は教務委員会の承認を経て教授会に提案し、その意見を踏まえて決定している（提出-22、R5.4・R6.1）。

なお、高等学校の新学習指導要領に対応して、令和6年度入学生から共通科目に必修科目として「データサイエンス」を新たに設置したり、家政科コア科目について科目を統合したり専攻科目へ移動したりすることなどを決定している。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

本学では、短期大学設置基準第5条（教育課程の編成方針）に基づいて体系的に教育課程を編成しており、建学の精神に基づき「社会人」並びに「家庭人」を育成するために専門教育と並んで教養教育を重要な教育と位置づけている。そして、教養教育、教養科目である「共通科目」と、教養科目でもあり専門科目の基礎的位置づけでもある「家政科コア科目」の二つの科目群を設けて教育課程を編成し、教養教育を進めている（提出-1）。

このうち「共通科目」は、変動しつつある社会に対応できる力と豊かな教養、社会人として必要とされる力を得るためにふさわしい内容となっており、コミュニケーション能力を身につけるための「教養基礎演習」、社会活動において必須と云えるICT活用のための技術を学ぶ「情報技術」、人間心理に対する理解力を養うための「心理学」、職業的自立のための「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」、「ビジネスマナー」、グローバル化する社会の中で重要度が増している語学として「英会話」ほか2科目、「ボランティア論」、「異文化と世界」、「日本国憲法と法律」など教養を深める科目を開設している。「家政科コア科目」は、家政学の基本となる家政学概論、衣・住生活論のほか、家庭生活に必要不可欠な家庭経営学、消費生活と環境、妊娠・出産・保育の科学などの科目で構成している。共通科目は必修5単位、選択5科目7単位以上、家政科コア科目は、生活デザイン専攻については必修16単位以上、食物栄養専攻については必修10単位以上の修得を卒業要件としている（提出-1）。

上記「家政科コア科目」は、教養科目と専門科目をつなぐ枠組みとして位置づけており、大学生また社会人としての教養の要素を含みながら、学科・各専攻の専門科目の学びに深く関わる内容を有している（提出-1、巻末）。以上のとおり、本学の教育課程における教養教育と専門教育との関連性は明確である。

教養教育の効果については、単位取得状況（備付-28）や学修成果到達度アンケート（備

付-34、35)、ポートフォリオ(備付-44)により測定・評価している。年度末に家政科・各専攻会議で見直し(備付-105)、変更のある場合は、教務委員会の承認を経て教授会に提案し、その意見を踏まえて決定して改善に取り組んでいる(提出-22、R5.4・R6.1)。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学では、短期大学設置基準第5条に定める教育課程の編成方針にのっとり、本学家政科規則第3条(提出-規程集38)に「家政科は、学則第1条第2項に定める建学の精神に基づいて、職業や实际生活に必要な能力を具備する女性を育成することを教育の目的とする。」と定めている。

そして、家政科として両専攻共通の科目カテゴリである「共通科目」では、「日本国憲法と法律」、「現代日本の社会問題」などの一般教養を養う科目に加えて、社会生活において重視されるコミュニケーション能力を高めるための「教養基礎演習」や、キャリア教育を行う「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」「ビジネスマナー」のほか、今日の社会で必須といえる「情報技術」ほかの情報技術関係の科目やグローバル化する現代社会の中で重要度が増している語学を学ぶ「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「標準英語スキルズ」、「応用英語スキルズ」等を配置するなど、自立して現代社会に生きるために必要な教育課程としている。

一方、生活デザイン専攻では、「ライフ・デザイン」、パティシエ・レストランサービス、ファッション・アパレル、福祉・介護・医療事務の4つの科目区分から、自分の興味や目指す進路に合わせて科目を選択し、さらに2年次後学期には興味のあるテーマを各自が選んで取り組む「商品開発・企画演習」を設置した教育課程を編成しており、職業又は实际生活に必要な能力を育成するための教育を実施している。フードサービス業界を目指す学生には、3級レストランサービス技能士、フードコーディネーターの検定試験受験資格が取得できる科目をすべて配置し、医療事務管理士を目指す学生に対しては、「医療事務サービス論」、「医療事務サービス演習」のほか課外にも資格取得支援講座を設けるなど、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である(提出-1)。また、食物栄養専攻は、栄養士法に定める栄養士免許の取得を目的とした職業教育に特化した専攻であり、専門科目は同法及び同法施行規則の定めるところに従いつつ、栄養士としての知識の上に食の現場において必要な十分な実践力を備えることができるよう教育課程を編成している。その他に、フードスペシャリスト、フードコーディネーター、家庭料理技能検定、アスリートフードマイスター等、食に関連する資格も取得することができるよう科目を配置し、幅広く食の専門知識と実践力を備えた学生の育成を行っている(提出-1)。以上のような教育課程に基づく学習の成果

については、学生は各自のポートフォリオの作成を通じて振り返り（備付-44）、就職活動などにおける自己分析に活用している。

なお本学は、地元自治体や産業界との産学官連携に積極的に取り組んでおり、これらの活動に学生を参加させている。これらの活動の中で学生が職業人とともに活動することが、職業教育として大きな意義を持つと考えている。

職業教育の効果については、就職率（備付-12）や資格取得状況（備付-36）、就職先へのアンケート調査結果（備付-13）から把握している。また、卒業生へのアンケート調査結果（備付-43）、就職先へのアンケート調査を行うなど、職業教育の効果測定・評価することに努め、その改善に取り組んでいる。また、この結果は本学教授会にて報告し（提出-22）、各専攻、関連組織と連携を取りながら教育活動に活用している。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>**

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおり各専攻等の卒業時の学修成果（到達目標）（提出-1、巻末）に対応している。

家政科のアドミッション・ポリシー及び卒業時の学習成果は次のとおりである。学習成果に掲げる、社会に対応できる力と豊かな教養、社会生活に必要な知識と能力を身につけるために必要な、基礎的な学力と思考力・判断力、主体性、協働性を明確に示し、入学希望者に求めている。

**【家政科】**

**●アドミッション・ポリシー**

各入試において、以下の学力、人間的側面について確認された人を受け入れます。

- ・入学後の学習に必要な「国語」「家庭」「情報」「英語」などの基礎的な内容を理解している人【知識・技能】
- ・自身あるいは他者の生活について考え、判断し、それを他者に対して適切に伝える基礎的能力を有する人【思考力・判断力・表現力等】
- ・主体的に学内外の活動に参加し、人との関わりを大切にしながら、相互理解および協力を努める意欲を有する人【主体性、多様性、協働性】

●卒業時の学修成果（到達目標）

- ・変動しつつある社会に対応できる力と豊かな教養を身につける。
- ・社会について理解するとともに、社会における行動に必要な知識及び能力を身につける。

生活デザイン専攻のアドミッション・ポリシー及び卒業時の学習成果は次のとおりである。同専攻は、「ライフ・デザイン」、「パティシエ・レストランサービス」、「ファッション・アパレル」、「福祉・介護・医療事務」の4分野を柱として教育を進めている。そして、これらに係る専門的知識や技能を仕事や家庭生活に活かせること、また、自らの生活をデザインすることができるとともに、豊かなコミュニケーション力を活かして生活経営や社会活動に主体的に参画できることなどを学習成果としている。そして、学習成果を踏まえて、まずはその基本として前述の4つの専門分野に関心を持つとともに専門知識を学ぶに必要な基礎的な学力を備えていること、また、自らの生活をデザインするあるいは生活経営や社会活動に主体的に参加するに必要な基礎的な思考力や判断力・コミュニケーション力を入学者希望者には求めている。

【生活デザイン専攻】

●アドミッション・ポリシー

生活デザイン専攻では、次のような人を求めます。

- ・専門知識を学ぶために必要な「国語」「英語」「数学」「理科」「家庭」の基礎的な内容を理解している人【知識・技能】
- ・生活の中で生じた疑問や課題を自ら考え、判断してその結果を他者に伝える基礎的能力を有する人【思考力・判断力・表現力等】
- ・衣、食、住、保育、介護、医療事務などや生活に関わる学修に深い関心があり、社会や家庭に役立てる意欲のある人【主体性、多様性、協働性】
- ・社会貢献に興味をもち、主体的かつ積極的に取り組み、多様な人々と協働して学ぶ意欲を有する人【主体性、多様性、協働性】

●卒業時の学修成果（到達目標）

- ・生活に関する専門的知識・技能を仕事や家庭生活での実践に活かせるようになる。
- ・豊かで持続可能な生活を自らデザインし、提案できるようになる。
- ・豊かなコミュニケーション力を活かし、生活経営や社会活動に主体的に参画できるようになる。

食物栄養専攻におけるアドミッション・ポリシー及び学習成果は次のとおりである。食物栄養専攻は栄養士法に基づき、栄養士を養成することを目的とする専攻であり、学習成果は本学が栄養士として理想とする①食材を理解し、調理技術に長けること、②ニーズに合った献立を提案できること、③他者に対する配慮と豊かなコミュニケーションを身につけることを学習成果としているが、このために、計算能力を含めこれらの学習成果を得るための基礎となる学力、コミュニケーション力の基礎となる学力に加えて、栄養、健康等に関する専門的な知識と技術の修得に向けて他者と協力して能動的に学習に取り組む意欲を入学希望者には求めている。

#### 【食物栄養専攻】

##### ●アドミッション・ポリシー

食物栄養専攻では、次のような人を求めます。

- ・専門科目を学ぶために必要な「生物」、「家庭」の基礎的な内容を理解している人【知識・技能】
- ・コミュニケーションの基礎となる「国語力」を身につけている人【知識・技能】
- ・栄養士に求められる計算能力を身につけている人【知識・技能】
- ・食と栄養及び健康に関する課題を探究し、解決、発信して社会に貢献するための基礎的能力を有する人【思考力・判断力・表現力等】
- ・栄養士としての将来像をもち、周囲の人と協力して積極的に学修に取り組む意欲のある人【主体性、多様性、協働性】

##### ●卒業時の学修成果（到達目標）

- ・食材を理解し、調理技術に長けた栄養士になる。
- ・ニーズに合った献立を提案できる栄養士になる。
- ・他者に対する配慮と豊かなコミュニケーションを身につけた栄養士になる。

学生募集要項である入試ガイドには、家政科、生活デザイン専攻、食物栄養専攻に係る3つのアドミッション・ポリシーを【知識・技能】、【思考力・判断力・表現力等】、【主体性、多様性、協働性】の学力の三要素ごとに区分して高等学校卒業までに培うべき学力など、本学が求める学生像を明示しこのポリシーに沿って受験生を評価することを明確に示している（提出-7）。

入試ガイド（提出-7）に示すように、選抜区分毎に、調査書、推薦書、活動報告書、大学入学希望理由書の評価、面接（口頭試問）、筆記試験、大学入学共通テスト結果の評価など複数の選抜手段を組み合わせで評価している。このうち調査書、推薦書、面接（口頭試問）、筆記試験、大学入学共通テストの結果はアドミッション・ポリシーに示す【知識・技能】の評価手段として、推薦書、大学入学希望理由書、活動報告書、面接（プレゼンテーション、口頭試問）、筆記試験、大学入学共通テスト結果は同ポリシーに示す【思考力・判断力・表現力等】の評価手段として、また、調査書、推薦書、大学入学希望理由書、活動報告書は同ポリシーに示す【主体性、多様性、協働性】の評価手段として位置づけて選抜している。

高大接続の観点により、多様な人材に門戸を開くために、学校推薦型選抜、総合型選抜 A



（事前エントリー対話型）、総合型選抜 B（自己推薦型）、一般選抜、大学共通テスト利用選抜、特別選抜（社会人）の多様な選抜制度を設け、出願資格、学力の3要素を多面的・総合的に評価するための選考基準をそれぞれ設定して、公正かつ適正に入学者を選抜している（提出-7）。

授業料、その他入学に必要な経費については、2024 入試ガイドに、2023 年度の実績として生活デザイン専攻、食物栄養専攻ごとに、1 年次、2 年次に区分して明示している（提出-7）。

本学では、平成 29 年度に、入学者選抜関係事務を一元的に執り行うアドミッションセンターを整備し、課題検討組織であるアドミッション委員会と連携しつつ、入試関係事務を進めている（備付-45）。受験検討者などからの問い合わせや相談に対しては、アドミッションセンターを中心として、EメールやSNSアプリケーション（公式LINE）なども活用して、丁寧かつ適切に対応している（提出-7）。特にLINEを活用することにより、受験生がいつでも、気軽に問合せ・相談できるため、本学の選抜方法等の理解・周知に繋がっていると考えている。

高等学校を訪問する際には必ず本学の説明をするようにしており、説明に対する現場教員の反応を直接知ることができている。アドミッション・ポリシーは、これらの結果も参考にしつつ、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとともに、これまでも数年にわたって点検してきたところである。

#### 【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、Campus Guide に示す履修系統図に科目区分ごとに学修成果（到達目標）を示しており（提出-1、巻末）、加えて各教員は、担当科目に合わせて、シラバス（提出-4）に評定段階ごとに「到達目標」を具体的に示している。

本学は修業年限 2 年の短期大学で、教育課程は、基礎を経て応用と段階的に学び、定められた単位数を修得することにより、2 年間で学習成果を獲得できるように配置している。本学は、時間的・経済的な制約を持つ学生に配慮して、2 年間の教育課程を最長 4 年間にわたって計画的に学ぶことができる長期履修制度を設けており（提出・規程集 41）、社会人学生等一部の学生が修業年限を超えて学んでいるが、ほとんどの学生が 2 年間で所定の単位を修得し学習成果を獲得して卒業しており、修業年限内に学習成果を獲得できることは明確である。

本学ではルーブリックを用いた評価を導入しており、シラバスの成績評価基準は、「・・・ができるようになる。」と具体的で測定可能な内容で記載している。そして学習成

果が測定できるよう各科目に示す成績評価基準に基づき学業成績の評価・判定を行なっている（提出・規程集 44）。

**〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

本学では、現在、学習成果の獲得状況を把握するため、GPA 分布状況（備付・32、33）、全学生全科目の成績（前学期・後学期終了時点）（備付・28）、資格取得、検定合格状況（備付・36）を作成し、専攻会議や課題検討委員会や教授会における検討材料として供しているほか、個人別資料については、担任教員や事務局職員による個別学習支援やキャリア支援の資料としても活用している。また、学生のポートフォリオについては、入学時から卒業に至るまで学生自身が記入したものに対して担任教員がコメントして学生を支援するとともに、担任教員による面談の際にも活用して学生の知識・技術の向上やキャリア支援に役立てている。このような活動は学生の勉学や就職活動のモチベーションを向上させるための一助ともなっている。GPA については、学期毎及び累積で算出しており、その分布については、三浦亮一奨学基金奨学金、卒業時表彰等の推薦基準を検討する際の基礎資料として活用している（備付・32、33）。

学期毎に、学習成果の到達度や学習時間などの行動を学生自身が評価・記載する「学修成果到達度・学修時間・行動アンケート」（備付・34、35）を実施し、学生個人の学習や学生生活の振り返りの機会とするとともに、その結果を集計分析し、教育課程の検討や教育指導の在り方などの検討材料としている。また、企業の本学卒業生に対する評価や本学に対する要望等を得るために、従前から、就職先へのアンケート調査（備付・13）を実施しているほか、企業等を訪問した際には、卒業生の就労状況や企業から本学への要望などを聴取しており、その結果は、教授会に報告されて全教職員に情報として共有され、職業教育とキャリア支援の充実などに活用している。就職の状況、大学編入者の状況（備付・12）、インターンシップへの参加の状況などは、折に触れて教授会において教職員に報告され、キャリア支援のための情報として活用されている。また、学生の退学、休学、復学、卒業などは（備付・39）、教授会の審議事項であり、その結果は全教職員に情報として共有され（提出・22）、学生支援のための情報として様々な場面で利用されている。

本学は、近年、留学の実績はない。

学生の学習成果については、S・A・B・Cの4段階に区分評価を行って評点化（GPA）した結果と併せて学生に通知するとともに、全学的な単位取得状況、科目群のGPA分布を作成し、学修成果（備付・32、33）として愛国学園短期大学ウェブサイトにて公表している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

卒業生の就職先からの評価を得るため、就職先企業に対して、卒業生の就労状況、ディプロマ・ポリシーに沿った能力が身についているか、今後の教育への要望等を主とした就職先へのアンケート調査を行っている（備付・13）。企業等を訪問した際には、卒業生の就労状況や企業から本学への要望などを聴取している。

就職先へのアンケート調査の結果については、教授会に報告し、学習成果の点検に活かせるようにしている。令和5年度に実施したアンケート調査は、本学の教育目的である「職業又は实际生活に必要な能力を具備する女性の育成」が達成されているかを問うもので、下記①～③の家政科ディプロマ・ポリシーを示して4段階による調査を行った。その結果は以下のとおりであった。

令和5（2023）年度就職先へのアンケート調査結果（一部抜粋）

| 質 問                                                                      | 企業評価  |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①仕事や家庭生活に必要な専門的な知識・技術をもち、豊かな生活に向けてそれを実践できる能力【知識・技能】                      |       |
| 1. 専門的な知識及び技術を身に付け、それを仕事に活かしている。                                         | 72.7% |
| 2. 心身ともに健全で、挨拶や言葉遣いをはじめとする社会的マナーが身についている。                                | 81.8% |
| ②高い教養、情操及び倫理観（責任感）をもって物事を的確に理解、判断、表現することにより問題解決を図ることができる能力【思考力、判断力、表現力等】 |       |
| 3. 状況を的確に判断し、改善に向けて提案・実行ができる。                                            | 63.7% |
| 4. 与えられた仕事に対し、責任を持って行動できる。                                               | 81.9% |
| ③社会的活動や家庭生活に参画するために、多様な他者に配慮しつつ協働する能力、自分の意見を主体的に主張できる能力〔主体性、多様性、協働性〕     |       |
| 5. 集団の中で役割を理解し、周囲の人と協力し、業務にあたるができる。                                      | 90.9% |
| 6. 仕事に対して、目的意識、向上心をもち、主体的に自分の考えや意見を述べるができる。                              | 72.7% |

注）回答率 45.5%（令和4年3月卒業生就職先 22 件中、回答 10 件）

①～③は、愛国学園短期大学 家政科 ディプロマ・ポリシー

企業の評価は、「大いにそう思う」「概ねそう思う」の両評価の占める割合を示す。

「大いにそう思う」の割合が最も多かったのが「集団の中で役割を理解し、周囲の人と協力し、業務にあたることができる」に対する評価であった。「概ねそう思う」の回答も併せると、9割を超える就職先が評価している。その他の評価からも、卒業生が、ディプロマ・ポリシーに示す能力を備えていると概ね良好な評価を得ていることが示された。一方、評価割合が最も低かったのが「状況を的確に理解、判断し、改善に向けて提案、実行ができる」に対する評価（63.7%）である。4年制大学卒業生との比較による評価とも考えられるが、得た知識を基に応用力を養い、状況に応じ判断する力を身に付けさせる必要性が示された。また、「新卒採用で重視する点や在学期間中に身に付けておいた方がよいと思われる点」についても尋ねたところ、コミュニケーション力を求める声が多く認められた。

本学では従来から、様々な授業科目の中で、学生に課題を与え、自ら調べてまとめたものを発表させ、質疑応答するといった思考力・判断力・コミュニケーション力等のいわゆる社会人基礎力を涵養する努力を続けてきているが、このようなアンケート調査結果を踏まえて、さらに努力を傾注する必要があると考えている。なお、令和6年度は「キャリア形成Ⅰ」「キャリア形成Ⅱ」「ビジネスマナー」等の授業内でコミュニケーション力の涵養に対する意識づけを行っていきたいと考えている。

また、企業への聞き取り調査でも、卒業生に対し概ね高い評価を得ているが、近年の新卒者のビジネスマナーの理解不足に多くの意見が寄せられていることから、従来から外部講師を招聘し、2年次学生に対しては社会人に向けて必要な「マナー教室」を開催し、1年次学生に対しては「社会人基礎力セミナー」を開催して、社会人としての心構えや基本的なビジネスマナーを習得できるよう取り組んで来ているが、今後も継続していく。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学では、職業教育を強く意識して教育課程を編成しており、そのために三つの方針を策定し教育の効果を測定するところまでは行なっているが、それらの分析・評価が一部に留まっており、学生の学習成果の獲得にむけて十分に活用されているとは言い難い。より積極的な活用に向けて、評価の指標や基準を策定する必要がある。

就職先企業へのアンケート調査の結果より教育において注力すべきと判断される「状況を的確に理解、判断し、改善に向けて提案、実行する力」については、今後の課題として検討する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学では、職業教育を強く意識して教育課程を編成しており、そのために共通科目や各専攻科目において職業に結びつく多彩な授業科目を配置している。また、本学が積極的に取り組む産学官連携の場において学生を職業人とともに活動させることにより職業への接続を図るなどの職業教育を実施している。そして、これらの教育活動の結果、就職率は多年にわたって100%を維持できており、この結果は、本学の職業教育が成果をあげている証左と云える。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

- 1 令和 5（2023）年度 Campus Guide
- 2 愛国学園短期大学家政科規則[令和 5 年度]
- 4 シラバス' 23
- 7 2024 入試ガイド
- 22 教授会議事録 [令和 5（2023）年度]

提出資料-規程集

- 03 愛国学園短期大学 事務局組織規程
- 35 愛国学園短期大学 教授会規程
- 38 愛国学園短期大学 家政科規則
- 41 愛国学園短期大学 長期履修規程
- 46 愛国学園短期大学 障がい学生支援に関する基本方針
- 47 愛国学園短期大学 障がい学生支援規程
- 56 愛国学園短期大学 学友会規約

備付資料

- 12 卒業生進路状況（令和 3～5 年度）
- 13 令和 5（2023）年度 就職先へのアンケート調査結果
- 17 令和 5 年度 4 月学事日程
- 32 2023（令和 5）年度前期学修成果
- 33 2023（令和 5）年度 後期学修成果
- 34 2023（令和 5）年度前期学修成果到達度・学修時間・行動アンケート
- 35 2023（令和 5）年度後期学修成果到達度・学修時間・行動アンケート
- 36 資格取得、検定合格状況
- 40 卒業時アンケート（結果）
- 41 授業評価アンケート
- 42 授業評価アンケート 教員自己評価
- 43 令和 5（2023）年度 卒業生へのアンケート調査結果
- 44 ポートフォリオ
- 45 令和 5 年度常設委員会表
- 48 入学許可証の送付及びお知らせ
- 49 入学準備学習のお知らせ
- 50 出勤日等一覧 [令和 5（2023）年度前学期]
- 51 保健調査票
- 52 健康診断簿
- 53 中間授業評価アンケート

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 54  | 愛国学園短期大学ウェブサイト「社会人の方」      |
| 55  | クラス名簿                      |
| 56  | 出勤日等一覧 [令和 5 (2023) 年度後学期] |
| 57  | 図書館利用案内                    |
| 58  | 図書館アンケート                   |
| 59  | Library News & Topics      |
| 60  | 学生相談室のご案内                  |
| 61  | 保証人懇談会配付資料                 |
| 62  | 月下寮案内                      |
| 63  | 三浦亮一奨学基金規程                 |
| 64  | ボランティアポイントについて             |
| 65  | 保証人セミナー資料                  |
| 66  | 求職登録カード                    |
| 67  | ウェブサイト「職業興味検査・価値観検査」       |
| 68  | 愛国学園短期大学学則[平成 31 年度]       |
| 69  | 愛国学園短期大学学則[平成 30 年度]       |
| 70  | 愛国学園短期大学学則[平成 29 年度]       |
| 81  | F D研修会資料[令和 5 (2023) 年度]   |
| 105 | 委員会等議事録[令和 5 (2023) 年度]    |

**[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用

している。

- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づいて各科目のシラバスに、評価区分ごとの評点とルーブリックを用いた 4 段階の評価区分ごとの到達目標を明示し（提出-4）、教員は到達目標に達しているか否かにより評価している。

学生の科目ごとの学習成果の獲得状況は、定期試験、小テスト、口頭発表や製作作品並びにリアクションペーパー、ワークシート、レポートの提出課題等、様々な方法で評価している（提出-4）。そして、その評価結果については、科目ごとの学習成果（成績）の一覧を教授会構成員等出席者に配付し、全教職員が学生の単位修得状況を確認している。非常勤教員に対しても学生の情報共有に努めている。また、学生の学習成果の獲得状況については、各学生が自らを分析・評価した結果をポートフォリオに記載して自らの学習成果の獲得状況を把握するとともに、教員及び関係職員はその情報を共有し、学生の指導に活用している（備付-44）。このポートフォリオは、学生が個人の ID でいつでも記入でき、担任教員はコメントを記載して学生を指導することが可能である。加えて、毎学期末には、学修成果到達度・学修時間・行動アンケートを実施し、学習成果の獲得状況を適切に把握している（備付-34、35）。

本学では、学生による授業評価を教育活動に活かすことを目的として、従来から前学期、後学期とも各科目の最終回の授業において、様々な観点から 4 段階の評価を求める質問項目と自由記述からなる授業評価アンケートを実施しており（備付-41）、4 段階評価、自由記述ともにその結果を非常勤教員を含む全教員に個別に周知している。そして、この評価結果を基に各教員は自己評価を行い、授業の改善に活用している（備付-42）。教員の自己評価結果については、図書館に備えて学生に公表している。なお、従来から取り組んでいる各科目の最終回における授業評価アンケートでは、その結果を改善につなげることができるのは次年度であり、現在受講している学生に対する授業改善に繋がらないことから、今年度後学期より、新たに 5 回目の授業終了後に中間授業評価アンケートを行い、その結果を基に改善に取り組んでいる（備付-53）。

教員の授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整は、年度末に履修系統図等を参照しながら各専攻会議で行われるほか、必要に応じて担当者間で行われている（提出-1、備付-105）。オムニバスの授業や同一科目で担当者が複数いる「教養基礎演習」「商品開発・企画演習」「標準英語スキルズ」「衣・住生活論」「テキスタイルデザイン実習Ⅰ」

「サービス英語コミュニケーション」等ではシラバス作成時から教員間で調整を行い、学習のねらいや学習成果項目を統一して、授業を展開している。また、毎年度、非常勤教員も含めた全教員を対象にしたFD研修会を開催しており、その際にも情報共有や意思の疎通、協力・調整を図っている（備付-81）。

本学は、教育目的・目標を達成するために教育課程を編成し、学習成果を獲得して所定の単位を修得することによって、ディプロマ・ポリシーに示す能力を身につけた学生について卒業を認定して学位を授与しており、卒業時には教育目的・目標を達成している。教育目的・目標の達成状況については、卒業率、情報・IR小委員会及び情報・IR分析センターが連携して作成する各種学習成果分析結果（備付-32、33）、学修成果到達度・学修時間・行動アンケート（備付-34）、資格取得、検定合格状況（備付-36）や進路状況（備付-12）等の結果により把握・評価しており、現状で概ね教育目的・目標は達成されていると考えている。

本学では、クラス担任制を取っており、学生10人程度に1人の教員が付いて、卒業時までの2年間にわたって日常的に学生指導にあたっている（備付-55）。そして、各学期始めには、担任教員が中心となって学生個々の教育課程の履修計画を中心として卒業に至るまでの学生生活全般にわたる指導を行っており、学期毎の修得単位数や学生が自らを評価して掲載するポートフォリオを基にした学生指導も進めている。また、科目担当教員や学生相談室ほか、場合に応じて様々な教員と連携を取りながら、学習活動の支援のみならず、学生生活や就職活動においてもきめ細かく指導にあたっている。学習成果の著しく劣る学生や出席不良学生については、科目担当教員と担任教員とが連携を取り、必要に応じて保証人や学生相談室も連携して対応している。加えて、担任制度とは別に、専任教員は全員オフィスアワー（備付-56、50）を設け、授業内容の質問や相談に応じている。また、非常勤教員については、メールで直接やり取りできる体制を整えている。このように、教員は学生に対して履修及び卒業に至るまでの指導をきめ細かく行っている。

職員により組織する事務局は、庶務課及び学務課の2課により構成されており、庶務課は、庶務係、経理係、図書館係の3係により、また、学務課は教務係、学生係、キャリア支援室2係1室により構成されている。本学は小規模な短期大学で教員と職員の間が近く、教員と日常的に情報あるいは意見を交換するのが日常の活動となっていて、学生の状況についても相互に情報を把握している。もともと教職の協働を学校運営体制の基本的な方針としており、職員は課題検討組織である教務委員会その他の各委員会に教員とともに委員として参加して活動しており（備付-45）、教員と協働して学生の学習成果を認識するとともに、その獲得に向けた課題について情報を共有し、あるいは意見を交換している。また、教授会には、事務局長が構成員として参加しているほか、ほとんどの職員が教授会に立会し、必要に応じて意見を述べるなどしており、これらの活動を通じて学生の学習成果を十分把握している（提出・規程集35）。これらの活動は、職員が学生を適切に指導するうえでも重要であり、学習成果の獲得に貢献している（提出・規程集03）。なお、学務課教務係では、各科目担当教員から提出された成績を集計、確認しており、学習成果及び教育目的・目標の達成状況を把握している。

上記のとおり本学は小規模な短期大学で、教職員と学生の間も近く、学生一人ひとりを大事にするきめ細やかな教育指導を特色である。職員は、入学時に行われるオリエンテーション、履修に関することや日々の学生生活、キャリア支援等について学生から日常的に相談を



受けて対応している。また、学習意欲が低下している、あるいは就職活動が遅れている等、支援を必要としていると認められる学生に対しては、教員のみならず職員からも声をかけて、卒業に至るまでの学生生活全般にわたる指導をしている。

学生の成績については、平成 21 年度から教務システムを導入して、事務局組織規程（提出・規程集 03）に基づき学務課がパスワード設定したコンピュータにより管理・保管するとともに、紙媒体でも耐火金庫に収納して管理・保管している。

現在、図書館の蔵書冊数は 2 万冊を超えている。図書館には、教員が兼務する図書館長と専門的資格を有する職員を 1 名配置しており、蔵書等を閲覧室にて自由に利用できるようにしている。図書館のレファレンス業務では、入学時ガイダンスの際図書館利用案内を配付し、利用方法を説明しており（備付-57）、8 月の全校登校日には、全学生に図書館アンケートを実施し、学生の利用状況や要望を確認し、環境の改善を図っている（備付-58）。このほか、1 年前学期に開講する「教養基礎演習」の授業内では、図書館の積極的な利用を促す取り組みも行っている。図書館職員は、学生の要望に基づく図書の購入はもちろんのこと、授業科目ごとの参考図書コーナーを設置し、特定の实习に特化した専門書コーナーを設けるなどして環境の改善を心がけ、学生に対し積極的に図書館の利用を促して学習支援を行っている。また、図書館運営上の課題を検討する図書館運営委員会では、年 2 回蔵書調査を行ったうえで不足する分野の図書を購入して充実を図るとともに、年 4 回「Library News & Topics」（備付-59）を発行して図書館の情報を発信している。なお、学生の学習向上のために、令和 6 年度より読書感想文コンテストを開催する等の取り組みを行なうこととしている。

以上のとおり図書館専門的職員及び教員はその利便性を向上させるなどの取り組みを進め学生の学習向上のための支援を行なっている。

教職員には、1 人につき 1 台のコンピュータを配備している。そして、教員は各自の研究室に配備されたコンピュータを授業準備や研究に活用しており、職員は各自に配備されたコンピュータ及び事務局共有のコンピュータを使用して事務作業を行っている。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年度以降は、外部との連絡やオンライン会議、セミナーへの参加等の大学運営においても活用している。情報演習室には学生用に 40 台のコンピュータを配備して授業等の用に供しているほか、教員用サーバにこれら 40 台のクライアントコンピュータを接続し、授業用ドライブを介して課題の提出を受け付けている。また、栄養計算ソフトをインストールしており、食物栄養専攻の实习で活用している。アクティブラーニング室には電子黒板とコンピュータのほか、10 台のタブレット型コンピュータを設置し活用している。

本学では、学生が学内の LAN やコンピュータを活用できるように授業において利用法を指導し、授業以外でも教員が適宜指導しており、学内 LAN を自由に利用できるよう配慮して学生の ICT 機器の利用促進を図ってきた。なお、情報・IR センターが上記環境の活用の促進を図るとともに適切に管理している。本学には、教員用 LAN、学生用 LAN（情報演習室）、事務用 LAN があり、それぞれの LAN のアクセスは適切に制御され管理されている。学生に対しては、ガイダンスや 1 年時の必修科目である「情報技術」の授業で本学におけるコンピュータの利用法やモラルについて説明している。なお、令和 2 年新型コロナウイルス感染症の感染拡大により警戒宣言が発出された期間に限り対面授業が困難で

あったことから、オンライン会議システムを導入することとし、このためにオンライン授業及びオンライン操作の説明会を実施した。

また、課題であった無線環境（W i - F i）を全構内に広げたことにより、学生、教職員が場所を問わない I C T 環境を作り上げること、すなわち I C T 使用頻度を上げて利用技術の向上を図る環境が整った。このため、次年度からは、学生がパソコンを用いて授業に参加する取り組みも進めたいと考えている。

**〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

**<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>**

本学では、令和 5 年度入学手続き者及び入学見込者に対して、入学許可証を送付する際に 3 月に実施する入学準備学習の日程、長期履修学生制度、日本学生支援機構による奨学金制度、本学園独自の奨学金制度等、今後の学生生活の参考になる情報を同封して提供している（備付-48）。また、短期大学における学びへの動機づけ等を目的として入学前 3 月に開催するオリエンテーション（入学準備学習）においては、入学手続き者に対して、生活デザイン専攻では入学後に目標とする資格・検定を考えるための説明を行うとともに、今後の学生生活に資する課題を課している。食物栄養専攻では、栄養士の資格等に関する説明を行うとともに、生活デザイン専攻同様今後の学生生活に資する課題を課して、入学手続き者を支援している（備付-49）。

入学者に入学式前に行うガイダンス（備付-17）では、授業の履修や学生生活を送る上での基本的なルール及び支援に関する説明、講義室、実験・実習室、図書館、キャリア支援室、

学生相談室等構内の施設案内、その他学生生活全般にわたる総合的な案内を行っている。さらに、日本学生支援機構による奨学金、文部科学省による修学支援制度、学園独自の奨学金について希望者を対象とした説明会を行い、適切に支援を受けられるよう指導している。また、授業科目の選択・履修に向けて、卒業に必要な単位数、共通科目・家政科コア科目・専攻科目の分類等教育課程の内容について説明するとともに、選択科目については、各科目の目的とするところや授業内容について科目担当教員が説明している。加えて、専攻ごとのガイダンスを実施し、履修系統図の説明等を通じて 2 年間の系統的な履修を促すとともに、クラス担任教員や学務課職員も入学者に対して個別に履修のアドバイスを行っている。

ガイダンスにおいては、学生に、Campus Guide（提出-1）のほか、時間割、学年暦、図書館利用案内（備付-57）、学生相談室のご案内（備付-60）等、学習支援のための資料を配付している。なお、シラバス（提出-4）は、愛国学園短期大学ウェブサイトから閲覧できるようになっており、学生は各自確認をするようにしている。

本学では、基礎学力が不足する学生への支援のために、両専攻にリメディアル科目と位置付ける科目群「支援科目」を置いており、加えて食物栄養専攻の専門科目中には栄養士に特化したリメディアル教育の側面も持つ演習科目を置いている。そして、両専攻ともに、入学時のガイダンスにおいて、英語と数学の基礎学力確認テストを行い、その結果学力が不足すると判断される学生については、これらリメディアルのための科目の履修を指導している。加えて、進捗度の遅い学生に対しては、科目担当教員が個別に補習を行なうなどの指導をしている。

本学では、学生支援の体制として、学生 10 人程度を一クラスとするクラス担任制をとっており、担任教員が学生の学習上の悩みはもちろんのこと学生生活全般にわたって指導を進めているほか、各専任教員は、毎週一定時間にオフィスアワーを設定し、担当する授業科目に対する学生の相談等に対応している。また、学生生活を送るうえでの精神的な悩みを抱える学生に対する相談の体制として学生相談室を置いており、臨床心理士及び公認心理士の資格を有する非常勤の職員等が学生の相談に対応して支援している。なお、事務局職員は、学生の履修や学生生活の悩みについて日常的に相談を受けており、教員と情報を交換しつつ連携して適切に対応している。今年度より、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令に基づいて、「愛国学園短期大学 障がい学生支援に関する基本方針」及び「愛国学園短期大学 障がい学生支援規程」を定め（提出・規程集 46、47）、障がいを持つ学生に対して合理的配慮を考慮しつつ支援する体制を整えたところである。

本学では通信による教育を行っていない。

本学は、学習成果の獲得レベルが低い学生は引き上げるとともに、学習成果の獲得レベルが高い学生はさらに高まるよう指導するのを基本的な方針としており、教員はこの方針に沿って日常の学生指導に当たっている（提出-22）。

現在、留学生を対象とした特別の選抜試験は設けていないが、一般の選抜試験を受験すれば留学生も入学可能である。しかし、現時点で留学生は在籍していない。なお、留学生を派遣する取り組みは行っていない。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データとして、全学的な単位取得状況、G P A 分布、学修成果に関する様々な分析結果（備付-32、33）、学修成果到達度アンケート及び授業評

価アンケートの結果（備付-34、35、41）等を基に、個々の問題点改善には取り組んでいるが、学習支援方を点検するところまでは至っていない。量的・質的データを基に学習支援方を教務委員会等で検討し、常に点検する体制を整えることが課題である。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>**

学生の生活支援に関する事項を分類し、対応する主な組織を下表に示す。事務局はすべての部署が仕切りのないワンフロアの部屋にて業務を行っていることに加え、委員会組織も教員と職員で構成されており、学生への対応をワンストップサービスで行えることが利点である（備付-45）。本学では、学生一人ひとりを大切にすることを基本的な教育指導方針としており、小規模であることを活かして学生10人程度を一クラスとするクラス担任制をとっている。この体制により、学生は学習面以外でも生活全般についての相談が可能である。担任制をとっているがホームルームが設定されているわけではないため、職務内容にかかわらず、学生は誰にでも相談が可能であるということがアナウンスされている。相談により得られた情報は、必要に応じて教職員間で情報共有をし、個人情報に係る守秘義務に配慮しつつ教授会等で適宜報告されて適時適切に学生指導に当たることができるように努めている。これらについては、新入生には入学時のガイダンスで、保証人には入学式後の保証人懇

談会でも伝えている（備付-61）。

学生の生活支援に関する事項と対応組織

| 事 項                        | 主な対応組織                                 |
|----------------------------|----------------------------------------|
| 新入生のオリエンテーション              | 学務課、1年次生担任教員、教務委員会、学生支援委員会             |
| 教務関係・学習支援<br>(履修登録・試験・成績等) | 担任教員、学務課、教務委員会                         |
| 学生自治活動                     | 学生生活小委員会、サークル顧問教員                      |
| ボランティア活動                   | ボランティアセンター、ボランティア小委員会                  |
| 経済的支援・奨学金の相談               | 庶務課                                    |
| 就職・進学                      | キャリア支援室、担任教員、キャリア支援小委員会                |
| 学生記録の保管・管理                 | 学務課                                    |
| カウンセリングサービス                | 学生相談室（学生相談室長〔専任教員〕・相談員〔職員〕・臨床心理士〔非常勤〕） |
| ハラスメント                     | ハラスメント防止対策委員会                          |

教職員によって組織される学生支援委員会に属する学生生活小委員会が学友会、サークル活動等、学生が主体的に参画する自主的な活動を支援している。学生の自治組織である学友会での決定事項や要望等は、学生生活小委員会が教授会に伝達・審議、報告等を行い、全教職員との情報共有を図るようにしている。そして、学友会総会、学友会主体企画である新入生歓迎会、なでしこ祭（本学学園祭）等の学生活動に対して主体的に行えるように支援している。令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対策のため、行事やサークル活動の制限を行ってきたが、令和5年度は制限が大幅に緩和され、感染拡大前同様の活動を再開することができた。サークルは学友会組織の一つと位置づけており（提出・規程集 56）、専任教職員が担当するサークル顧問は、学生生活小委員会とともにその活動を支援している。

学内には売店や学生食堂はないが、隣接する学園内の中学・高等学校の構内に整備されており、本学学生も利用可能である。なお、本学の構内には、学生の自習、休憩の場として、学生ラウンジや学生ホール等を設けている。学生ホールには、飲料自動販売機、流し台、冷蔵庫、電子レンジ、電気ポットを配備し、学生が自由に利用できるようになっている（提出-1）。

現状では、本学学生に地方出身者や遠距離通学者が少ないが、希望者は本学の学生寮である「月下寮」に入寮可能である（備付-62）。民間アパートを希望する者には、貸与の実績のある不動産業者を案内している。

本学は、2つの最寄り駅から近く（JR総武線小岩駅より徒歩約13分、京成本線京成小岩駅より徒歩5分程度）、かつ、路線バス等の公共交通機関が利用できる交通至便な場所にあることから、通学バスの運行は考えていない。なお、自転車通学者のために屋根付きの駐輪場を整備している。

奨学金制度については、本学園として独自の三浦亮一奨学基金を設けており、建学の精神

及び学則に定める教育目的の実現に向けて、所定の要件を満たす学生に奨学金を給付している（備付-63）。文部科学省の高等教育の就学支援制度及び日本学生支援機構の貸与型奨学金利用は可能であり、学生に案内している。また、奨学金制度とは異なるが、経済的事情や時間的制約を有する学生を受け入れるための「長期履修学生制度」（提出・規程集 41）を設けており、この制度を利用することにより、年間当りの経済的負担を軽減できるよう配慮している。加えて学期毎に納付する授業料等納付金については、特に事情のある際には分割して納付することを可能としており、経済的な事情のある者に配慮している。

学生の健康状態は、入学時に保健調査を実施して既往症やアレルギー等、学生生活を送る上で注意が必要な学生の状況を把握し、情報を当該学生の学生生活に活かしている（備付-51）。また、年度初めには健康診断を実施している（備付-52）。日常、突発的に発生する体調不良を訴える学生に対応するため、医務室を設置し、簡易な応急的処置と安静にできる場を用意している。医師の診断や治療が必要と思われる場合には、隣接する学園内の中学・高等学校の構内に整備されている学園本部の保健室の養護教諭と連携するほか、近隣医療機関への搬送・受診を行っている。メンタルヘルスケア、カウンセリングについては、学生相談室が対応している。学生相談室は、メンタルケア心理士の資格を有する専任教員 1 名、メンタル心理カウンセラーの資格を有する専任職員 1 名、臨床心理士及び公認心理士の資格を持つ非常勤相談員 3 名を配置し、口頭、電話、メールによる相談を受け付けている（備付-60）。必要に応じて保証人との面談を実施している。

学生生活に関する学生からの意見や要望は、各学期末、各授業科目の最終回に聴取する無記名の授業評価アンケートに自由記述欄を設けており、授業のみならず、施設・設備等、幅広い意見や要望を聴取し、改善に生かしている。また、日常的には、いつでも自由に意見・要望を記述して投函できる学生意見箱を学生通用口付近に設置して収集している。なお、令和 5 年度には、ウェブ上から投函することができるよう改善し、投書しやすい環境づくりをした。また、ハラスメント対策としてはハラスメント相談室を設置している。また、新学期のガイダンス、本学ウェブサイト内の学生連絡ページにおいて、学長をはじめとする全教職員に相談可能な体制をとっていることを全学生に対して周知している。

現在は留学生在学していないこともあり、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制までは整えていない。

本学は、平成 25 年度から社会人特別入試制度を設けて、社会人の受け入れを促進している（提出-7、備付-54）。また、本学は 2 年間で学ぶ教育課程を最長 4 年間で計画的に学ぶことができる長期履修学生制度を設けており、時間的・経済的な制約を持つことが多い社会人の受け入れ体制として機能している。そのほか、三浦亮一奨学基金より給付される奨学金は社会人入学者も給付対象としている。これらの体制もあって毎年度、社会人が入学して学んでいる。

令和 5 年度に障がいのある学生に対し、「愛国学園短期大学 障がい学生支援に関する基本方針」及び「愛国学園短期大学 障がい学生支援規程」を定め、障がいのある学生への合理的配慮を行なう支援体制を整備した（提出・規程集 46、47）。なお、支援を必要とする障がいがある学生が入学した場合には、学生相談室及びクラス担任教員が中心となり、必要に応じて保証人とも連絡を取って正確な情報の把握に努め、個人情報に配慮しつつ全教職員で情報を共有して対応している。施設設備の面では、肢体が不自由な者に配慮して、エント

ランスにスロープを設け、また短大新館地下 1 階の実習室等に入るためにリフトを整備しているが、建物の構造的な問題等によりエレベーターの設置は難しく、長期的に検討すべき課題である。

本学は、平成 22 年度より経済的事情や時間的制約を有する学生を受け入れる体制として、2 年間で学ぶ教育課程を最長 4 年間で計画的に学ぶことができる「長期履修学生制度」を導入しており、制度導入以来毎年度数名の者がこの制度を利用して学んでいる。今年度は 5 名の学生が利用して学んでおり、うち 4 名は社会人入学生である。

本学では、学生を社会的活動に積極的に参加させ、評価している。例えば、江戸川区及び小岩警察署、社会福祉協議会、地域の文化団体等と連携して、ボランティアで様々な社会的活動を進めている。これらの活動は、本学が目指す「地域に必要とされる短期大学」として地域に貢献する機会であるとともに、学生にとっては、協働する力・自主性・判断力等のいわゆる社会人基礎力を涵養することに繋がる機会と考えており、「ボランティア論」等の授業を通じるなどして積極的に参加させている。そして、ボランティアとして取り組む社会的活動を継続的に実施できるように「ボランティアポイント」制度を設けている。ポイントの獲得は義務的なものではないが、学内外の活動内容ごとにポイント数を決めたうえで、卒業までに一定ポイント以上獲得した学生には、その功績を評価して学長が表彰し、称えている（備付-64）。

#### 〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では、建学の精神に基づき、学生が将来社会人としても家庭人としても満足できるキャリアを重ねていくことができるよう支援を行っており、その支援組織として、キャリア支援小委員会及びキャリア支援室を設置し、活動している。このうち、キャリア支援小委員会では、キャリア支援全体のコーディネートを行っている。具体的にはインターンシップ活動の推進・機会提供・事前事後指導、就職セミナーの企画・開催、学内企業研究会の企画・開催、キャリア支援科目（キャリア形成Ⅰ、キャリア形成Ⅱ）の一部の運営である。キャリア支援室は、事務局の一組織として、専任職員が個々の学生の就職と進学等の支援をしている。さらにキャリア支援小委員会が属する学生支援委員会主催で、学生の就職活動に対する保証人の理解を深めるため、「保証人セミナー」を実施している（備付-65）。

本館3階に整備しているキャリア支援室には、専任職員2名を配置しており、履歴書やエン

トリーシートの記述、採用試験を受ける事前準備として電話応対や面接の練習、オンラインやメールで学生の個別相談に応じる等、職員が個別に就職あるいは4年制大学への編入学等の支援している。学生に予め進路希望登録をさせるとともに（備付・66）、就職に関する情報は全学生に公開している。また、就職希望の学生に対しては、該当する求人票が届いた際にキャリア支援室より伝えている。近年、企業の採用活動が一部オンライン化しているため、オンライン面接等の際には、キャリア支援室に配備するコンピュータ等の設備を利用できるようにしている。キャリア支援室内には、各種の就職セミナーのポスターや公募採用のポスター等を掲示し、求人票や企業情報のファイルを閲覧できるほか、コンピュータ3台とプリンター1台が設置されており、企業等を自由に検索することができる。学生通用口付近に置く学生掲示板の就職関連のコーナーには、各種就職セミナーのポスターや資格試験の案内等を掲示し、意欲的な活動を促している。また、学生の希望する職種や業種の確保のため、今年度は550件の企業に本学指定の求人票を郵送した。令和5年度の求人数は641件であり、令和4年度より約15%増加している。その他、令和6年2月に、1年生を対象とした学内合同会社説明会を初開催し、同3月には、キャリア支援室員と学生が職場見学会に参加した。さらには、就職担当者向けの企業説明会や、企業と就職担当者の就職情報交流会へ積極的に参加し、新規求人情報を入手している。

本学において取得可能な主な資格は、下表のとおりである。

取得可能な資格・検定一覧

| 区分       | 資格・検定名称                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 両専攻共通    | フードコーディネーター3級 介護職員初任者研修修了資格 アスリートフードマイスター3級 社会福祉主事任用資格 秘書検定<br>Word文書処理技能認定試験2級 Power Pointプレゼンテーション技能認定試験上級 |
| 生活デザイン専攻 | 医療事務管理士 ファッション販売能力検定 ユニバーサルデザイン<br>コーディネーター3級 3級レストランサービス技能士 ファッション<br>色彩能力検定 色彩検定 その他                       |
| 食物栄養専攻   | 栄養士免許 フードスペシャリスト                                                                                             |

本学の教育課程は、職業を強く意識した編成としており、上記一覧に示す資格取得を支援する多くの科目を配置するとともに、就職スキルの修得に向けて、1年次前学期の必修科目「キャリア形成Ⅰ」では、就職活動を円滑に進めるための基礎知識の修得、1年次後学期に開講する「キャリア形成Ⅱ」では、実践に向けた履歴書の作成指導、模擬面接、SPI試験対策や企業人事担当者を招聘した企業研究会を開催するなどして、学生の就職活動を支援している。そして、このような教育課程の下に「医療事務支援講座」「フード系資格支援講座」等の資格取得支援講座を開設して学生の資格取得を支援するとともに、教員



やキャリア支援室が、学生の求めに応じて個別指導を行っており、資格取得や検定合格に向けて積極的に支援を行っている（備付-36）。

キャリア支援小委員会では、専攻ごとに卒業時の就職状況の把握及び分析をするとともに（備付-12）、卒業生へのアンケート調査（備付-43）、就職先へのアンケート調査（備付-13）を実施して分析・検討している。その結果、ここ数年、就職後比較的短い期間内に離職する卒業生が多い傾向が見受けられたことから、その対応策として、「職業興味検査・価値観検査」（備付-67）を実施し、就職先のミスマッチを防ぐ取組みを行なっている。また、就職先企業の実態、実情を学生がよく知ること必要と考え、「キャリア形成Ⅰ」で学内セミナー型インターンシップを実施、さらに長期休暇期間には企業内インターンシップへの斡旋を行っている。

本学では、四年制大学への編入学希望者や専門学校への進学希望者に対しては、希望する大学等に関する情報を提供するとともに、関係教員と連携し、過去問題を活用した試験対策、応募書類の添削、面接対策等個別に支援している。今年度も1名の学生が四年制大学の3年次編入学試験に合格し、1名の学生が専門学校に進学しており、本学の取り組みは一定の成果をあげていると考えている。近年、留学を希望する学生がいなかったため、留学に対する支援は行っていない。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データを基にした支援が学生個人レベルに留まっており、学習支援方策を点検するところまでは至っていない。

また、本学は地上3階、地下1階の建物で、エレベーター設備がないために肢体が不自由な者を受け入れることが困難な状況にある。一方で、この設備を整備するためには設置場所等様々な問題を解消する必要がある、現在の建物では極めて困難である。長期的に検討すべき課題である。

#### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

学生支援については、特に就職支援対策として、学生支援委員会キャリア支援小委員会及びキャリア支援室を設け専任教職員を配置している。就職スキルの向上及び職業に結びつく資格取得のための授業の配備、保証人に対する就職に関するセミナーの実施、学内外での就職活動への支援、進学への支援を充実させてきており、結果として8年間にわたって就職率100%を維持できていると考えている。

#### ＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実

## 施状況

三つの方針と学習成果、実際の科目配置が連動するよう、カリキュラムツリーと三つの方針、学修成果（到達目標）を統合し、かつ、実際の科目配備が連動していることがわかる履修系統図を作成し、視覚的に見やすく理解しやすい資料を完成させた。授業科目のナンバリングは作成したが活用には至っていない。これは、教育課程表及び履修系統図により学習の段階や順序等がわかり、教育課程の体系性を明示できているため、ナンバリングを利用する必要がないと考えているためである。

家政専攻の科目構成の見直しと専攻名称の変更については、生活デザイン専攻に平成30年4月1日に名称変更し、教育課程を全面的に見直して科目構成の見直しも行なった（備付70、69、68）。

学習成果に対応したルーブリックを用いた評価は、令和2年度より全科目において導入した。GPAのフィードバックは、一部の学生個人に対する支援に利用するに留まっている。

学習成果の獲得状況を外部評価する手段の一つとして、就職先への聞き取り調査に加え、就職先へのアンケート調査を実施することとした。卒業生へのアンケート調査は、ウェブアンケートフォームを用いることとして回答者の負担軽減を図った。今後はさらに回答率を上げる対策を検討する予定である。

本学の教育目標（学修成果・到達目標）の理解及び入学前に身につけておくべき知識・技能の定着を目的として、平成29年度入学生より入学準備学習を導入した。

FD・SD合同研修会を年2回開催し、教育活動の現状や課題の共有を図っている。この中で1回は非常勤講師と専任教職員との意見交換会を開催し、学生の現状や問題点の解決方策等について情報を共有している。

情報システムの整備については、無線環境（Wi-Fi）を全構内に広げたことにより学生、教職員が場所を問わないICT環境を作り上げること、すなわちICT使用頻度を上げて利用技術の向上を図る環境が整った。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データを基にした支援が個別レベルに留まっている点については、今後、量的・質的データを基にして学習支援方策を教務委員会で検討し、常に点検する体制を整える予定である。

肢体が不自由な者のためのエレベーター設備を整備するためには、建物の構造上、設置場所等様々な問題を解消する必要があり、現在の建物では極めて困難である。長期的に検討すべき課題である。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

## 提出資料

2 愛国学園短期大学 学則

## 提出資料-規程集

- 03 愛国学園短期大学 事務局組織規程
- 04 愛国学園短期大学 事務局事務分掌表
- 05 愛国学園短期大学 委員会規則
- 16 愛国学園短期大学 S D研究会規約
- 19 学校法人愛国学園 就業規則
- 20 学校法人愛国学園 給与規程
- 21 学校法人愛国学園 役員の報酬等の支給の基準役員
- 22 学校法人愛国学園 教職員定年規程
- 23 学校法人愛国学園 教職員退職金規程
- 24 学校法人愛国学園 育児・介護休業等に関する規則
- 26 愛国学園短期大学 懲戒処分規程
- 32 愛国学園短期大学 教員研究費規程
- 34 愛国学園短期大学 教員任用規程
- 50 愛国学園短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 51 愛国学園短期大学 研究倫理審査会規程
- 53 愛国学園短期大学の競争的資金等の不正使用防止等に関する規程
- 54 愛国学園短期大学 紀要に関する規程

## 備付資料

- 75 愛国学園短期大学 紀要（令和 5（2023）年度）
- 76 愛国学園短期大学 紀要 第 41 号開学 60 周年記念号
- 77 愛国学園短期大学 紀要（令和 3（2021）年度）
- 81 FD 研修会資料〔令和 5（2023）年度〕
- 85 愛国学園短期大学ウェブサイト「科目紹介／教員紹介」
- 86 研究 e ラーニングコース修了証
- 87 紀要原稿執筆要項

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

#### <区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、家政科 1 学科に生活デザイン専攻及び食物栄養専攻の 2 つの専攻を置く短期大学である（提出-2）。生活デザイン専攻は衣食住、家族、福祉、介護全般にわたる知識と技術を教授する課程であり、食物栄養専攻は食のスペシャリストである栄養士を養成する課程で性格が大きく異なっている。このため、それぞれの専門分野について、主体となる科目については専任教員を配置し、専任教員では網羅し得ない分野とマンパワーの不足を補うために兼担又は兼任教員を配置して教育指導を進めている。そして、各専攻を取りまとめる者として、それぞれに専攻主任を置いている。また、両専攻に共通する共通基礎科目等を教授する専任教員を別途配置している。なお、本学は、講義で得た知識を体験的に身につけさせることを目的として講義と実験・実習及び演習を組み合わせた授業科目を多く配置しており、これら実験・実習については、教育助手を配置し、また、演習については必要に応じて教育助手を配置して学生の指導を徹底している（提出-規程集 34）。

短期大学設置基準に定める専任教員数と本学の教員配置は次表のとおりであり、本学は必要な専任教員数を満たしている。

#### 基準Ⅲ-A-1 専任教員数・職階別教員数

（単位：人数）（令和 6 年 5 月 1 日現在）

|       |          | 専任教員数 |       |      |    |        | 短期大学設置基準<br>で定める教員数 |     | 助手   | [ハ]       |
|-------|----------|-------|-------|------|----|--------|---------------------|-----|------|-----------|
|       |          | 教授    | 准教授   | 講師   | 助教 | 計      | [イ]                 | [ロ] |      |           |
| 家政科   | 生活デザイン専攻 | 2(2)  | 2 (2) | 1(1) | -  | 5(5)   | 4                   | -   | -    | 家 政<br>関係 |
|       | 食物栄養専攻   | 2(2)  | 1(1)  | 1(1) |    | 4(4)   | 4                   | -   | 3(3) |           |
| (小計)  |          | 4(4)  | 3(3)  | 2(2) |    | 9(9)   | 8                   | -   | 3(3) |           |
| [ロ]共通 |          | 1(0)  | 1(1)  | 1(0) |    | 3(1)   | -                   | 3   |      |           |
| (合計)  |          | 5 (4) | 4(4)  | 3(2) |    | 12(10) | 8                   | 3   | 3(3) |           |

専任教員の職位は、短期大学設置基準の定めるところに従って制定した「愛国学園短期大

学教員任用規程」(以下「任用規程」という。提出・規程集 34)に基づき、教授以上の職位を有する教員により構成する教員人事委員会が人格、学位、教育実績、研究業績等が同基準に定める要件を満たしているか適切に審査し、最終的には法人理事長の承認を経て決定している。

本学は、教育課程の編成及び実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って、共通科目と各専攻科目に分けて編成したうえで、それぞれの専門分野の中で、主体となる科目については専任教員を配置し、専任教員では網羅し得ない分野とマンパワーの不足を補うために兼担又は兼任教員を配置して教育指導を進めている。

非常勤教員の採用は、任用規程に準じ、教授以上の職位を有する教員により構成する教員人事委員会を開催し、この規定を満足する者であるかを審議・確認したうえで決定している(提出・規程集 34)。

現在、補助教員は配置していない。

専任教員の採用については、以下のとおり進めている。本学専任教員の任用及び職位に応じた職務内容は「愛国学園短期大学学則」第 40 条(提出・2)に規定しており、その職務を遂行するに必要な教育研究業績等については任用規程(提出・規程集 34)において規定している。そして、専任教員の任用については、公募を基本としており、教員人事委員会を開催して提出書類の審査、面接、模擬授業の実施等により、この規定を満足する者であるかを審議・確認したうえで、法人理事長の承認を経て決定しており、教員配置の適正を期している。また、昇任については、教員人事委員会において、任用規程に基づき厳正に審査され、この規定を満足する者であるかを審議・確認したうえで、法人理事長の承認を経て決定している。なお、教員の就業条件については「学校法人愛国学園就業規則」(提出・規程集 19)の定めるところに従っている。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

# <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の専任教員は、教育課程編成・実施の方針に沿うように採用しており、着任後もその専門分野に沿って研究活動が続けることが、教育課程編成・実施の方針に基づいた成果をあげることにつながっている。本学教員の研究活動の状況は、愛国学園短期大学ウェブサイト内の「教員紹介」において研究内容と研究業績を公開している（備付-85）。

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得状況については、毎年度科学技術研究費補助金のほか他の外部資金の獲得に努め、その実績は次表の通りであった。

## 基準Ⅲ-A-2 外部研究資金の獲得状況

令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度

| 科学研究費補助金   | 年度   | 研究種目              | 研究者名  | 研究課題                               |
|------------|------|-------------------|-------|------------------------------------|
|            | 2021 | 基盤研究（C）（一般）       | 古谷 彰子 | 乳幼児時間栄養学の確立に向けた食事・睡眠指導の実践的研究       |
|            | 2021 | 基盤研究（C）（一般）       | 神田 聖子 | I C Tを活用した教科等横断型の食に関する防災教育プログラムの開発 |
|            | 2022 | 基盤研究（C）（一般）       | 古谷 彰子 | 乳幼児時間栄養学の確立に向けた食事・睡眠指導の実践的研究       |
|            | 2022 | 基盤研究（C）（一般）       | 神田 聖子 | I C Tを活用した教科等横断型の食に関する防災教育プログラムの開発 |
|            | 2023 | 基盤研究（C）（一般）       | 古谷 彰子 | 乳幼児時間栄養学の確立に向けた食事・睡眠指導の実践的研究       |
| その他の外部研究資金 | 年度   | 調達先・資金名等          | 研究者名  | 研究課題                               |
|            | 2023 | 公益財団法人日本豆類協会      | 江木 伸子 | えんどうタンパク質のゲル化、乳化等特性を利用した食品加工品      |
|            | 2023 | イングレディオン・ジャパン株式会社 | 米山 陽子 | 調達先が提供した資材の官能評価試験                  |

現在、学校会計より支出する研究費については「愛国学園短期大学教員研究費規程」（提出・規程集 32）を定め、その定めるところに従って支出しているが、科研費を含む外部資金に関しては、その重要性等に鑑み、別途「愛国学園短期大学の競争的資金等の不正使用防止等に関する規程」（提出・規程集 53）を定めてさらに厳密に管理している。

また本学では、「愛国学園短期大学の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（提出・規程集 50）を策定している。その中で、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、「愛国学園短期大学 懲戒処分規程」（提出・規程集 26）等に従って、処分を科すものとするとしている。

本学では、本学所属の研究者が人を対象とした調査・実験等の研究等を行う場合は、その

科学的、倫理的、社会的観点から適正に進めるために、愛国学園短期大学研究倫理審査会に倫理審査を申請し、その承認を得なければならないこととされている。審査会は、本学教授及び学外有識者計 4 名から構成され、審議の適正を図っている（提出-規程集 51）。令和 5 年度は、2 回開催され 12 件の研究課題について審査された。また、研究倫理を遵守するための取り組みに参加し教員各自の意識を高めるよう推奨している（備付-86）。

本学教員の研究活動の成果を発表する場として「愛国学園短期大学紀要」を年 1 回刊行している（備付 - 75、76、77）。投稿資格は、本学教職員（名誉教授、特任教授及び非常勤教員・教育助手を含む。）としている（提出-規程集 54）。「紀要原稿執筆要項」（備付-87）に編集要件等が規定されている。紀要は、国会図書館、他の大学、短期大学及び研究機関並びに学園内の大学、専門学校及び高等学校 3 校の図書館に配布し、これを通じて教員の研究成果を広く公開している。加えて各教員は、学会発表や学会誌・学術誌等への投稿など学外においても活発に発表を行っている（備付-85）。

専任教員が研究活動を行う研究室は整備しており、教授・准教授・講師については原則個室とし、1 室を共用する場合はパーティションで分けている。非常勤教員については、実験・実習・演習科目の授業を担当する場合、その準備のための研究室を供与している。

基準Ⅲ-A-2 研究室一覧（令和 5 年度）

| 名 称   | 面 積 (㎡) | 使 用 状 況                |
|-------|---------|------------------------|
| 研究室 A | 8.7 ㎡   | アドミッションセンターとして使用       |
| 研究室 B | 8.7 ㎡   | 講師 1 名                 |
| 研究室 C | 9.11 ㎡  | 准教授 1 名                |
| 研究室 D | 9.11 ㎡  | 調理実習準備室として使用           |
| 研究室 E | 6.32 ㎡  | 教授 1 名                 |
| 研究室 F | 6.32 ㎡  | 講師 1 名                 |
| 研究室 G | 35.75 ㎡ | 助手 3 名                 |
| 研究室 H | 20.22 ㎡ | 教授 1 名、非常勤教員 1 名       |
| 研究室 I | 20.22 ㎡ | 教授（学長）、特任教授・非常勤教員計 3 名 |
| 研究室 J | 20.22 ㎡ | 教授 1 名、非常勤教員 1 名       |
| 研究室 K | 20.22 ㎡ | 准教授 2 名                |
| 研究室 L | 20.22 ㎡ | 教授 1 名、非常勤教員 2 名       |
| 研究室 M | 20.22 ㎡ | 教授 1 名、非常勤教員 1 名       |

実験・講義室は、授業による利用の頻度が高いが、実験室あるいは実習室において研究を行う際には教員間で調整を図り、支障なく利用されている。なお、機器分析室は、「調理学実験」等の授業でそれぞれ全 14 回のうちの数回で使用されるのみであるため、それ以外は自由に使用することができる。

基準Ⅲ-A-2 実験・実習室一覧

| 名 称        | 面積 (㎡)   |
|------------|----------|
| 実験・講義室     | 223.7 ㎡  |
| 調理学実験・実習室  | 133.79 ㎡ |
| 給食管理実習室    | 114.95 ㎡ |
| 栄養学・食品学実習室 | 141.30 ㎡ |
| 機器分析室      | 36.05 ㎡  |
| 被服学実習室     | 90.62 ㎡  |

教員の研究活動を確保するため、教授・准教授・専任講師は週 2 日の学外勤務日を設定し研究に従事する時間、あるいは研修に参加する時間を確保している。教育助手の学外勤務日は認められていないものの、学長の許可のもとに研究活動等を行うことができることとしている。

専任教員の留学、海外派遣については実績がなく規程はないが、国際学会や会議等出席の希望があれば許可することとしている。

F D 活動に関しては、愛国学園短期大学委員会規則（提出 - 規程集 05）において F D 小委員会の役割として F D 研修会の開催を定め、毎年度 2 回実施している。毎年度 2 月に開催する F D 研修会においては、全専任教職員及び非常勤教員に対して次年度の履修系統図を配付し、教育目的、学修成果（到達目標）も含めて情報を共有し、意見交換をして緊密な連携を図り、授業・教育方法の改善を図っている。なお、令和 4 年度、5 年度は、F D 研修会を愛国学園短期大学 S D 研究会規約（提出 - 規程集 16）に定める S D 研究会と共同開催をしていて、専任教員は学生の学習成果の獲得が向上するよう事務局との連携を図っている（備付-81）。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>



本学の事務組織については、「愛国学園短期大学事務局組織規程」（提出・規程集 03）に基づいて事務局が置かれており、現在 2 課の下に 1 室 5 係を置いている。本学の事務組織の責任体制は、事務局長が学長の命を受けて事務組織を統括し、所属職員を指揮監督することになっている。課長は事務局長が兼務しているが、学務課については豊富な知識と経験を有する課長補佐が配置されており、課長である事務局長に連絡相談しながら、責任を持って所属課員を指揮して事務を処理している。各課の業務については「愛国学園短期大学 事務局事務分掌表」に明記されている（提出・規程集 04）。

事務局長は、課員の任命にあたり各課の業務に適している人物を見極めて配置するとともに、少人数であることから、多面的な視野で業務を処理することができるよう、適時に人事異動を行っている。現在の体制をみると、いずれの課員も専門的な職能を有しつつ、事務局全体に目配りして共助体制が取れる職員が育っている。

前述のとおり、本学の事務局は、事務分掌表を整備し、これに則り業務を遂行している。

事務室は、図書館を除いて、全ての部署が仕切りのないワンフロアの同室にて業務を行っている。なお、キャリア支援室は事務室とは別室（校舎 3 階）になっているが、必要の都度職員が赴いて学生支援等を行っており、基本的には事務室内で事務を行っている。週に 1 回、事務局職員全員が出席する定例の打合せを実施して意思統一を図るとともに、重要な事項の共有、伝達事項の徹底などを図っている。また、オープンキャンパスなどの行事の前には、進行や担当等の確認を行い、運営に遺漏の無いようにしている。

業務に係る事務機器等については、ウイルスソフトがインストールされたコンピュータが職員各自に貸与され、事務局専用ネットワークに接続されている。成績管理に用いている教務システムは、当該ネットワークとは接続しておらず、情報漏洩に対する管理の徹底を図っている。その他、電話機、FAX、複合型複写機等や備品等、業務に必要な事務機器は備え付けられている。

本学では、職員の能力開発及び資質の向上を目的として実施する職員の研修について必要な事項を定めるべく「愛国学園短期大学SD研究会規約」（提出・規程集 16）を整備し、規程に基づいて研究会を開催している。そして、令和 4 年度、5 年度は、課題を抱える学生に関する情報の共有を図ることなどを目的として教員が開催するFD研修会と共同で開催した。なお、事務局職員の能力向上に向けては、SD研修会のほか、様々な資格の取得、外部の研修会等への参加なども奨励している。

事務局での定例のミーティングを行うなど、随時打合せを行っているが、これらの打ち合わせの機会を利用して、日常業務における問題点（業務の見直し、事務処理の点検等）の共有、評価、改善、見直しを行っている。また、各種行事（入学式、オープンキャンパス等）の後には、次年度に向けた改善点を参加職員より集約し、次回行事に向け改善点を整理するなど、スムーズな運営となるよう工夫している。

本学は、教職員が協働して学校運営に当たることを基本的な方針としており、教員と職員が情報を共有し、一体となって課題に対処する姿が日常の風景となっている。そして、その一環として、事務局長が構成員の一人として教授会に参加するとともにほとんどの職員が陪席しているほか、課題検討組織である各委員会及び小委員会には、教員とともに職員が構成員として参加しており、教員と連携する仕組みが整っている。さらにはFD研究会とSD研究会を共同開催し（備付-81）、教員と事務局職員の綿密な関係性や協働体制を構築してい

る。これらの体制のもとに、教員と事務局職員と意見を交換し、情報を交換するなど緊密な連携を図りつつ、学生の学習成果の向上に向けて取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学専任教職員の就業については、学園が定める諸規程を本学の規定としている（提出・規程集 19、20、21、22、23、24）。これらの諸規程の内容については、採用時に主要な事項を説明して周知するとともに、必要の都度説明し、あるいは教職員から要請がある都度閲覧させている。

教職員の就業については、出勤は事務局内に備え付けた出勤簿に押印することにより管理しており、教員の出退勤時間についても事務局内に備え付けた研究室施錠管理簿により概ね把握している。休暇については休暇管理簿により管理している。育児休業等については、当該者の申請に基づき、学校運営者の決裁を経たうえで理事長の承認を得て取得している（提出・規程集 24）。

本学教職員の就業については諸規定に基づいて適正に管理されている。とりわけ令和元（2019）年度から義務化された年次休暇の取得（5日間）については、休暇管理簿により事務局で常に確認し、取得が進まない者には取得を促すようにしている。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学は小規模な短期大学で、教職員の組織も小規模で、各種学校行事、ボランティア活動や産学官連携等の学外行事に全教職員が参加するような状態にある。また、学生指導も年々時間を要することが多くなる傾向にある。このため、週 6 日間勤務の内、研究日を 2 日間設定していても、研究時間を確保することが難しくなっている。

事務局職員は年間を通して多忙を極めており、学外におけるフォーラムや研修会に参加する時間を十分に確保できていない。学内におけるSD研究会は年 2 回を常例としているが、FD研修会との共催によるもので、事務局職員の研鑽のためのSD研究会を充実させたいと考えている。マンパワーの確保のために、非常勤職員 2 名（原則として週 3 日）を採用しているが、事務の効率化が喫緊の課題である。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

本学は、小規模な短期大学であることから、教職員の数も限られている。しかしながらそ

れをメリットとして、教授会、課題検討委員会にはほぼ全ての教職員が参画し、また、FD研修会及びSD研究会を共同開催とすることによって教職の協働を実現している。教職員が緊密に連携し、個々の学生情報を共有し、学生それぞれに対応して、学習成果の向上にあたっている。

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

### <根拠資料>

#### 提出資料-規程集

- 27 学校法人愛国学園 経理規程
- 28 学校法人愛国学園 固定資産及び物品調達規程
- 29 学校法人愛国学園 固定資産及び物品管理規程
- 30 学校法人愛国学園 学園固定資産運用管理規程

#### 備付資料

- 88 愛国学園短期大学 キャンパス全体図
- 89 愛国学園短期大学 図書館全体図
- 90 学内LAN敷設状況

## [区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な

場所を整備している。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

短期大学設置基準によれば、本学の場合、校地の基準面積は 2,000 ㎡となるが、本学の校地は、4,244 ㎡となっており、十分基準を満たしている（提出様式 11-1）。

同様に 7,690 ㎡の屋外運動場と 1,571 ㎡の屋内運動施設を所有している。現在所有する屋外運動場は、一時設けられていた商経科の校舎に隣接する千葉市に所在しており、距離的な問題があつて実際には使用していない。しかし、本学に隣接する愛国高等学校が十分な面積の屋外運動場を有しており、高校の授業時間と調整しながらこの屋外運動場を利用することが可能であるため、大きな問題は生じていない。

短期大学設置基準によれば、本学の場合、校舎の基準面積は 2,350 ㎡となるが、本学の校舎の面積は 6,129 ㎡となっており、十分基準を満たしている。なお、法人が運営する他の学校等と校舎の共用はしていない。

校舎へのエントランスには、身体障がい者対策としてスロープ及びリフトが各 1 か所設けられている。

校舎内には、基礎資料 11-1 に示すように教育課程編成・実施の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて授業を展開するに必要な講義室、演習室、実験・実習室等の施設を整えている（備付 - 88）。その上で、次表に示すように各種情報機器や実験・実習あるいは演習に要する機器・備品を整備しており、これらを十分活用して教育研究活動を進めている。

なお、本学では通信による学科、専攻過程は開設していない。

### 基準Ⅲ-B-1 施設設備整備状況

| 場 所   |         | 主な設備・備品等    |             |                 |
|-------|---------|-------------|-------------|-----------------|
| Ⅰ. 本館 |         |             |             |                 |
| 3F    | 大教室     | プロジェクター1台   | スクリーン1台     | 音響装置1式          |
|       |         | ピアノ1台       | 書画スタンド      | コンピュータ1台        |
| 3F    | 情報演習室   | プロジェクター1台   | スクリーン1台     | コンピュータ41台       |
|       |         | レーザープリンター2台 | スキャナー1台     |                 |
| 3F    | 302 教室  | コンピュータ1台    | 電子黒板1台      |                 |
| 3F    | キャリア支援室 | コンピュータ3台    | レーザープリンター1台 |                 |
| 2F    | 被服学実習室  | 実習台11台      | ミシン10台      | ロックミシン5台        |
|       |         | マネキン8台      | 織り機10台      | ビーズ織り機10台       |
|       |         | ミニマネキン10台   |             |                 |
| 2F    | 201 教室  | コンピュータ1台    | プロジェクター1台   |                 |
| 2F    | A L 室   | 電子黒板1台      | コンピュータ1台    | タブレット型コンピュータ10台 |
| 2F    | 作法室     | 姿見2台        | 茶釜・茶器・花器多数  |                 |
| 2F    | 202 教室  | テレビ（DVD付）1台 |             |                 |
| 1F    | 図書館     | 図書検索用コンピュータ | 図書管理用コンピュ   | 複合型複写機1台        |

愛国学園短期大学

|     |               |                       |                   |               |
|-----|---------------|-----------------------|-------------------|---------------|
|     |               | 1 台                   | 一タ 1 台            |               |
|     |               | 自習用コンピュータ 3 台         | レーザープリンタ 1 台      |               |
| 1F  | 講師控室          | コンピュータ 1 台            | スキャナ 1 台          |               |
| 1F  | 事務局           | 複合型複写機 2 台            | コンピュータ 13 台       | テレビ 1 台       |
|     |               | 教務管理システム 1 式          | 複合型 F A X 1 台     |               |
| B 1 | 実験・講義室        | 実験台 6 台               | 純水製造装置 1 台        | 遠心分離機 2 台     |
|     |               | 恒温機 4 台               | 真空乾燥機 2 台         | ホモジナイザー 1 台   |
|     |               | 攪拌式洗浄力試験機 1 台         | 真空乾燥機 1 台         | ルミテスター 1 台    |
|     |               | 人格標本 1 体              | 人体模型 1 体          | 分光光度計 1 台     |
|     |               | ローラーマッシャー 1 台         | 超低温冷凍庫 3 台        | 電子血圧計 10 台    |
|     |               | 精密電子天秤 8 台            | 超音波洗浄機 1 台        | 光学顕微鏡 10 台    |
|     |               | ズーム実体顕微鏡 5 台          | デュヌーイ氏表面張力試験機 1 台 |               |
|     |               | コンピュータ 1 台            | 電子黒板 1 台          |               |
|     |               | ウオーターバス（ソックスレー抽出用）3 台 |                   | オートクレーブ 1 台   |
|     |               | M Y 式窒素分解蒸留装置 1 台     |                   | ドラフトチャンバー 1 台 |
|     |               | ハンディ型分光色彩・色差計 1 台     |                   | 電気釜           |
| B 1 | 調理学実験・実習室     | 実習台 11 台（師範台含む）       | ガスコンロ 33 口        | ガスオープン 11 台   |
|     |               | 業務用冷蔵庫 2 台            | 業務用冷凍庫 1 台        | 冷凍冷蔵庫 2 台     |
|     |               | 製氷機 1 台               | まな板殺菌庫 1 台        | 包丁殺菌庫 1 台     |
| B 1 | 給食管理実習室及び実習食堂 | 作業台 10 台              | 水槽付作業台 4 台        | 水槽 4 台        |
|     |               | ガスレンジ台 5 台            | 保温庫 1 台           | 業務用冷蔵庫 2 台    |
|     |               | ウオーマー 1 台             | 業務用冷凍冷蔵庫 1 台      | 洗浄機 1 台       |
|     |               | 食器消毒保管庫 1 台           | 食器乾燥庫 1 台         | 回転釜 1 台       |
|     |               | 業務用炊飯器 1 台            | フライヤー 1 台         | 洗米機 1 台       |
|     |               | スチームコンベクションオープン 1 台   | 組板包丁殺菌庫 1 台       | ブラストチラー 1 台   |
|     |               | コンピュータ 1 台            |                   |               |
| 新 館 |               |                       |                   |               |
| B 1 | 機器分析室         | ガスクロマトグラフ 2 台         | レオメーター 1 台        | 回転粘度計 2 台     |
|     |               | 液体クロマトグラフ 1 台         | 恒温機 1 台           | 冷却水循環装置 1 台   |
|     |               | 試験官高温加熱装置 1 台         | 水素発生装置 1 台        | 位相差顕微鏡 1 台    |
|     |               | クリープメータ 1 台           | 冷蔵遠心分離機 1 台       | 顕微鏡 3 台       |
|     |               | テンシプレスサー 1 台          | 精密電子天秤 2 台        | 加熱乾燥式水分計 3 台  |
| B 1 | 栄養学・食品学実習室    | 実習台 11 台（師範台含む）       | ガスコンロ 22 口        | 業務用冷凍庫 1 台    |
|     |               | 業務用冷蔵庫 1 台            | 業務用電気オープン 1 台     | 発酵機 1 台       |
|     |               | 縦型ミキサー 1 台            | チップアイス製造機 1 台     | 一般用冷蔵庫 3 台    |
|     |               | ガスオープン 2 台            | 電子レンジ 2 台         |               |

また、基礎資料(7)の⑦記載のとおり、24の閲覧座席数を持つ広さ約141㎡の図書館と広さ571㎡の屋内運動場（トレーニングルーム）を備えており、このうち図書館には、学習や研究活動に必要な参考図書、専門図書を中心として22,212冊の蔵書（令和6年5月1日現在）のほか各種学術雑誌やAV資料を備えている（備付-89）。なお、購入図書選定システム・廃棄システムは確立していないが、これら蔵書等は、図書館長を委員長とする図書館運営委員会が、専任教員に対して担当科目に係る蔵書調査を行って不足する図書の購入を優先して進めており、学生及び教職員からの購入希望は随時受け付けており、予算を考慮しながら整備拡充を図っている。

これら教育研究用の設備・備品については、毎年度、事務局が教育研究活動を進めるに当たって必要な設備・備品の調査を各教員に対して行い、当該年度の予算と当該物品を必要とする理由を踏まえて、優先順位の高いものから整備している。

本学は、実験・実習については、学内の実験室・実習室、教育用機器を用いて対面で行うことが求められるため、これまで多様なメディアを利用して教室等以外の場所で授業を行うことはなかった。ただし、教室・実習室等以外の学生ホール、更衣室、実習食堂、作法室、エントランス等で多様なメディアを利用する場合は、これらの場所に電子黒板、プロジェクター、スクリーン、マイク等を移動させて対応することは可能である。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

財務諸規程については、学校法人愛国学園 経理規程（提出・規程集 27）を定め、これに基づき、固定資産や物品に関する管理規程等の関連規程を整備している（提出・規程集 28、29、30、31）。

施設・設備及び物品の維持管理については、上記諸規程に沿って維持管理している。

本学職員は、学園本部が組織する防災組織の構成員と位置付けられて、火災等の災害が発生した時に短期大学の災害対応活動に当たることとなっている。また、災害発生時の教職員の役割等は防災組織表により示している。

そして、火災、地震対策、防災体制の下で、毎年1回、学生及び教職員全員が参加して、火災あるいは地震の発生を想定した避難訓練を実施している。令和5年度は全員登校日の8月29日に、短大校舎の避難経路等を説明した後、地震を想定した避難訓練を実施した。

校舎等建築物の耐震性については、文部科学省が定めた非構造物チェックリストに基づ

いて作成したチェックリストにより、毎年耐震チェックを実施している。

なお、現時点で防犯対策のための指針等は整備しておらず、防犯のための訓練も行っていないが、毎年 4 月に、警視庁が派遣する警察官を講師として防犯に関する説明会を開催して学生・教職員が参加している。また、地元小岩警察署の防犯活動に毎年度学生が参加し、あるいは小岩警察協議会に本学教員が構成員として参加するなど、地域の防犯に同警察署と緊密に連携していて、協力を得られる関係にある。防犯のための指針の整備、訓練の実施は今後の課題である。

本学のコンピュータシステムをつなぐネットワークは、教育用（学生用）、教員用及び事務局用の 3 つに物理的に独立して設けられている（備付-90）。このうち教育用は情報演習室を中心として設備されている学生が利用するコンピュータであり、学業成績等の学生の個人情報扱う教員及び事務局用のネットワークとは独立して設けられている。そして、情報演習室内のコンピュータは、サーバに高度なセキュリティ対策を導入するとともに、環境復元ソフトを導入して安全を期している。また、教員用のコンピュータについては、ウイルスソフトを利用し、また、外部の専門業者が運営する高度なウイルス対策が施されたサーバに託してセキュリティの確保に努めている。事務局用については、基準Ⅲ-A-3 記載のとおりであり、厳重なセキュリティ対策を施している。

本学では、従来から、教室を退出する際の消灯や冷暖房の停止、廊下・階段等の消灯など、教職員はもちろん学生も省エネルギーに努めてきている。令和 4 年度には新館の照明設備の LED 化を行ったことにより校舎全館の LED 化を完了している。また、このほか、毎月の光熱水料の経年比較を学長に報告し教職員に対して注意喚起を行ったり、各種資料に裏紙を使用したりするなどの省資源対策も徹底している。

### ＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学の施設・設備の多くが昭和 63 年に整備されて 35 年以上経過し、施設は改修や修繕を要するものが増加しており、設備は更新を要するものが多くなっている。これらは計画的に順次改修しあるいは更新を進めているが、多額の費用を要することもある程度の期間を要する状況である。

本学校舎は地上 3 階、地下 1 階の 4 層構造となっているが、上下階への移動手段としてエレベーター等が整備されておらず、階段しかない。また、新館体育館に整備した身体障がい者に対応した設備のみでは、下肢に障がいを持つ者を受け入れることが困難な状況にある。このような現状に加えて、本学は小規模な短期大学であるために、設備上の不備を教職員の支援でカバーするにもマンパワーが限られており、この面からも身体に障がいを持つ者を受け入れることが困難な状況にある。エレベーター等を設けるには、設置場所や構造など様々な課題を解消する必要があり、直ちに実現することは困難である。車椅子によらざるを得ないなどの特定の障がいを持つ者の受け入れ体制の整備は、今後の検討課題である。

本学は、学園が定める諸規程に沿って施設・設備及び物品の維持管理に努めているが、備品に関する古い情報が一部欠落しているものがあり、台帳の整備が遅れている。このために、共用する備品の責任の所在が明確になっていない物もあり、整備を進める必要がある。また、犯罪行為への対応については指針や定期的な点検・訓練指針等が定められておらず、整備す

る必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

4 シラバス ‘23

提出資料-規程集

08 情報・I R 分析センター規程

備付資料

90 学内LAN敷設状況

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

学習成果を獲得させるための技術的資源の整備とその向上・充実を図るために、情報担当教員をセンター長、事務局庶務課長を副センター長とする「情報・I R 分析センター」を設置している（提出-規程集 08）。そして、情報・I R 分析センターは、維持・整備のために、情報演習室で授業を行う教員からの要望を取り入れて、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するよう努めている。さらに、授業等で技術的資



源が活用できるように導入されたシステム等の管理・運用サポート等を行っている。

情報技術の向上に関して、新入生には入学時のオリエンテーション期間中に情報演習室のコンピュータの使用法等利用に関する基本的な説明を行っている。また、「情報技術」を1年次の必修科目とし、文書作成、表計算ソフトウェアによる各種帳票の作成や帳票に必要な計算式・関数の作成、プレゼンテーションソフトウェアによる発表資料の作成について学び、また、情報を取り扱うためのマナーについて学ぶこととしている。その他、文書作成、表計算等に関して実践的な技能を目指す選択科目を設置している。教職員についても、適宜利用説明を行っている（提出-4）。

令和元年度に情報演習室用コンピュータのOSがサポート終了となるため更新した。更新前は、学生が同時に利用できるコンピュータが52台であったが、学生の現員を考慮して更新は40台とした。しかし、学生のコンピュータ保有率が低く、自習用に使用できる学内コンピュータの整備が課題であったが、学内無線LAN（Wi-Fi）について令和5年度末に整備を完了し、令和6年度から学生にコンピュータの購入を勧め、持参して自習用に利用することが可能とすることとした。

教職員に配備したコンピュータ及び周辺機器については、更新期を見定めて適切に更新しており、今年度も一部について行う。

このように、教育課程編成・実施の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて進める授業や学校運営に活用できるよう、常に技術的資源の配分・配置が適切になるよう見直しつつ、技術的なサービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

情報演習室の情報機器等については、教員は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業や学校運営に活用している。また、計画的に維持、整備し適切な状態を保持している。

学生の自習用コンピュータについては、学内LANに接続した情報演習室のコンピュータが主として利用できるほか、同系統のLANに接続したコンピュータを図書館に3台設置している。前述の通り、令和6年度から学生が所有するパソコンにより、授業や自習に利用することが可能とすることとした。

教員は主に情報演習室のコンピュータ40台、大教室の教員用コンピュータ、プロジェクター、書画カメラ、201教室の教員用コンピュータとプロジェクター、AL（アクティブ・ラーニング）室、実験・講義室及び302教室の教員用コンピュータと電子黒板、AL（アクティブ・ラーニング）室に配備したタブレット型コンピュータ10台を利用して効果的な授業を行っている。

コンピュータ教室としては情報演習室を、マルチメディア教室としては大教室に教員用コンピュータ、プロジェクター、書画カメラを、201教室には教員用コンピュータとプロジェクターを、AL（アクティブ・ラーニング）室、実験・講義室及び302教室には教員用コンピュータと電子黒板を整備しており、教員はこれらの機器を活用し、効果的な授業を進めている。なお、CALL教室は整備していない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学習成果を獲得させるため時代に即した設備を計画的に導入していく。教職員のコンピ

ユータ設備に関しては、社会のニーズに適合したハード及びソフトを選定していかなければならない。

情報機器を活用している授業については、さらに快適な環境を実現するために、情報機器を活用していない授業については、情報機器を活用する可能性を提案して活用を促していく必要がある。そのために、それぞれの実現に必要な機器、ソフトウェア等を整備するよう情報・IR分析センターを中心として検討・推進していく。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞  
特になし

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

- 11 計算書類等の概要（過去 3 年間）
- 12 財務計算書類〔令和 5（2023）年度〕
- 13 財務計算書類〔令和 4（2022）年度〕
- 14 財務計算書類〔令和 3（2021）年度〕
- 15 学校法人愛国学園事業報告書〔令和 5（2023）年度〕
- 16 愛国学園短期大学事業計画〔令和 6（2024）年度〕
- 17 学校法人愛国学園 収支予算書〔令和 6（2024）年度〕

提出-規程集

- 27 学校法人愛国学園 経理規程

備付資料

- 98 愛国学園短期大学 中期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）
- 99 愛国学園短期大学学則〔令和 6（2024）年 4 月 1 日施行〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

- ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支及び事業活動収支は、法人全体で収入超過となっている。

法人全体の事業活動収支は、教育活動収支で支出超過となっている。これは、学則定員の充足率が低いことなどによると考えられる。また、教育活動外収支等が収入超過となっており、これは、資産運用収入が多いことなどによっている。事業活動収支全体では、収入超過となっている。

資産が負債を上回っており、貸借対照表は健全に推移している。

学則定員を在籍者が下回っているため、資金収支及び事業収支について支出超過が生じているが、全学を挙げて学則定員の確保に努めている。なお、法人全体では、資金収支及び事業収支ともに収入超過となっていて、短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。

退職給与引当金については、私立大学退職金財団の規程に従い、加入者の期末要支給額を基に規定に従って引当金を計上している。

資産運用については、学校法人経理規程に基づき資産運用管理規程を定めて、有価証券による運用等について、理事長の決裁を得て行っている。特に、有価証券の運用については、元本確保型の商品に限定するなど、適切に運用している。

本学の教育研究経費と経常収入（教育活動収入）の割合は、次表のとおり 48.7%に上っており、概ね妥当な水準にある。

基準Ⅲ-D-1 教育研究経費と経常収入（教育活動収入）の割合

|                               |                                |         |
|-------------------------------|--------------------------------|---------|
| 教育活動支出<br>事業活動支出<br>教育研究経費（a） | 教育活動収入<br>事業活動収入<br>事業活動収入計（b） | （a）／（b） |
| 57,033 千円                     | 117,115 千円                     | 48.7%   |

本学の学生一人あたりの授業料等納付金は、現在収容定員充足率が 100%を満たしたとしても経常的な経費支出を賄えない状況である。そして、実際の収容定員充足率は 36%（令和 6 年 5 月 1 日現在）で、授業料等の納付金のみでは短大の所要経費を賄えない状況にあるのが現状である。

このような本学の財務状況から、経費の節減、特に管理経費の節減に努めているものの、現状の収容定員充足率では収支を均衡させることは困難であり、学生の確保が本学の大きな課題である。

本学では、事務局において、施設・設備の導入や更新、図書の整備など、当該年度の予算の立案に必要な事項を学校運営者と打ち合わせして把握しつつ毎年度の予算を立案し、法人本部に申請して承認を得ている。現状では定員充足率が十分でないため、年度ごとの収支バランスが均衡していない状況だが、所要の予算を確保し、執行している。

各部門より事業計画案実現のための予算案が作成され、法人本部の査定を経て出来上がった次年度予算の本部原案が、3 月理事会に諮られ当初予算が確定する。

決定した事業計画及び予算は、速やかに関係部門に示している。

予算執行においては「学校法人愛国学園 経理規程」（提出・規程集 27）、あるいは「経理規程細則」に基づき各部門と法人本部経理部門が連携し会計処理を行っていく。また、翌年 3 月には理事会に諮って補正予算を作成し適切に執行をしている。

日常的な出納業務を円滑に実施しており、理事長は、経理に関して決裁を行っていることから、これを通じて状況を的確に把握している。

決算については、学校会計基準に則り、会計期間終了後 2 月以内に完了し、監査法人による会計監査を経て 5 月理事会で承認、評議員会への諮問を経て各所轄庁等への提出、必要な財務書類の公開を行っている。毎会計期間中、監査法人による会計監査は、11 月と 3 月に期中監査、5 月に期末監査が内部の常勤監事とも連携して行われ、それぞれ不正や関係法令等への違反なく、適正に管理している旨の報告を得ている。

月次試算表は毎月適時に作成しており、随時理事長の閲覧に供している。

以上により、法人による適切な財的資源管理のもと、短期大学の存続を可能とする財政を維持していると判断できる。

(b)課題

法人全体としては、短期大学の存続を可能とする財政が維持されているものの、短期大学としては収容定員充足率が 36%程度で、学生から徴取する授業料等の納付金のみでは経常的な経費の支出も賄えない状況にある。その改善が重要な課題である。

**基準Ⅲ-D-1 在籍者数の推移**（各年度 5 月 1 日現在 単位：人）

| 年度                        | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 平成元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 | 令和 6 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-----|------|------|------|------|------|
| 生活デザイン専攻※<br>(収容定員 100 人) | 47    | 39    | 30    | 34  | 41   | 49   | 40   | 35   | 42   |
| 食物栄養専攻<br>(収容定員 100 人)    | 97    | 87    | 77    | 58  | 56   | 41   | 44   | 43   | 30   |
| 合 計<br>(収容定員 200 人)       | 144   | 126   | 107   | 92  | 97   | 90   | 84   | 78   | 72   |

※生活デザイン専攻は、平成 29 年度入学生までは家政専攻

収容定員充足率の改善は本学の最も重要な課題であり、このために従来から教職員が丸となって高等学校訪問、オープンキャンパス等の学生募集活動に全学を挙げて取り組んでいる。オープンキャンパスなどのイベントには、学生企画による学生目線に立った企画を試行的に取り入れ本学の魅力を伝える効果の向上を図ったり、卒業生にも声がけをしたりしてオープンキャンパス等のイベントに招聘し、在学中の経験や卒業後の進路など本学の魅力や進路を P R することで受験生確保につなげている。訪問した高等学校に対しては、後追いの情報発信を行うなど進路指導教員担当者との信頼関係構築を図っている。また、ウェブ媒体や SNS を活用した募集広報、SEO 対策、WEB 広告など、受験層に注目されるよう新たな幅広い学生募集を行っている。

また、本学の魅力化に向けては、前回の認証評価を受けて以降、特に生活デザイン専攻については、その名称を家政専攻から生活デザインに変更したうえで、専攻名にふさわしく「自らの生活をデザインする」をコンセプトに教育課程を全面的に見直して改正し、加えて科目履修の自由度を増すなど、魅力化に取り組んできたところである。

これらの取り組みの結果、生活デザイン専攻については、増加とまではいかないが、概ね横ばいに推移している一方で、食物栄養専攻については、現在在籍者数が平成 28 年度の半数ほどになっている。

今後さらに収容定員充足率の改善に努める必要がある。

その他、基準Ⅲ-D-1 財的資源の管理について、大きな課題はない。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学の基本的な将来像は、建学の精神に基づいて、職業又は實際生活に必要な能力を具備する女性を育成することを教育の目的とし、二つの専攻を置く単科の短期大学を維持していくことであり、そのための経営の安定化に向けて、学生数の確保を図ることが本学の喫緊の課題である。その対策として、入口の学生募集活動を強化するとともに、出口のキャリア支援対策を徹底し、卒業後の実績を示すことによって募集へ結びつくよう努力している。それに加えて、カリキュラムの随時の見直しにより、魅力ある科目構成と教育内容の発信力を高め、短期大学のさらなる強化を図ることとしている。

高校生の 4 年制大学や専門学校志向が強まる傾向にあるなど短期大学を取り巻く環境は年々厳しくなる傾向にあるといわれる中においても、衣食住という、人々の日常生活に関わる家政を教授する短期大学には一定の需要があると考えられる。これに答えるため、随時カリキュラムを改定するなど本学の魅力化に取り組んできた。直近では、令和 6（2024）年度 4 月から、高等学校の新学習指導要領、SDGs、国際化等を踏まえた科目の新設及び整理を行ったり、学生の専攻科目選択の自由度を増すことを目的とした科目の整理統合を行ったり、「卒業演習」の科目を充実させ学生の学習成果の向上を図ることとした（備付-99）。その他、就職に大きな力となるのが免許や資格であり、授業のほか資格支援講座などを設けて多様な免許・資格取得のサポートも行っている。

一方、近年本学は学園内高等学校からの入学者が多くを占めてきた経緯があり、外部高等学校からの入学者が少ない傾向にある。また、外部高等学校からの入学者も東京都、千葉県といった近隣地域からの入学者が多く、首都圏の他地域や、地方出身の学生は少なくなる傾向にあり、これは他短期大学あるいは専門学校との競合の中で、本学の認知度が相対的に低くなっていることに起因しているものと考えられる。このような状況を踏まえて令和 2 年度には、「地域に根ざし、地域に必要とされる短期大学」としていた本学の在り方を見直し、「専門の知識と技術とを生かして、広く社会に貢献するとともに、地域に必要とされる短期大学」（備付-98）を目指すとの方針を決定し、公開講座及び、公開講演会の開催、イベント・レシピ開発等における江戸川区との連携など、地域に重点を置いた活動を充実させつつ継続するとともに、さらに広く社会に貢献することを目指して履修証明プログラムを充実さ

せ、また、企業等との連携活動にも多く取り組んでいる。このような産学官連携活動への取り組みは、地域・社会への貢献を目的とするものではあるが、結果として本学の認知度の向上に繋がり、ひいては入学者の確保に繋がるものと考えている。

収容定員充足率の改善のための広報活動は、今までも、専門誌や専門サイトへの本学情報の掲載、ホームページの充実、高等学校訪問等の学生募集活動や入学者選抜方法の見直しを行っていたが、知名度の向上のために、ウェブ媒体やSNSを活用した募集広報、SEO対策、WEB広告など、受験層に注目されるよう新たな幅広い学生募集も行っている。今後も、的確な対策を検討し、実施していく必要がある。

学生募集については、教職員が一丸となって高等学校訪問、オープンキャンパス等の直接の募集活動に取り組んできたが、学生数の増加という結果に結びついていない。これに対して、オープンキャンパスなどのイベントには、学生企画による学生目線に立った企画を試行的に取り入れ本学の魅力を伝える効果の向上を図った。また、卒業生にも声がけをしてオープンキャンパス等のイベントに招聘し、在学中の経験や卒業後の進路など本学の魅力や進路をPRすることで受験生確保につなげている。訪問した高等学校に対しては、後追いの情報発信を行うなど進路指導教員担当者との信頼関係構築を図っている。専門誌や専門サイトへの本学情報の掲載、ウェブサイトの充実、入学者選抜方法の見直し、ウェブ媒体やSNSを活用した募集広報、SEO対策、WEB広告など、受験層に注目されるよう幅広い学生募集を行っている。本学の在り方として掲げた「地域に必要とされるとともに、広く社会に貢献する短期大学」を目指す取組みとして、履修証明プログラムの開設、公開講座の充実、公開講演会の開催、イベント・レシピ開発等における江戸川区との連携など、幅広い活動を継続してきた。さらに、企業等との産学官連携活動にも取り組んでいる。

学生納付金については、収容定員充足率が100%を満たしたとしても、経常的な費用を十分に賄うことができない状況である。しかし、学生の確保という観点から、近隣の他短期大学との均衡も考慮しながら決定したものがベースとなっている。ただし、消費税率の変更（令和元（2019）年）に施設設備費の改定、諸物価高騰（令和5年（2023）年）による実験・実習に用いる材料代の確保のための実験実習費の改定と最低限の対応を行っている。

しかしながら、学生数の減少傾向が止まらない中で、収支均衡のため学納金の検討を行う必要性が高いが、学生募集の戦略上、近隣の短期大学の学納金との均衡は重要な要素であり、慎重に行う必要がある。

本学は、提供する教育課程のうち主たる科目は専任教員が教授することを基本として、短期大学設置基準に定める専任教員数を満たしつつ、食物栄養専攻については栄養士法上の教員数等をも満たし、教員を適正に配置している。また、教職員の質の向上を目指し、研究活動や講習会などに参加させている。

本学の本館校舎及び設備の多くは、完成後35年以上が経過し、改修・更新等を要するものが多くなってきているが、RC構造であり、今後とも現校舎を使用して行くこととなる。このため本学では、これまで優先順位を考慮しつつ順次校舎の改修を進めてきており建物については概ね大きな改修は終了している。また、設備機器については更新計画に基づき、予算を考慮しながら優先順位を付けて順次改修や更新をしてきている。今後ともこの方針に沿って校舎の改修を進めるとともに、設備機器については計画に基づいて更新を進めていく所存である。

私立大学等経常費補助金については、学生数が交付要件に適合していないため交付されていない状況である一方で、科学技術研究費補助金等の外部資金の獲得には努めており、実績は提出様式 17 に示すとおりである。今後とも外部資金の獲得に努力していく。

本学の財政に関わる活動・運営の状況及び今後の計画は上記のとおりであり、現状で最善とは言えないまでも適正に活動していると考えている。しかし一方で、ここ数年本学の充足率は 40% から 30% 代と低迷しており、財政安定の基盤となる納付金収入が経常的な経費の支出も賄うことができないレベルにある。このような状況を踏まえつつ、本学は入学定員の在り方などについては検討しながら、今後とも二つの専攻を置く単科の短期大学として存続して行く方針である。

上記のような本学の現状については、教授会の他、様々な機会を通じて教職員全員に情報が提供され、課題の解消に向けた議論がされている。今後とも短期大学を運営していくうえで学生の確保が重要な課題であることは、教職員全員が共通した認識をもっている。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

本学の今後の在り方は、平成 26 年度に中長期にわたる学校の在り方として「地域に根差し地域に必要とされる短期大学」を目指すとの方針を決定して諸施策を推進してきたが、令和 2 年度から「専門の知識と技術を生かして、広く社会に貢献するとともに地域に必要とされる短期大学」を中期計画の柱のひとつとして掲げた（備付-98）。新方針の活動を開始してから充実が図られているが、十分とはいえない。地元自治体である江戸川区との連携は重要であり、さらに地域への貢献活動を継続・発展させることが今後のさらなる連携に繋げ、本学の知名度を向上させるものと考ええる。

現状に記載のとおり、充足率が 30% 台程度と、納付金のみでは経常的な経費の支出も賄えない状況にある。その改善が本学の重要な課題である。収支バランスの均衡に向けた定員充足率の改善が課題であり、その改善を図るため、今後とも①外部への情報の発信、②広く社会に貢献する短期大学・地域に必要とされる短期大学作りに向けた地域への貢献活動、③本学の魅力化に向けた取り組みの 3 つの活動を中心に継続する。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

#### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員が研究活動に割く時間の確保については、本学が小規模組織であるため、学校行事や学外行事に全教職員が参加せざるを得ない状況にあり、加えて、学生指導も年々時間を要することが多くなる傾向にあり、週 6 日間勤務の内、学外勤務日を 2 日間設定していても研



究時間を確保することが難しくなっている状況にある。このような中にあっても多くの教員が研究活動を進めており、このため教員の就業時間などを含め執務の体制を改善したが、十分な改善とはなっていない。今後さらに改善を図っていきたい。

備品の適正な管理を図るための備品台帳及び犯罪行為への対応マニュアルについては、完了していない。なお、身体障がい者対策としての上下階への移動手段（エレベータ設備）の整備については、構造的な課題のほか予算上の問題もあり、依然検討を進める課題である。

導入されている I C T 関連機器の活用については、教員が個々に利活用を検討して実施しているが、W i - F i の整備が完了したことから、学生が所有するパソコンを授業内でも利用可能とした。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教員の研究活動に要する時間の確保、委員会活動及び職員の業務の効率化については、引き続き検討し改善していく。

施設設備の改修は良好な学習環境維持に欠くことができないものであり、これまで同様計画的に順次改修しあるいは更新を進めていく。また、身体障がい者の受け入れ体制の整備についても、引き続き検討していく。

備品の適正な管理を図るための備品台帳については、今後 2 年間をかけて整備する。犯罪行為への対応マニュアルについては、令和 6 年度中に完成する。

学習成果を獲得させるため高等学校の新学習指導要領等時代に即した機器、設備、特に I T に係る機器を計画的に導入するとともに、これらの機器・設備を活用した教育指導についても検討していく。

情報機器を活用している授業については、さらに快適な環境を提供するとともに、情報機器を活用していない授業については、情報機器を活用する可能性を提案し活用を促していくよう努力する。

収支バランスの均衡に向けた定員充足率の改善が課題であり、その改善を図るため、今後とも①外部への情報の発信、②広く社会に貢献する短期大学・地域に必要とされる短期大学作りに向けた地域への貢献活動、③本学の魅力化に向けた取り組みの 3 つの活動を中心に継続する。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## 〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

## ＜根拠資料＞

## 提出資料

- 18 学校法人愛国学園 寄附行為
- 19 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 20 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
- 21 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]

## 備付資料

- 98 愛国学園短期大学 中期計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)
- 100 理事長の履歴書

## 〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

### ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、本学園で最も歴史のある愛国中学校・愛国高等学校の国語科の教諭として昭和58年4月に着任し、永年にわたり建学の精神と教育理念を念頭に置いた教科指導・学級指導等に務め、平成23年4月には同校校長に就任した。このように、理事長は本学園の事情に精通し、学園創立者の思いを継承した建学の精神の具現者である。一方で、昭和60年2月から評議員として法人運営に参画し、平成30年1月には理事・理事長に就任し現在に至っている（備付・99）。理事長として本学園が設置する諸学校の教育研究活動等が円滑に行われるよう卓越したリーダーシップを発揮しており、一例として、理事長が主催する「学園合同会議」を年3回開催して各学校の長及び事務局の長による意見交換を行い、意思決定しやすい態勢を整えるなどの成果を上げている。また、法人の最高責任者としてその業務を総理しており、幅広い識見を有する各理事による理事会の運営に遺漏無きを期し、監事監査を受けた決算及び事業報告、認証評価の審議や学則をはじめとした規程整備等の法人運営上の重要事項を決するなど、その役割を十分果たすとともに法人の発展に大いに寄与している。

本学に関しては、理事会によって選出された学長の統督の下に、学則に基づく教授会において重要事項を諮り意見を徴し、必要に応じてその下に設置された各常設の委員会に精査させるなどして万全の成果を上げている。

### ＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

特に課題となる点はない。強いて挙げるとすれば、ガバナンス強化による教育・研究の質の向上並びに理事会と評議員会の相互牽制と建設的な協働といった私立学校法改正の基本的な考え方に対応した管理運営が求められる。なお、現状では、学園の教員として永く勤務して学園の諸事情に通じ、学生の気持ちを直に感じ取れる立場にある理事と、学園の業務に協力的かつ極めて専門性の高い学識・識見を持つ理事の絶妙のバランスを保って理事会を運営している。

### ＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

現在、私立学校法の改正に伴う寄附行為の変更、理事・監事・評議員・会計監査人の資格や構成要件の精査及び関連諸規程の整備など、理事長のリーダーシップの下に準備を進めている。

### [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

### ＜根拠資料＞

#### 提出資料

- 1 令和5（2023）年度 Campus Guide
- 2 愛国学園短期大学学則[令和5年度]

- 22 教授会議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 23 教授会議事録 [令和 4 (2022) 年度]
- 24 教授会議事録 [令和 3 (2021) 年度]

**提出資料-規程集**

- 05 愛国学園短期大学 委員会規則
- 33 愛国学園短期大学 学長選考規則
- 35 愛国学園短期大学 教授会規程
- 36 令和 5 年度において学則第 41 条第 1 項第 3 号の規定に基づき教授会に意見を聴くことが必要と認める教育研究に関する重要な事項を定める件
- 49 愛国学園短期大学 学生懲戒規則

**備付資料**

- 71 教員個人調書 [様式 21]
- 72 教育研究業績書 [様式 22]
- 98 愛国学園短期大学 中期計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)
- 105 委員会等議事録 [令和 5 (2023) 年度]
- 106 令和 5 年度各委員会活動計画・活動報告
- 107 令和 4 年度各委員会活動計画・活動報告
- 108 令和 3 年度各委員会活動計画・活動報告

**[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定め

た教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

本学の建学の精神「社会人としては豊かな知識と技術とをもって経済的に独立し、家庭人としては美しい情操と強い奉仕心とをもって一家幸せの源泉となる、健全な精神と身体とを備えた女性の育成を目的とする。」は、本学教育の根幹であり、これらに基づく教育研究を推進している。学長は本学の運営全般にリーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に向けて努力を続けている。(提出-1)。

学長が校務を掌る上で最も重要で基本的な組織が教授会である。教授会は、愛国学園短期大学学則（以下「学則」という。）第 41 条第 1 項に定めるとおり、学長が校務運営上の重要事項を決定するにあたり教授会構成員の意見を徴取する機関であり、学則第 40 条及び第 41 条並びに愛国学園短期大学教授会規程（以下「教授会規程」という。）の定めるところに従って学長が招集し開催している（提出-2、提出-規程集 35）。そして、教学運営の最高責任者としての権限と責任において、運営上の重要事項について教授会の意見を聴取した上で最終的な判断を下すなどしている。

学長の専門分野は調理学(調理科学)で主に糖質含有食品を対象として研究を行っており、平成 13 年に博士号（農学）を取得している。長年にわたり一貫して同分野に係る学生教育と研究活動を進めてきており、令和 2 年には一般社団法人日本応用糖質科学会より学会賞が授与されている。また、学長の立場にあって校務を掌りながら、自らも教授として、学生の教育指導に注力しつつ研究活動も活発に進めており、多年にわたる教育研究活動と、後述する校務運営及び法人運営経験のほか、短期大学運営に係る複数の学外組織の常任理事、監事等としての役割も担ってきた優れた学識と大学運営に識見を有する者である（備付-71、72）。なお、研究活動としては、複数の学会において研究成果の発表や論文投稿などの活動が続けるとともに、いくつかの学会の副会長、理事等として運営にも携わっており、これらの活動で得られた知見・人脈を、教学運営にも生かしている。

後に記述する学長への選出課程で触れるとおり、学長は「建学の精神を十分体得し、これが具現に努力された実績を有する」者であり、その具現化に向けて学長は、自ら率先して教育研究活動を進めるとともに、教員に対しても教育活動はもとより研究活動を奨励して本学の向上・充実に向けて努力している。

学生に対する退学、停学及び訓告の処分に関わる懲戒は、学則第 49 条、第 50 条及び愛国学園短期大学学生懲戒規則に定めており、同規則に懲戒の手続きが具体的に規定されている（提出-規程集 49）。

前述のとおり、学長が校務を掌る上で最も重要で基本的な組織が教授会である。学長は、

本学が小規模な短期大学であることを利点として、学則第 40 条第 2 項の規定に基づき、教授会構成員の一人として事務局長を置くとともに、事務局の主要職員を傍聴させて学内の諸課題に係る情報を共有させ、事務局業務の円滑な執行に資している。なお、傍聴できない職員には、後日事務局長から内容を伝えている。また、学長と教職員との日常的な相談体制が整っており、学長室において学長と教職員が相談するのが日常の姿になっている。事務局職員は必要に応じて又は学長の指示に基づき、学長と教育活動を含む日常的な課題について協議・相談しつつ業務を進めており、学長はリーダーシップを発揮して適切に所属職員を統督している。

また、このような幅広い意見の聴取と情報の共有に加えて、学長室において学長と職員が打ち合わせるのが日常の姿になっているように、教育活動の中で生じる日常的な課題についても、直ちに学長が教員のみならず職員に対しても指示し、あるいは協議・相談する体制が定着しており、学長が所属職員を統督しつつ適切に公務を掌っている。

学長は、平成 17 年 4 月に本学に教授として奉職後、平成 21 年 9 月より副学長に就任し、平成 29 年 4 月には、愛国学園短期大学学長選考規則の定めるところに従い、法人理事会において、同規則第 6 条に定める「建学の精神を十分体得し、これが具現に努力された実績を有する者」ほかの学長選考に当たって考慮すべき事項を満たして学長に相応しいとして選出され、現在に至るまで教学の運営に勤めている（提出・規程集 33、備付・71、72）。なお、平成 23 年 4 月から本学園評議員、平成 29 年 9 月からは本学園理事として学園の運営にも携わってきている。

教授会は、学則第 41 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の授与に関する事項のほか、第 3 号に定める「学長が定める事項」として「教育課程の編成に関する事項」ほか 10 の事項を審議の対象としている。学長は、教授会規程の定めるところに従って毎月定期に招集して開催するほか、必要に応じて臨時に教授会を開催して適切に運営しており、令和 5 年度の開催回数は毎月開催される定例の教授会を含め延べ 23 回に及んでいる（提出・22）。学則第 41 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める上記の事項のほか、3 号に定める教授会の審議事項については、年度当初に学長より教授会に示され、全教職員に周知されている（提出・2、提出・規程集 36）。

学長は、幅広い意見を聴取するために教授のほか多くの教職員を構成員とし参加させ、闊達な意見交換が行われるよう教授会を適切に運営するとともに、得られた教授会の意見を踏まえて、教学運営に係る諸課題に適切に判断を下している。教授会開催結果については、全て議事録として記録し保管している（提出・22、23、24）。

本学園は、高等教育機関として本学に加えて愛国学園大学を運営しているが、両者はそれぞれ独立した教育機関として組織・運営しており、併設したものとはなっていない。

本学の三つの方針及び学習成果は、家政科、生活デザイン専攻及び食物栄養専攻ごとに定めている。これら三つの方針や学習成果に関する事項は教学運営上の重要事項であり、学則第 41 条第 1 項第 3 号に基づき学長が定める教授会の審議事項と解している。このため、これらの決定・変更は、教授会において審議されて結論を得るとともに、これらの情報は全ての教職員に伝達され共有されている。また、これら三つの方針及び学習成果は、全教職員に毎年度配付されるキャンパスガイドに明示して周知されており、教授会構成員はもちろんのこと全教職員が認識を共有している（提出・1）。

なお、学則第 42 条の定めるところにより、教授会の下に校務運営の諸課題を検討することなどを目的として委員会を置いており、愛国学園短期大学委員会規則にその種類、構成、任務等の詳細を定めている（提出・2、提出・規程集 05）。現在同規則の定めるところに基づいて、教務委員会ほか 4 つの委員会を、また、教務、アドミッション及び学生支援の各委員会の下には 12 の小委員会を置いている。そして、各委員会・小委員会は、前年度末に決定した活動計画に従って所掌する分野に係る諸課題を検討し、あるいは必要に応じて教授会に提案するなどの活動を進め、その活動実績と反省並びに前年度の結果も踏まえて作成した翌年度の活動計画を 3 月の教授会で報告している。（備付・106、107、108）。

#### <テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

現在、本学の最大の課題は収容定員充足率の改善である。平成 29 年度の認証評価においても、収容定員充足率の改善が向上・充実のための課題とされたところである。

本学は、学生にとって魅力的な教育機関であるよう、従来から教育課程の充実や、学生生活支援体制の整備などに取り組んできた。また、平成 26 年度には、地域との深いかかわりの中で運営していくことが重要であり、結果として地域における本学の認知度の向上に繋がることの認識の基に、今後の在り方として「地域に根ざし、地域に必要とされる短期大学」（現在は「地域に必要とされるとともに、広く社会に貢献する短期大学」（備付・98）を目指すとの方針を決定し、地域への貢献に向けて、履修証明プログラムの開設、公開講座の充実、公開講演会の開催、イベント・レシピ開発等における江戸川区との連携など、幅広い活動を継続してきた。さらに、江戸川区の企画や企業等との産学官連携活動にも取り組んでいる。加えて、当然のことながら、専門誌や専門サイトへの本学情報の掲載、ホームページの充実、高等学校訪問等の直接の学生募集活動や入学者選抜方法の見直しも進めている。

しかしながら、平成 28 年度ごろより入学者が減少する傾向が見られるようになり、教職員一丸となつての努力にもかかわらず、現在、収容定員充足率は 39%（令和 5 年 5 月 1 日現在）に留まっている。少子化、4 年制大学や専門学校進学者の増加などの社会的な要因もあるといいながら、本学の取組みに問題はないのか本学の在り方も含めて全面的に見直す必要があると考えている。①外部への情報の発信、②広く社会に貢献する短期大学・地域に必要とされる短期大学として地域・社会への貢献活動、③本学独自の魅力化の三つの取り組みを継続しながら、改善を図っていく。

#### <テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

##### 1. 年 2 回、全学生を対象に学長面談を実施

毎年度、全学生を対象に 2 回にわたって学長が面談を行っている。2 回とも個別面談である。その目的とするところは、学長自らが個別に学生の状況を把握し、問題や課題とするところがあれば早期にその改善・解消を図ること並びに学生が本学の教育環境に満足しているかを聞き取ることにより校務運営上の課題を把握することにある。学長面談により把握した学生の課題・問題に関する情報は、個人情報に配慮しつつ関係教職員に共有され、早期の改善と解消に繋げている。一方、学生にとっては、本学運営者との個別面談の機会、自

らの状況や学校に対する思い、要望などを直接伝える絶好の機会、本学への親近感と帰属意識の醸成にも繋がり、ひいては学生生活の充実にも繋がっている。緊張の面持ちで面談に臨んだ学生が、終了後、笑顔で会場を後にする姿がとても印象的である。

## 2. 教育及び学習の成果を確認する機会を導入（卒業演習、学修成果発表会）

学長の提案により、2年間にわたるディプロマ・ポリシーに沿った教育の成果を確認することを目的として、各専攻に卒業演習に相当する科目（生活デザイン専攻「商品開発・企画演習」、食物栄養専攻「調理学実習Ⅱ」の一部）を開設し、適切に授業が展開されるよう学長自らが統括している。食物栄養専攻では、令和6年度より独自の科目を設定する予定である。2年次後学期に学ぶこれらの科目は、学生が本学で得た専門の知識と技術を生かして、新たな商品や食味食感に優れたレシピを開発するなどした上でその成果物を発表するとともに、4,500字以上のレポートにまとめて提出するものである。そして、この成果を、学生に自らの学習を振り返って成長を確認させるとともに、個々の学生が本学における学びによりディプロマ・ポリシーを満たす学生に成長しているかを、非常勤教員も含む多くの教員により確認・評価するものである。各専攻の教職員は、これらの成果に関わりながら、教育指導の内容や方法等において適切かどうかを見極め、今後の教育活動にも反映するよう努めることができる。

このほかにも、学長が提案して、2月初旬に様々な授業における1年間に各学生が得た成果を公開の場に展示して学生が自ら説明する「学修成果発表会」を開催し、学生の学習意欲の発揚に繋げるとともに、教育活動がディプロマ・ポリシーに沿った学生の育成という目的に合ったものとなっているかを、卒業等を前にして全教職員で確認する機会としている。

## 3. 産学官連携活動、ボランティア活動を通じた応用力・社会人基礎力の育成

学生には2年間という短い教育期間の中で、基礎的な知識・技術の上に応用力を身に着けるために、本学では多様な産学官連携及びボランティア等の活動を推進して参加させている。このような活動は、建学の精神にある豊かな知識と技術、美しい情操を育てる有効な手段であり、近年の学生に不足すると言われる社会人基礎力を涵養するに有効な手段ともなっている。

### 〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

#### ＜根拠資料＞

##### 提出資料

- 25 評議員会議事録〔令和5（2023）年度〕
- 26 評議員会議事録〔令和4（2022）年度〕
- 27 評議員会議事録〔令和3（2021）年度〕

### 〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。



- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、私立学校法に基づく業務及び財産の状況に関する監査のため、随時理事から学校法人の業務、財政及び財産管理の状況を聴取するほか、経理事務担当者に対するヒアリングを行っている。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、学校の業務及び財産の状況について適宜意見を述べている。そして毎年、会計年度終了後の 5 月下旬に学校法人の業務及び財産の状況について私立学校法に基づく監事監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において報告しており、十分チェック機能を果たしている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会については、私立学校法の規定に則り、寄附行為において組織、諮問事項、任期、定例会等について必要とされる事項を定めており、理事長からの諮問事項に適宜答えるなど適切に運営している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### <区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則に規定された公開すべき教育情報については、本学ウェブサイト「教育情報の公表」に掲載し、公開している。

私立学校法に規定された公開すべき情報については、本学ウェブサイト「教育情報の公表」において、事業報告書、監査報告書、決算書を掲載している。また、役員名簿等についても同ページに掲載し、公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特に課題としたものはなかった。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学学長は、教授会を適切に運営してその意見を尊重しつつ本学の重要事項を決定し、また、所属教職員を統督して、本学の最高責任者としてリーダーシップを発揮し適切に校務運営を進めている。しかしながら平成 28 年度ごろより入学者が減少する傾向が見られるようになり、高校訪問の状況を精査し、新たな学生募集の企画を行うなど、教職員が一丸となつての努力にもかかわらず、現在、収容定員充足率は 39%（令和 5 年 5 月 1 日現在）に留まっている。本学の最大の課題である収容定員充足率は、少子化、四年制大学や専門学校進学者の増加などの社会的な要因はあるが、現在考えられることを行いながら、本学の取組に問題点がないかを見直し、本学の在り方も含めて改善を続ける必要があると認識している。